

令和2年 第4回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

# 令和2年第4回小国町議会定例会会議録

( 第 1 日 )

1. 招集年月日 令和2年12月7日(月)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年12月7日 午前10時00分

1. 閉 会 令和2年12月7日 午後 3時55分

1. 応招議員

2番 江 藤 理一郎 君	3番 穴 見 まち子 君
4番 久 野 達 也 君	5番 児 玉 智 博 君
6番 大 塚 英 博 君	7番 西 田 直 美 君
8番 松 本 明 雄 君	9番 熊 谷 博 行 君
10番 松 崎 俊 一 君	

1. 不応招議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 出席議員

2番 江 藤 理一郎 君	3番 穴 見 まち子 君
4番 久 野 達 也 君	5番 児 玉 智 博 君
6番 大 塚 英 博 君	7番 西 田 直 美 君
8番 松 本 明 雄 君	9番 熊 谷 博 行 君
10番 松 崎 俊 一 君	

1. 欠席議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日 さとみ 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 木 下 勇 児 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 秋 吉 陽 三 君
情 報 課 長 村 上 弘 雄 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 時 松 洋 順 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 慎 治 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 穴見 まち子 君

9番 熊谷 博 行 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を12月7日から12月10日までの4日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (r. 2. 12. 7)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

相変わらず、寒い日が続いています。昨年、一昨年と雪が降らない年が続きましたが、今年の冬はどうなのでしょう。ある程度、降るときは降ったほうがよいというふうに私は思っております。また、今年の年末年始の過ごし方もこれまでとは違った形になると思われまます。各位、健康には十分に気を付けていただきたいと思います。

それでは、令和2年第4回小国町議会定例会を開催する旨、御案内申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。なお、1番、時松昭弘議員より病氣入院中のため、本定例会の欠席届が出ております。御報告いたします。

それでは、開会の最初に、渡邊町長から御挨拶をいただきます。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さま、おはようございます。本日は第4回の小国町議会定例会ということで、お忙しい中にも関わりもせずお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、今議長からの御挨拶にもございましたとおり、寒さが非常に厳しくなりました。議員各位におかれましても、また傍聴に来られている皆さま、そして町民の皆さまにおかれましても、お体を御自愛いただきまして、体調管理に気を付けていただきたいと思います。

また、議員各位におかれましては、町の為に御尽力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

本日は、条例改正が5本、本年度一般会計そして特別会計の各補正予算等々ございます。また、明日、明後日と一般質問もございますので、議員の皆さまの御意見をしっかりと拝聴させていただきたいと思います。今回の定例会、コロナウイルス関連、本年度7月豪雨についてもたくさん盛り込まれております。私といたしましても、全集中、そして議会の型で臨んで参りたいと思います。御審議方をよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

議長（松崎俊一君） はい、ありがとうございました。

ただいま出席議員は9人です。定足数に達していますので、令和2年第4回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりです。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

3番 穴見まち子君

9番 熊谷博行君

をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る11月30日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日12月7日から12月10日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月10日までの4日間と決定いたしました。

本会議は、本日と8日、9日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長(松崎俊一君) 日程第3、「議案第51号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは改めまして、議案集をお開き願います。1ページでございます。

議案第51号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、小国町国民健康保険税条例の一部について、所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。よろしく願いいたします。

税務課長(橋本修一君) それでは、私のほうからは改正内容を説明いたします。

条例集1ページ、右上に51と書かれていますのが改正本文であります。資料といたしまして、税務課資料1の改正条例の概要と税務課資料2の新旧対照表をお配りしております。説明は税務課資料1の改正条例の概要で行います。御用意をお願いいたします。

改正内容でございます。個人所得課税の見直し、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振り替えに伴う軽減判定所得基準の見直しでございます。個人所得課税の見直しは、国民健康保険の軽減判定に影響や不利益が生じないようにするための軽減判定所得基準の見直しでございます。改正条文は第23条でございます。改正の内容の欄でございますけれども、軽減判定の所得基準額の33万円の部分を43万円に、また一定の給与所得者等が2名以上いる場合は、その人数から1を引いた数に10万円を乗じた額を加えるというものでございます。次の附

則第2項は、上記第23条の軽減判定所得の基準見直しに合わせた規定の整備でございます。

この改正は令和3年度以降の国民健康保険税に適応するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（松崎俊一君） これより議案第51号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

採決のほうは、最終日になっております。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「議案第52号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集をお開き願います。2ページです。

議案第52号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について  
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、租税特別措置法及び地方税法の改正による基準割合の引き下げ、名称改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく願いいたします。

福祉課長（生田敬二君） 条例改正案について、私のほうから御説明を申し上げます。

提案理由にもありますように、地方税法等の一部改正に伴って、介護保険条例の一部を改正するものとなります。条例集の2ページ、右肩に52と表示をしてあるものが改正条例本文となります。また、福祉課資料1で新旧対照表を示してございますので、改正内容に関しましては、こちらの資料で御説明を申し上げます。

保険料の延滞金の規定の特例措置に関する改正でございます。まず、介護保険条例本文の第10条の中に、延滞金について定められています。資料の下の部分に参考として掲載をしておりますけれども、この中で延滞金については年14.6%、納期限後1月を経過する期間は7.3%の割合の金額に相当する額とされております。その上で、表の右側、改正前の附則にありますように、附則での一部改正において延滞金の割合の特例が定められておまして、この割合%が軽減をされるという形になっております。この特例措置が現行の制度として施行されているものです。

今回の条例改正につきましては、この附則の改正ということになります。改正の内容としましては、利子税等の割合の引き下げが行われたことで、特例基準割合の名称が「延滞金特例基準割合」、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と用語の名称の変更がされたことによる改正でございます。

また、第3項が新設をされておりますけれども、こちらにつきましては平均貸付割合がマイナスとなった場合、延滞金の割合が0%となることがないように、年0.1%を下回る場合については、年0.1%とするとしてきたことによる改正となります。

改正内容についての概要説明は以上となります。

条例改正分の附則でございますが、本改正条例につきましては、令和3年1月1日からの施行とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第52号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 全員協議会で現在、延滞金を支払っている方が1年間にどれぐらいいるのかという質疑がございました。そこで福祉課長は13件ですと。要するに、これは毎月になりますので、13件というのは例えば一人の人がその年に6カ月分、この延滞金が発生するような状況になってしまえば、一人であっても6件ということになるので、13件がこれは何人かということとは分かりませんが、その13件ありますということでした。しかし、介護保険料を滞納するというような状況というのは、基本的には低年金で、年金から天引きしてしまえばとても生活できないから、年金からの天引きは行わずに納付書を送って、それで支払ってもらおうというような方たちですので、非常に低所得者、暮らしが厳しい人が対象になってしまうと思うのですね。ですので、実際、納期限までに保険料を納めることができない人というのは、これは13件どころではないと思うのですが、この延滞金の発生する条件というのはどういうものがあるのか、御説明をお願いします。

福祉課長（生田敬二君） 延滞金につきましては、納期限後の滞納した保険料の額に、先ほど条例改正のほうでも触れましたけれども、負担割合がありますので、もちろん滞納した期間、その率で計算した金額という形にはなります。ただ、1千円未満切り捨てというような形で延滞金はかかっておりませんので、延滞金がかかる方については相当期間の滞納があるということになるかと思っております。

そして、先ほど普通徴収と特別徴収、年金からの天引きという形の方と普通徴収の方については、昨年度の所得の状況等で急に変動があった場合やそういった場合に、どうしても年金からの天引きができずに、普通徴収から徴収という形の方もいらっしゃいますので、そういった方について納期限にまでに納められなかったというような例もございます。



以上でございます。

5番（児玉智博君） やはり、例えば65歳になったばかりで、65歳からが1号被保険者になるわけで、だから誕生日の月に自分は今月から介護保険料を払わなければいけないんだという認識がなかなかなくて、うっかり払い忘れてしまうというようなことで、その月は滞納になるかもしれないのですが、翌月、翌々月からは年金から一般的には特別徴収が始まるわけですので、やはりそういう人というのは長期にわたって、その月の分を滞納してしまうということはなかなか考えにくいと思うのですよね。長期になってきて、要するに延滞金がどんどん積み重なっていく人というのは、本当に払えないから払えない状況の人たちがいるということだと思えるのですね、やはり私はそういう人というのは不納欠損という対応を取っていかないと、実際いつまでたっても滞納している分の原資の保険料に合わせて、延滞金まで請求していくというのは、非常に過酷だと思えるのですね。実際、こういう特例という形で延滞金の支払い義務がいわば明記されていくということになれば、そういった適切な対応も同時に行っていないと、本当に被保険者の首をどんどん絞めていってしまうというふうになってしまうと思うのですが、実際の運用ではそういった生活相談であったりだとか、それに基づく不納欠損、そういったものもきちんとして行われているのか、確認させてください。

福祉課長（生田敬二君） 延滞金につきましては、介護保険制度運用上の被保険者の方の公平性の原則というところで、延滞金を課しているところです。制度自体の65歳からというお話が今議員からありましたけれども、そういった形の制度の周知であるとか、そういったところはお知らせ等を広報等でしていきたいとも思っています。また払い忘れ等、払えないという方、滞納があれば毎月、その都度になりますけれども納期限まで納められなかった方については、連絡を取るなどして御相談にも応じているところでございます。

また不納欠損につきましては、2年間という期間もございますけれども、その折に不納欠損処分をしているというところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） では最後に確認なのですが、その不納欠損ともともと支払わなければならない介護保険料ですね、これを不納欠損した場合は延滞金も併せて不納欠損という対応になるのか、それとも残るのか教えてください。

福祉課長（生田敬二君） 延滞金につきましては、本税が不納欠損処分ということになれば、そこで延滞金はかからないという形になります。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「議案第53号 小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集をお開き願います。3ページです。

議案第53号 小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、租税特別措置法及び地方税法の改正による基準割合の引き下げ、名称改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく願います。

福祉課長（生田敬二君） 条例改正案について、御説明を申し上げます。

こちらの条例改正につきましても、地方税法等の一部改正に伴って、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。条例集の3ページ右肩に53と表示してございます。改正条文本文となります。また、福祉課資料2で新旧対照表を示してございます。本改正条例も介護保険条例と同じく保険料の延滞金に関する規定の特例措置についての改正ということになります。こちらのほうは、条例本文の附則を改正するという形になっておりますけれども、改正内容としましては、介護保険条例の改正と同様でございます。本条例改正も、令和3年1月1日からの施行とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議、よろしく願います。

議長（松崎俊一君） これより議案第53号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 中身としては、先ほどの介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例と同じ内容だということでした。でしたら、実際上の運用についても、先ほど私がお尋ねした介護保険のときと同様に、そういう親身な運用といたしますか、生活相談であるとか納税相談というかそういうものにも対応して、本当に払えない人については不納欠損も含めて、きちんと対応いただけるということでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 先ほどの介護保険と同じ形での対応を取らせていただいております。納期限までに納付のない方については御連絡を差し上げて減免の制度等もございますので、そういったものにつなげていったりであるとか、保険の相談だけではなくて、そういった生活面での相

談等も受けているところでございます。不納欠損処分につきましても同様でございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第6、「議案第54号 小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集をお開き願います。4ページです。

議案第54号 小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が改正されたことに伴い、経過措置期間の延長及び管理者の取扱いが変更されたため、所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく願いいたします。

福祉課長（生田敬二君） 条例改正案について、御説明を申し上げます。

提案理由にもありますように、指定居宅介護支援等に関する基準を改正する厚生労働省令が本年6月に公布をされまして、それに合わせて本町の基準に関する条例を改正する形になるものでございます。

条例集の4ページ右肩に54と表示をしております改正条例本文となります。また、福祉課の資料3で新旧対照表を示しております。改正内容に関しましては、こちらの資料で御説明を申し上げます。条例の第4条におきまして、指定居宅介護事業所の管理者についての規定を定めております。改正前の現行条例におきましては、第4条第2項で、「管理者は主任介護支援専門員でなければならない」としております。この必置規定につきましては、平成30年度から施行されたものになりますけれども、併せて附則の中で経過措置が定められておりまして、平成33年3月31日、来年の3月31日までについては、介護支援専門員をもって管理者とすることができるかとされているところでございます。主任介護支援専門員、通称で主任ケアマネジャーとい

っておりますけれども、こちらは介護支援専門員、ケアマネジャーの中で一定の研修を受けた方  
でございます。介護支援専門員の上位資格職とされております。

資料の3に戻っていただきまして、今回の改正では第4条第2項にただし書が追記をされてお  
りまして、「主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合にお  
いては、管理者を介護支援専門員とする取り扱いを可能とする」という旨の改正条例となってお  
ります。

また、附則におきましては、令和3年3月31日までの経過措置を令和9年3月31日までに  
期間を延長するものでございます。今回の2つの改正を行う趣旨としましては、居宅介護支援事  
業所における人材確保に関する状況等を考慮したものとされております。

改正内容についての概要説明は以上となりますが、条例集54の改正文を御覧いただきまして、  
附則でございます。施行日につきましては、公布の日からの施行、また第4条第2項のただし書  
の改正規定につきましては、令和3年4月1日からの施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第54号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 今現在、小国町にこの介護施設が何箇所あり、来年の4月1日からのこの改  
正後に該当して、実際には主任介護支援専門員でなく介護支援専門員で運営していく、該当する  
ようなところが何軒ぐらい見込まれるというのは分かっているのでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） お答えいたします。

指定居宅介護支援事業所としましては、小国町の指定で今5軒ほどの施設がございます。その  
うちに、主任ケアマネジャーの資格を持たれている方が3事業所が運営をしております。残りの  
2事業所はケアマネジャーはおりますけれども、主任の方はおられません。ただ、1事業所につ  
きましては、今主任ケアマネジャーの資格を取得するための研修を受けているということでお話  
を聞いております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに、質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 今、御説明がありましたように、5軒のうち3軒がこの条例改正後に素直に  
適用かと思っておりますけれども、1点ちょっと思うのですけれども、この附則の中で令和9年と期日  
限定でもあります。そういった中でその施設の運営上、人力的なやりくり関係でなかなか資格取  
得まで職員を派遣、研修期間等を要することが厳しいと。ただ、施設としては今後、後期高齢者  
は増えてまいりますし、介護を要する方も年々増加していくかと思っております。そういったよう  
なときに、町も支援策として、例えば施設があるのは住民誰もが安心して暮らせる条件整備かとも  
思いますので、そういったような意味合いからも、この令和9年までに例えば、今まで本当は自

助努力で資格を取得しておくのが当然でしょうけれども、なかなか先ほど言いましたように、条件等で厳しいものがあり、なかなかできないと。そのようなときに町として支援策ではありませんけれども、何とか取得できるような手立て、あるいは支援等を行っていくとかいうことも、今後十分考えなければならぬ局面が発生してくるのではないかなと思います。あと5カ年の間かと思えますけれども。そういったような意味からも、その検討というのも同時に併せて進行すべきと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 主任ケアマネジャーの資格についての勸奨等は、もちろん町のほうも行っているところではございますし、今のところ、そういう資格取得のための情報であるとか、そういったところの提供をこまめにさせていただいているところでございます。今後につきましては、非常に人手不足というか人材確保のために、今議員が言われたようなこと、いろいろな形での支援というのも必要になってくるかと思えますので、そちらについては検討をさせていただくということになろうかと思えます。

議長（松崎俊一君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第7、「議案第55号 小国町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集をお開き願います。5ページです。

議案第55号 小国町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、放課後児童クラブの利用対象者の範囲を明確に定めるために、小国町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

福祉課長（生田敬二君） 条例改正案について、御説明を申し上げます。

提案理由にもありますように、施設の利用対象者の範囲を分かりやすく改めるために、本条例

の一部の改正を行うというものでございます。

条例集の5ページ右肩に55と表示してあるものが改正条例本文となります。また、福祉課資料の4で新旧対照表を示してございますので、改正内容に関しましてはこちらの資料で御説明を申し上げます。

福祉課資料の4をお願いいたします。放課後児童健全育成事業施設と申しますのは、放課後児童クラブのことでございます。第4条に利用者の要件範囲が示されておりますけれども、現行の規定におきましては少し分かりにくいというか、判断しづらい表記となっておりますので、その条文を改めるものでございます。改正後の条文にありますように、使用できる者の範囲としましては、「町内の小学校に在学中の児童で、保護者の就労、疾病、その他の理由により昼間家庭において適切な保護が受けられない児童とする。」という表現に改正をするというものでございます。旧条例でいいますと、在学する小学校の要件であるとか、その御家族の住所要件など、判断しにくい面もあります。今回、対象児童を町内小学校の在学児童と定めまして、対象者の要件をより明確に規定するものでございます。改正内容についての概要説明は以上となります。

附則で施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第55号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 提案理由で、より利用できる基準を明確にするためと言われましたが、明確になっているのかどうかというのが、少々疑問です。というのが、町内の小学校に在学中の児童、これは明確です。保護者が就労していると、これも明確ではあります。疾病ということで、慢性的な疾患で、なかなかその人だけでは子どもをみるのが困難だということでは明確だと思います。ところが、「その他の理由により」ということになっておりまして、その他の理由というのは、どこぐらいまで範囲を広げることができるのかというふうに思うわけですが、やはり明確にするというのであれば、条例でここまでしか書かないのであれば、もうちょっと規則なり基準なりが必要になってくると思うのですが、そういった対応はどうされますか。

福祉課長（生田敬二君） 保護者の関係、各世帯の事情でいろいろなケースが考えられるのではないかと考えています。その他の理由としておりますのは、その方のいろいろな不都合があった場合に御相談をいただいて、いろいろな事情があるかと思っておりますので受け入れる判断をしていくのに、放課後児童クラブの登録をしていくのに適切かどうかの判断になるものでございますけれども、そこにつきましては内規等で定めて、なるべく登録できるような、緩和した形での登録に努めていきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 登録基準が緩和されるということでした。でしたら、この改正がなされて、

それまで登録できなかった児童で登録できるようになる児童が実際に、今現在、現状でいるのでしょうか。それとも、現状ではないけれども、将来的に想定されるということでの答弁でしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 今、現実的には新学期が始まる時とか募集をするわけですがけれども、そのときにやっぱり家に誰もいないとか、そういった家庭が多いのですけれども、そういった方について登録申請が上がってまいります。基本的には、そこで実績的には今、申請があった方については、基本的にはほぼ登録をしていただいているという形になりますので、基準によって登録ができなかったという子どもさんはいらっしゃいません。

以上でございます。

5番（児玉智博君） やはり、学校が終わったあと、一人で家で過ごさなければならないというような子どもが出てこないように、やはりそういった柔軟な対応というのはこれは間違いなく必要です。しかし、一方で「その他の理由」という非常に曖昧な表現で、保護者間の不公平感なんかに結びついてしまえばよくないわけですよね。やはり、子どもを放課後クラブに預けている人にとっても肩身の狭い思いで利用しづらいというような状況になったら、またそれは本末転倒でありますので、そういった部分で「内規などで」という答弁もありましたが、そこは慎重に対応をいただければということをお願いしまして、質疑を終わりたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑は。

8番（松本明雄君） 今の件ですがけれども、これは条例としては福祉課から出ております。ですが、児童は小学校のほうにいますので、今、同僚議員から出ましたその他に関する情報は、情報のほうは教育委員会のほうも持っていると思いますので、その辺で共有しながら話していただきたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第56号 小国町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集をお開き願います。6ページになります。

議案第56号 小国町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について  
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、部落差別の解消の推進に関する法律の制定を受け、小国町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしくお願いたします。

住民課長（石原誠慈君） それでは、説明をさせていただきます。

まず、今回の改正につきましては、平成28年に差別の解消を目的に3つの法律、人権三法が施行されたことを受け、町条例に反映させるため改正をお願いするものでございます。

それでは、小国町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について、改正条例の内容につきましては、条例文の6ページ、右肩に56と書いてあるものでございます。本日は住民課資料（1）の新旧対照表で御説明をさせていただきます。

まず第1条でございます。2行目の後ろに「精神にのっとり、」の次に、差別解消関連の4つの法律を追加させていただきました。理由といたしましては、現在の条例、平成7年に制定をされております。その後制定された人権に関する法律を追加し、その趣旨を踏まえて、部落をはじめあらゆる差別の解消を推進していくため、追加しております。

次に、下のほうになります。第4条中に第2項を追加させていただきました。理由といたしましては、部落差別解消推進法第6条の「国が行う差別の実態に係る調査に協力する」という旨を規定し、追加しております。

続いて、下段になります。第5条の見出しに「教育」を加え、「教育及び啓発活動の充実」に改めております。

裏面をお願いします。また、同条改正前の1行目にあります「に必要な啓発活動に関する施策の推進」の部分、改正後「関係団体と協力体制を密にし、人権教育の推進を図るとともに啓発活動を行い、人権擁護の社会づくり」に改めております。

理由といたしましては、推進法第5条に差別を解消するため、教育及び啓発の必要性が明記されたことを受け、改めたものでございます。

次に、改正前の第7条「推進体制の充実」を、改正後は第8条とし、1行目の「審議会の審議に基づく施策を推進するため」の部分、改正後は「第4条に規定する町の施策を効果的に推進するため」に改めております。

理由といたしましては、現条例では審議会の審議に断定されていることから、第4条の「町の施策を効果的に推進する」に改め、幅広く具体的に明記させていただきました。

次に改正後の第7条、相談体制の整備、第7条を追加させていただいております。第7条「町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。」の1条を追加させていただいて



おります。また、7条が追加されたことにより、改正前の第8条「委任」を第9条に改めております。

追加理由といたしましては、推進法第4条第2項で「地方公共団体は地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るよう努める。」とあり、それを反映させ追加したものでございます。

条例改正の説明については以上でございます。また、熊本県におきましては、部落差別の解消の推進に関する条例が6月29日に施行されております。一昨日の12月5日土曜日の熊日新聞にも、その記事が1面に掲載をされておりました。今回の部落差別解消推進法では、「現在なお部落差別が存在し、部落差別は許されないもの。これを解消することが重要な課題である。」と明記され、国、地方公共団体の責務が示され、部落差別のない社会の実現を目的としております。

また、憲法上、史上初めて部落差別の文言が使用されまして、改めて部落差別が日本社会に存在することを国が認めた法律でもございます。現在、法律についてはテレビ等で周知啓発等がされているところでございます。今回、この法制定を受けまして、町としてまた行政の責務として部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を推進し、小国町住民の一人ひとりの人権が大切にされるまちづくりを引き続き進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

議長（松崎俊一君） これより、議案第56号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 部落差別解消推進法が制定したことにより、それに伴う条例改正という説明がございました。それで、部落差別解消推進法というのは、これは平成28年に自民党と今はなくなっている民進党、それと公明党の3党の議員提案という形で提案され、成立されたものであります。政府提案のものではないのですね。それで、私は、この法律についての感想というかそれは多くは申し上げませんが、私はこれは逆に差別を再生産、固定化する部落差別永久法とでもいうべき法律であると思っております。

それで、まず伺いたいのは、これは先ほども言いましたが平成28年12月の成立です。ちょっと元号が変わってしまっているんで平成28年って何年前だというような感じもするのですけれども、4年も前の話なのですね。私にしてみれば、今さらというような条例の改正が出てきたなという気がしているのですが、実はこの解放出版社というところが出しておりますQ&A部落差別解消推進法積極的活用のためにという冊子がございます。その中には、各都道府県の部落解放同盟の連合会が都道府県知事や都道府県の教育委員長に部落差別の解消の推進に関する法律公布施行に当たっての要望というフォーマットを出しているのですよ。これで、どんどん要求しなさいということで。どういうことが要求されているかということ、部落差別解消推進法公布・施行に当たりまして、首長並びに教育長としての基本認識と見解を明らかにしてください。あるいは、

部落差別解消推進法で提起されている教育啓発、更には実態調査等を積極的に推進していくため、国へ強く働きかけるとともに、具体的な施策を講じるように要望されたいとか。これを縷々10項目ぐらい要求するようなフォーマットをつくって、はたらきかけるようにというふうになっているわけですよ。それで、私ですね、これ4年も経ってこういう条例改正を出してくるということは、小国町や小国町教育委員会に対してもこういった条例をつくれというようなプレッシャーというか、そういうはたらきかけがあったのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それともう1点です。この部落差別も県政史上初めて部落差別があるということが法律で認められたとおっしゃいますが、しかし、部落差別とはどういう差別なのかというのは法律には規定されておられません。そのほかの法律にも規定されていないということは、これは法務省の見解です。それで、この条例にも「部落差別をはじめ、あらゆる差別」ということが幾つも出てきているわけですが、それでは小国町は一体どういう差別が部落差別というふうに言っているのか。また、その根拠も示して御説明いただけるでしょうか。今年の3月定例議会の総務文教福祉常任委員会の私の質問に、当時の時松住民課長は「一般的にその方の出身ですね。それを理由としてといいますか、どここの出身だからといって不当に分け隔てすることを部落差別というと思います。」と述べていらっしゃいます。「思います」と言われているわけですが、そういう「思います」とかではなくて、きちんと根拠も示して、どういう差別を部落差別とこの条例はいつているのか御説明をお願いします。

住民課長（石原誠慈君） それではまず1点目の、なぜ条例改正が今になったのかという理由の一つとしましては、先ほど言いましたように熊本県が今年の6月議会で上程して、可決されて6月29日に施行されたということは申し上げたとおりでございます。その他の県内の今の法を受けまして、条例改正をしている市町村につきましては、7市町あります。阿蘇郡内におきましては小国町が最初でございます。他市町村はこれからという状況でございます、県からの条例制定の通達を受けまして、町も検討してきたということでございます。他市町村の状況をみながら足並みをそろえるということもございまして、今になっております。

もう一つの部落差別とは何かということでの御質問ですが、部落差別は我が国固有の人権問題、法律を制定しなければならないほど差別が存在するというところでございます。他の人権教育とは大きく異なる点があり、日本社会の歴史的発展過程の中で形づくられた身分的差別により今日に至り、現在においてもそこに生まれた、住んでいるという理由だけで、根拠のない言い伝えや偏見によって差別され、全ての国民に保証されているはずの基本的な人権が完全に保証されていないという重大な人権問題でございます。現在もなお、部落差別が残されているのは、同和問題について正しく学んでいないことが大きな要因だと考えられます。この同和問題の解決のためには、正しく理解認識することが世間体にとらわれなく、自分自身で考え、行動していく態度を養うことが最も必要でないかと考えております。外国人から見ますと、日本の部落差別ほど分かりにく

いものはない。世界中にいじめや差別は様々ありますが、同じ肌の色で同じ言葉をしゃべり、同じ文化を持つ人間同士がいまだに差別していることが信じられないというような話も聞いております。人間によって形づくられた固定観念による差別は、人間の努力でなくせるはずはないと考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） 全く私の質問に答えていないと思うんですよね。それで、いい加減な答弁をされては困るのですが、県から通達が来たと。もう通達なんていうのは地方分権一括法が成立してから、なくなっていますからね。通達。上位下達の関係ではないと。国・都道府県・市町村は今対等なので、通達なんていうのはありません。ありもしない通達が来たとか、そういういい加減なことを議事録に残ります。言ってもらっては困ります。

それで、まず最初の質問ですね。そういうプレッシャーなどがなかったのですかというのは、お答えにならなかった。ないと言えないということは、あったというふうに理解していいのでしょうか。だから、部落差別がどういう差別ですかと聞きましたけれども、結局いろいろ長く答弁されましたけれども、3月の当時の住民課長答弁とそれほど長さこそ違いますけれども、言っていることというのはほとんど変わらないと思うのですよ。それで、何でその地域、旧同和地区出身を理由に行われる差別が差別なんだというのが、それではだめなのは何でかという、部落解放同盟が言ってきたことなんですよ。だから、そういう主張の根底にどういうのがあるかという、同和地区以外の人間は全員差別者なんだということを言って、同和地区を理由にする差別は部落差別というふうに言っていれば、実はそれが女性差別、ジェンダーを理由にする差別だったとしても、障がい者差別だったとしても、それらは全て部落差別なんだという理論に陥ってしまうわけですよ。それでは、これは部落差別を解消するどころか固定化してしまうということを申し上げておきたいと思います。

次に伺いたいのが、第4条の第2項です。前項の施策を推進するために、国、県及び各種関係団体と連携を図り、必要に応じて実態調査、意識調査等を行うものとするとして書いております。住民課長は部落差別解消推進法の第6条に書かれたのを受けてやったんだというふうにおっしゃいました。まず、1点確認ですけれども、国が行う統計調査や各種調査があります。最近国勢調査も今年行われましたけれども、経済センサスや農業センサスとかそういうのもいろいろあります。しかし、国勢調査とか農業センサスを条例上位置づけた条例は、小国町にも存在しません。それでも問題なく国の調査というのは、この小国町内の住民を対象にしても滞りなく行われているわけです。それをあえて、この部落差別に関する調査だけをここに位置づけるのはなぜなのでしょう。また、部落差別解消推進法の第6条には、地方公共団体の協力を得て、意識調査や実態調査を行うようになっておまして、この条例改正案に出てくる各種関係団体という文言は出てこないわけですよ。全員協議会で、この各種関係団体とは何かと問いましたところ、この中には

部落解放同盟小国支部が含まれるということはお認めになりました。私は、これは非常に危ないと思うわけですね。それは、なぜ危ないかといいますと、要するに実態調査や意識調査というのは、個人の内心に踏み込むものであります。実際、福岡県でこの実態調査が行われたわけなのですが、それでどういうことが聞かれていたかといいますと、要するに「あなたのお子さんが、同和地区出身者と結婚すると言ったらどうしますか」と。反対するのか、賛成するのかとか、反対賛成も事細かに分けられたのから選ぶような。要は、その個人の内心に思いきり踏み込むような内容の調査が行われようとしているわけですよ。

そこで確認なのですが、小国町がやろうと思っている実態調査、意識調査というのは、一体どういう調査を行おうとしているのかお答えください。

住民課長（石原誠慈君） まず1点目ですが、第4条第2項の「前項の施策を推進するために、国、県及び各種関係団体と連携を図り、必要に応じて実態調査、意識調査を行うものとする」というものを追加させていただきました。ここの捉え方としましては、国の調査に協力することは当然のことではございますが、町の施策、調査も含めて進めていく上で、必要に応じてまた状況に応じて、例えば全ての関係団体もありますし、当該者・対象者がまた変わる場合もございますが、そのときにいろいろな団体の協力をいただくということで捉えております。

それと、今言われました調査につきましては、今現在、具体的なことは申し上げられませんが、先ほど議員もおっしゃられたとおり、慎重に調査等の項目と協議等検討をしながら行ってきたいとは考えております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。休憩はあの時計で11時20分から。

（午前11時05分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

5番（児玉智博君） どういう調査をするか、今答えられないという。それはないだろうと。ここで説明もできないなら、どのような実態調査、意識調査でもやりますと、やるかもしれませんということではないですか。やはり、この条例を提案するのであれば、ある程度どういう調査をやりますというようなことを示せるように煮詰めてからではないと、もう全くただただ解放同盟に言われるがままに条例案をつくって、それを提案するというのは、これは極めて不誠実な態度だと言わざるを得ないと思います。

そして、まだきちんと答えていただいていないのですけれども、国の法律でも地方公共団体と協力をしてとしかなくてないのに、これは国、県及び各種関係団体というふうに、各種関係団体をここにかませている理由は何なのかと。そういう自分の子どもが同和地区出身者と結婚すると言い出したらどうしますかとか、福岡県で実際にそういう調査が行われているわけですよ。そ

れを小国町でやって、連携するからといって、その集まってきた回答用紙を部落解放同盟の関係者が見ることができるということになるのではないですか。そういう状況が起こらないような保障というのは、どこにあるのでしょうか。きちんと答えていただきたいと思います。

それと、もう1点。この第7条の相談体制についてであります。町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めとなっております。相談体制の整備とは、一体どういうことでしょうか。以前、小国町では小国町隣保館の館長を部落解放同盟の支部長が兼任しまして、多額の禄を食むというような状況が続いておりました。幸いにして、今そういう状況は解消されたわけではあります。相談員という名目で特定の団体の人が相談員を務めて、町がその人に対して給料を払うというような新たな利権が生まれるような状況が、小国町に再び起こるのではないかと危惧をするわけですが、相談体制というのが一体どういうものなのか。そして、その相談体制にどれほどの予算措置がなされるのか、説明してください。

住民課長（石原誠慈君） すみません。まず初めに、先ほどの訂正をさせていただきます。

県からの通達ではなくて、通知、条例が制定されましたよという通知がきております。

続いて、もう1点ですけれども、この条例改正に対して働きかけがあったということでございましたが、そういうことはありません。法の制定に基づいて、今回条例を改正するものでございます。

それでは、まず相談体制の件でございますが、法律の施行に則って、ここに相談体制の充実を追加させていただいております。相談につきましては、慎重かつ的確に、そういう相談があれば迅速に解消することが重要なことだと考えております。今、現時点で考えられるのは人権相談窓口の充実ということで、相談マニュアルの作成やあるいは関係機関とのネットワークやそういうことを充実させる。それから、相談員の養成。研修会等を実施して、相談に応じられるようにするという。あと相談窓口の周知ですね。人権相談窓口について町民への周知が大事ではないかなと思っております。

それと、相談者へのサポート体制といいますか、相談員の意見の場や専門家の助言を受ける機会を設けることも必要ではないかと思っております。

以上のようなことで、これから先、相談体制については今述べたことを早急にやっというとは思っています。それと、先ほど言われました部落差別をはじめあらゆる差別ということで、その解消に向けて町は取り組んでいるわけですけれども、実際、小国町に限らず全国でもいろんな差別が起こっております。その差別がなければ、法制定も必要でないし、条例改正も必要でないという考えでおります。あるということで、行政の責務としてこれは進めていかなければならないと思っております。

以上です。

教育長（麻生廣文君） 先ほどの質問のほうに、まだ教育委員会としてタイミングを計っておりませんが、発言できておりません。

まず、先ほど議員の質問の中に、各種団体からの教育委員会等への申し入れ、要望等はないのかという話でございましたが、老人会、女性の団体、外国人の団体あるいは解放同盟の支部から一切何らかの要望、申し入れはございません。

以上でございます。

5番（児玉智博君） もう3回聞きましたけれども、聞いていることに答えていないのですよね。まず、相談体制に幾らかかるのかと言いました。内容は分かったので、それに相談員も配置するのですよ。今、言いましたよね、相談員と。ではそれに幾らかけるつもりなのか。そういう研修とかも出てきました。サポート体制とか言いましたけれども、ではそれに幾らかけるつもりで、毎年それは条例を作ってしまうと、1回では済まずにそれが毎年予算として必要になるわけでしょう。だから、それが幾らかかるのかというのも答えていないし、大事なところですよ。実態調査や意識調査を今は答えられませんというのは、何で答えられないのですか。私は答えるべきだと思いますよ。実態調査、意識調査を行うものとする。「行える」でもなく、「行うものとする」とより踏み込んだ表現だしですね。どういう調査を行うのかというのは、ある程度説明するべきだと思います。

そしてまた、法律でも謳われていないような「各種関係団体と連携を図り」というのが、何で町条例には出てくるのか。そして、この連携を図ることで、町が行った調査あるいは国の調査の内容が、この各種関係団体に分かってしまうのではないかと。だから、どこまでの連携を想定して法律にもない「各種関係団体」をここにもってきたのか、きちんと説明してください。

住民課長（石原誠慈君） 先ほど申し上げました町としましては部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を推進していくという中で、住民、町民の方がいわゆる意識調査等を行う上で、その推進の状況というのが見えてくるのではないかと考えております。ただ、言われるように連携というか協力をいただくということで、ここは捉えております。

この第4条第2項の内容につきましては「前項の施策を推進するために」という文言がございますので、調査も含めたところで町で進める上で協力をいただきたいということで捉えております。

5番（児玉智博君） だからですね、前項の目的を達成するための意識調査と変わりましたね。法律の第6条の国が地方公共団体と協力して行う実態調査、意識調査というのが、その法律の第6条に設けられたから、これにはしたんですと最初は言っていたのですけれども、前項があるから実態調査、意識調査というふうに言われたので、それはそれでいいのですけれども、ですから、結局答弁を変えるわけですね。この国の法律の第6条には地方公共団体と協力をして実態調査、意識調査を行うというふうになっているけれども、だから私は何で国には各種関係団体という文

言はないけど、ここに出てくるのですかと言ったら、それは前項の目的を達成するためだからと、いうふうに言われたので、ではこれは別物と。国の法律の第6条とは別物というふうに答弁を変えるのですね。

では、いいですよ。それに答弁を変えるというのであれば、では答弁を変えるとして。だったら、この各種関係団体との連携というのはいくらまでの連携、どこまでの協力を想定して書いているのですか。そして法律第6条との実態調査、意識調査とリンクしていないというのであれば、では前項の目的を達成するための実態調査、意識調査というのはいくらどういう内容の、どういう方法の調査なのですか。教えてください。

町長（渡邊誠次君） 話が少し平行線に近いような形で進んでおりますので、私のほうから見解を述べさせていただきます。

今、住民課長が答えさせていただいたところで、答弁を変えるということはありません。私のほうから提案理由を申し述べさせていただいたとおり、部落差別の解消の推進に関する法律の制定を受け、今回の小国町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部についての、所要の改正を行うと提案理由を述べさせていただいておりますので、これが提案理由でございます。諸条件につきましては、今住民課長が答えさせていただいておりますけれども、国・県及び推進するため、この方法論でございますが、この部分に関しては、小国町にも各種団体いろいろな団体があると思います。協力していただかないといけない団体、例えば老人会であったりとか、いろいろなところにも協力していただかないと、意識調査を含めて、できない可能性もありますので、しっかりとそういうところの団体と連携を図りたいというところでございます。

私は以上答えさせていただきます。

5番（児玉智博君） 住民課長を指名していますから。

町長（渡邊誠次君） 指名は僕は受けておりませんが、住民課長というお答えはありませんでしたので、私のほうから答えさせていただきました。

住民課長（石原誠慈君） 先ほど申し上げました国の調査に協力することは当然のことだと思います。ここでの捉え方は、町の施策を調査も含めて進めていく上で、必要に応じて協力を各種団体にいただくということでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 第5条の「町は、町民の人権意識の高揚を図るため、関係団体と協力体制を密にし、人権教育の推進を図るとともに啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする」というところなのですが、具体的にここの中の関係団体は、先ほどからちょっと出てはおりますが、関係団体、今現在で分かるところはどれくらいあるか教えてください。

住民課長（石原誠慈君） 第5条につきましては、まずここに改めたのは教育と啓発の必要性が明

記されたことを受けて、改めたものでございます。差別の解消を推進するためには教育と啓発が必要ということでございますが、今言われました団体につきましては町の中のあるあらゆる団体の方に周知啓発をしていくということで、具体的な関係団体としては先ほど、連合会婦人会であったり、男女共同参画懇話会など、子どもたちに関しては学校になるかと思えます。高齢者に対しては社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会とかそのあたりに推進啓発をしていくということでございます。障害のある方でも同じようなことで、社会福祉協議会やサポートセンター悠愛とかいろいろな施設もありますので、そのあたりに啓発推進していくということでございます。

以上です。

7番（西田直美君） 危惧するのは、人権問題で特に差別を受けているところで、去年びっくりしたのは、部落解放同盟には町からの予算が毎年ついております。今年の場合は使途を聞きましたら、研修費であるとか旅費だということを言われましたので、今年はコロナでコロナ関連予算を執行できなかったものが結構あったりするので、それが返ってくるのかどうか、私は楽しみにしているのですが、大きい団体は声を大きくしていろいろなことを言えるのですが、実際に差別に関していうと、差別を受けている人というのは声なき声の人が多いわけですよ。個人単位です。特に今一番大きく問題になっているのはLGBTであるとか、そういう人たちの声というのはなかなかこういうところに上がってこれない。声にならない人たちの声を拾い上げることがすごく大事なことだろうとは思いますが、「関係団体との協力を密にし」というところが、大きな団体の大きな声だけを拾い上げるのではなくて、ぜひとも声にならないところはどうかというふうにしたら拾っていただけるのか、ということを検討していただければと思います。これは質問ではなくて、失礼しました。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第9、「議案第57号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第11号）について」を議題といたします。

ここで執行部より資料の追加がございますので、配付いたします。

（資料配付）

議長（松崎俊一君） 改めまして、執行部から提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集をお開き願いたいと思います。7ページ上段をお願いいたします。

議案第57号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第11号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度小国町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり提出する。



令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書第11号をお開き願いたいと思います。1ページです。

令和2年度小国町一般会計補正予算（第11号）

令和2年度小国町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6千299万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億8千613万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

今回の補正の大きなものとしたしましては、総務費で2億2千100万円を積み立てます。また、民生費では6千989万4千円を追加するものです。追加分につきましては、給付費の増額、各種事業の補助金や交付金の精算による返還金が主な内訳になります。衛生費では、6千518万円を追加いたします。7月豪雨災害の廃棄物処理費の増額によるものです。商工費では、1億2千715万5千円を追加いたします。主なものとしたしましては、修繕費、補助金の増額とコロナウイルス感染症対応経済対策費が主な内訳になります。最後に、土木費です。3千607万7千円を追加いたします。主に7月豪雨災害の関係で、人件費、補助金、道路新設改良費の増額が主な内訳でございます。

よろしく願いいたします。

総務課長（小田宣義君） それでは、私からは一般会計補正予算（第11号）のもう少し詳しい中身についての説明を差し上げたいと思います。

まず、第1表といたしまして、2ページから3ページに歳入歳出のそれぞれの款項の区分及び金額を記載しております。

4ページは、第2表地方債補正として、起債の目的、限度額等が記載してあります。

5ページは歳入歳出の補正予算事項別明細書となっております。それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。

9ページをお開きください。歳出の大きな額の補正項目について説明させていただきます。

まず、歳出の中で各費目に出てきております給与、職員手当、共済費等の人件費の増減につきましては、職員の異動による増減額になります。

最初に9ページ、総務費の中で3財産管理費です。24積立金で2億2千100万円を計上させていただきます。内訳といたしましては、財政調整基金として2千200万円を積み立てます。この積み立ては地方財政法第7条の規定により、前年度実質収支、これは繰越金になります、4億3千14万7千円の2分の1乗を積み立てるものでございます。残りの100万円につきましては、ゆうステーションカンパニーからの寄附金100万円を悠木の里づくり事業基金として積み立てるものでございます。

9ページの中段をお願いいたします。企画費です。総額で4千万円を計上させていただきます。ふるさと納税の増額を見込み、事業費の増額を行うものでございます。財源といたしましては、全額ふるさと寄附金を充当いたします。

9ページの下から3段目をお願いいたします。地域情報基盤管理運営費です。総額で286万円を計上させていただきます。主なものといたしましては、施設・設備保守点検業務委託料250万円で、7月豪雨災害の道路の災害復旧事業に伴う電柱移転や新規加入による引き込み線の増加に伴うスポット保守料の増額となります。財源は諸収入が224万円、残りの62万円が一般財源になります。

10ページの下から2段目をお願いいたします。民生費です。総額で6千989万4千円を計上させていただきます。まず、障害者福祉費で5千153万7千円、この主なものといたしましては、障害や難病により介護や就労支援を必要とする方の支援給付費の増額で5千万円。財源といたしましては、国が2分の1、県が4分の1、残りの4分の1が町の一般財源となります。もう一つは障害児施設給付費返還金の153万7千円。これは給付費精算に伴う国・県への返還金です。

次に老人福祉費をお願いいたします。総額で434万5千円です。介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の114万5千円は、コロナウイルス感染症対策のため、介護施設が行う換気設備整備への補助金になります。今回、申請のあった3施設が対象となっております。財源は全額県の補助となります。もう一つは地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金320万円です。これは高齢者施設等が行う大規模改修事業等に補助金を交付するものでございます。今回はグループホームなごみが行う非常用自家発電設備設置へ補助を行うもので、財源は全額国の補助となります。

11ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業費です。総額で723万2千円を計上させていただきます。これは、令和元年度分の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算に係る熊本県後期高齢者医療広域連合への負担金となります。財源は全額一般財源です。

中段にあります児童福祉総務費をお願いいたします。総額で、500万円を計上させていただきます。これは、小国幼稚園の0歳児から1歳児の園児の増加に伴う給付費の増額になり

ます。財源は国が2分の1、県が4分の1、残りの4分の1の125万円が一般財源になります。

11ページの一番下にある環境衛生費をお願いいたします。総額で6千500万円を計上させていただきます。7月豪雨で発生した災害ごみ処分委託料の増額になります。財源は国が2分の1、残りの2分の1が町債になります。

12ページ中段にあります商工費をお願いいたします。総額で1億2千715万5千円を計上させていただきます。まず観光費で567万円、この内訳といたしましては、修繕費で170万円、これはゆけむり茶屋温泉施設の給水管の漏水修繕の費用になります。財源は一般財源です。次に杖立温泉環境整備補助金で382万円です。ふるさと納税で寄附を受けた財源を活用し、街路灯の照明部分の交換を行うものでございます。財源は全額基金繰入金になります。

12ページの一番下の段、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費で1億2千130万円を計上させていただきます。これは、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナウイルスの影響により疲弊した本町の環境等の賑わいを取り戻し、経済の活性化を図るための事業を行うものでございます。これは本日、情報課からまた別の詳細の資料を出しております。この事業では飲食店応援キャンペーンで1千100万円、おぐに湯ったり満喫キャンペーンで7千万円、公共施設予約システム調査研究・実証実験事業で2千万円、観光情報発信PR事業で350万円、リスタートイベント事業で1千180万円、温泉地賑わい創出事業で500万円を計上しております。財源をいたしましては、国が1億2千4万8千円、残りの925万2千円が一般財源となります。

13ページ中段にあります土木費をお願いいたします。総額で3千607万7千円を計上させていただきます。まず、土木総務費で871万3千円。これは人事異動及び災害対応に伴う職員の人件費の増加によるものでございます。財源は一般財源です。次に道路維持費で100万円、これは町道沿線立木安全対策事業補助金で倒木等のライフラインへの被害防止を目的に行うものでございます。7月豪雨以来、危険箇所が増加したため、事業の拡充を行うものでございます。財源は森林環境譲与税を充当いたします。最後に道路新設改良費で2千636万4千円、これは社会資本整備総合交付金を活用した道路改良事業費の増額になります。内訳といたしましては、町道はげの湯線道路改良の早期完成を目指した事業費の増額及び7月豪雨災害に伴い、事業に困難な路線の事業費の減額によるものでございます。財源は国の交付金が1千843万8千円、残りの790万円は町債を充当いたします。

以上が歳出の説明です。

最後に歳入の説明をさせていただきます。6ページから8ページにかけましてが、今回の補正に対する財源の内訳になります。先ほどから説明させていただきました補助金等の説明が、ここに掲載しております。

以上で、簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算（第11号）の概略説明をさせていただきます。

できました。よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第57号について、質疑に入ります。質疑の場合、ページを示してください。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 12ページの新型コロナウイルス感染症対応経済対策費について、質問します。

今、第3波といわれる状況がきておまして、第1波そして第2波とは比べものにならないくらいの速度で感染が拡大していていると思います。熊本県内の感染者数も1千人を上回りました。それで、また今大分県が熊本県以上の感染者が出ておまして、過去最高を更新しているわけですね。それで、やはりブレーキとアクセルということで、感染が拡大するのを防ぐために、止めるために経済にブレーキをかけることと、だけれども、やはり経済の循環も大事です。経済が停滞することで奪われる命というのがありますので、アクセルも必要なのですが、今日ここに出てくるときに番組を見ていますと、専門家の方が解説者で出ていたのですが、アクセルとブレーキというけれども、今の日本はアクセルとブレーキを同時に踏むような状況なんだと。そうではないと。やはりアクセルを踏むときはブレーキを離してアクセルを踏んで、ブレーキをかけなければならないときにはブレーキを踏まなければならないと。第1波のときはきちんとブレーキを踏むことができたので、ある程度抑えることができたけれども、第2波のときにそれが中途半端になってしまったので、第1波のときのような抑え込みができないまま第3波が今きているような状況なんだと言われておりました。

そこで確認なのですが、今回情報課資料で見えますと12月補正分ということで、6つの施策が出ております。飲食店応援キャンペーンの第2弾と、それとおぐに湯ったり満喫キャンペーンということで、西鉄バスにラッピングをして、「ラッピングを見てきました」という人にはソフトクリームのプレゼントをするという内容です。おぐに湯ったり満喫キャンペーンは、小国版Go Toトラベルということで、宿泊費の補助と地元特産品のプレゼント、おぐに湯ったり満喫キャンペーンのリスタートイベントということで、新しい生活様式の中で行われるイベントの補助金ということです。そしてニューノーマルな観光地の確立ということで、観光スポット、これ鍋ヶ滝ですけれども、3密や渋滞を避けるため来訪を抑制、予約管理するシステムの構築のための実証実験のための費用ということで出ております。温泉地賑わい創出補助ということで、甚大な影響を受けている温泉地において、空き家活用新規創業者に対する補助金ということで、空き家で商売を始める人に改修費と家賃の補助を行うものであります。

確認なのですが、今ブレーキを踏むときだとしたら、アクセルを踏むときというのがいつになるかというのは、なかなかそれは予測が困難なことではありますが、今回、提案されているこれらの事業を実施する予算を執行するタイミングというのはいつになるのか、教えてください。

町長（渡邊誠次君） まず、総括でお話をさせていただきます。

情報課の観光地の振興に関する部分に関しましては、ただいま児玉議員が述べられたような見解でございます。しかしながら、これは毎回、今年に入ってもそうですけれども、いつこのスタートを切るのかというのは非常に不透明な部分があります。しかしながら、補正予算を上げて、この準備をしておかないと、いざというときに間に合わせることはできませんので、今回提案をさせていただくというところでございます。まずは、この部分に関しまして今年できない可能性が高い部分が多いので、来年度に行きたいと。また、国の方針も今年の1月までと言われていたG o T oキャンペーンも6月まで延びる。更に徐々に利率を下げっていくというような方針も変わってきたりしますので、町の方針もそれに伴ってというか、それに連動する形にはなる可能性もあると思いますが、きちっと対応をして効率の良いような使い方を行っていきたいなと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） 質疑の途中ですが、ここで休憩にします。午後の会議を1時から。

（午後0時00分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

情報課長（村上弘雄君） 午前中の12月補正分の町長答弁にメニューごとのスケジュールを補足させていただきます。

配付資料を御覧いただきたいと思っております。

12月補正分が3段階目のところに列がありますが、まず飲食店応援キャンペーン第2弾についてですけれども、これにつきましては現場のお店の好評な部分もございますけれども、この予算議決が終わりましたらプレミアム商品券の印刷に入りまして、実施は繰り越して1年間実施するというので、現第1弾のプレミアム商品券は2月までが有効となっております。

それから、おぐに湯ったり満喫キャンペーンの中の広告宣伝でございますが、西鉄バスのラッピング、これについては話としては予算を承認いただいたあとに西鉄バスと実際のお話を進めて、早ければ新年度の1月1日から実施したいと思っております。予定としては1年間の費用を計上させていただきます。

次にG o T oトラベル小国版でございます。宿泊費の補助、それから特産品のプレゼントにつきましては、これは当初G o T oキャンペーンと連動した形で今年実施したいという状況でございましたけれども、実態としましてはコロナそれから7月豪雨ということで、まだお客様を迎える環境にないということで、復興復旧を終わりましたあとに来年に繰り越させていただきます。宿泊客が低迷する月、データ統計上は7月9月がそういう時期になっていますので、その時期に合わせて間にひと月、8月を入れますけれども、これにアプリを使ったスタンプラリーを実施して

効果的なタイミングでやりたいと考えております。

それから、もう一つ、新しい生活でのイベント補助ということで、これにつきましては今年イベントがことごとく中止になりましたので、これをどうにかコロナの環境の下で新しい形でイベントを実施できないかということで、そもそもの経費の積み上げは夏祭り、秋祭り、それからこのぼり祭り等の費用を積算の根拠にしておりますので、同じ時期で少し形を変えた形で実施できればと思っております。

それから、ニューノーマルな観光地の確立ということで、これは予約システムの話でございますが、予算承認がいただければ対象者でなる東京大学のほうと今、包括協定というものを前提でベースにお話を進めさせていただいておりますけれども、いかんせん、まだ予算の裏付けがございませんので、それをベースにお話を進めさせていただいて、実際の調査研究それからシステム開発には令和3年度中にそれを終えたいと思っております。交付金の使途からいっても令和3年度中に終了するというのが前提でございます。運用は令和4年4月1日からを計画として考えております。

それから温泉地賑わい創出補助金、これにつきましても予算の裏付けと内部で内規定が決まりましたら随時、年度はまたがりますけれども対象者がいれば実施したいというふうに考えています。

以上です。

5番（児玉智博君） 実際、いろいろコロナウイルスの状況あるいは7月豪雨からの復旧復興の状況により変わってくる部分もあるということで理解をいたしました。

それで、このニューノーマルな観光地の確立ということで、予約システムは予算書のほうでは調査研究・実証実験業務委託料ということで出ておりますが、この2千万円の根拠について御説明いただきたいと思えます。やはり、はっきりいってこれは高額だなと思うわけですね。それで東京大学との包括協定を結ぶということで、しかも令和3年度中にはそれ以上の繰越はできないから、調査を終えなければならないという御説明でした。実際、全員協議会でも様々な意見が出されたかと思えますが、まずこの積算の根拠ですね、一体どういうふうに調査をすれば2千万円もかかるのかということをお説明いただきたいのと、実際、その予約システムがその調査研究が終わればある程度の方向性、方法等が出てきて、予約システム自体をつくらなければならないと思うのですね。そこでまたかかる費用であったり、あるいは保守点検が毎年、管理していかなくてはなりません。そこでかかってくる予算というのが、一体幾らになるのか、御説明をお願いします。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず、2千万円の根拠でございますが、現在東京大学のほうに概算見積りという形で書類をもらっております。その中で大きく分けると、スマート観光システムの調査ということで600万

円、それからスマート観光システム自体の実証実験・調査事業で1千400万円でございます。先ほど言った600万円の内訳になりますと、観光客の行動特性調査や先進地のスマート観光の予約管理システム調査、それから混雑時の渋滞の鍋ヶ滝自体のシャトルバスの現在の状況、それから宿泊施設からの予約までの調査、そういったもろもろの調査を対象としております。

それから1千400万円の内訳としましては、実際に鍋ヶ滝の予約の入場管理システムそのものと、その他の観光交通予約システムをそこで検討して、汎用性を検討すると。他の公共施設にまで利用できるようなことを考えると。以上が概算の、うちがいただいている書類の金額でございますが、あくまで概算でございますので予算計上は根拠にそれを使わせていただいております。以上です。

町長（渡邊誠次君） 保守点検のところまで御質問なされましたので、私も直接その東大の先生とお話を直にさせていただいております。今、概算については情報課のほうからお伝えをしましたけれども、今の現状、コロナウイルスの影響下にあって、やはり鍋ヶ滝の運営上お客様が多いときにシャトルバスを使うと、必ず3密は防げないというところになりますので、これを回避するためにも含めて、今回はこの予約システムが必要になってくるのではないかなというのが一番の思いでございます。また、保守点検におきましては、そのシャトルバスの運営費用等々もかけずに、予約システムであれば警備員の費用、それから予約システム自体の運営や維持管理費等々はかかってきますけれども、年間を通じて考えると予約システムのほうが、お話の中ではシャトルバスの運営費等々と比べると若干安くなるのではないかなというお話も伺っております。当然ですけれども、前回お願いいたしましたライトアップの費用、時間軸を長くすること、これも含めてこの中に盛り込ませていただいて、鍋ヶ滝のもちろん収入、それから支出のバランスをしっかりと考えた上での、今回は提案とさせていただきます。

以上です。

5番（児玉智博君） 収入支出のバランスを考えての提案ということでした。でしたら、その収入支出のバランスをどのように考えて、ニューノーマルな観光地となった場合、大体まだ具体的な金額をお示しいただいておりますが、実際にこのシステムを導入するために必要な経費が、それはどんと1回かかるわけですけれども、それが幾らなのか。保守点検の料金が毎年幾らかかるのか。そして、そのニューノーマルな鍋ヶ滝での年間の入場料収入が幾らになって、そっこのほうが有利だと判断されたのかお示してください。

情報課長（村上弘雄君） 今、御質問は3点ほどあったと思いますが、システム本体の費用、それから保守ランニングの費用、そしてニューノーマルの入園の料金ということでございますが、現在分かっている範囲で説明しますと、まずシステム開発自体はパッケージとしては500万円から1千万円の既存のシステムがあるというふうに聞いております。ただ、それを実態として小国町用にカスタムというか加工する部分について費用がかさますという話は聞いております。

それから、システムそのものの保守については、これは屋外施設の鍋ヶ滝についてのシステムなので、まだ保守がどれだけかかるかというのは未定でございます。ただし、既存の建物の例えば図書館や体育施設とか、そういう既存の九州内にも予約システムは事例がございますが、その部分の保守点検を聞き取りしますと。月が10万円以下ということで、100万円程度で保守ができるのではなかろうかという話は聞いておりますが、これはあくまでその施設でございますので、うちの施設でどうなるか、これからのことでございます。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 今、御説明したとおりでございますけれども、一番大事なところは、今の状態では4月5月に鍋ヶ滝を開けることは不可能に近いと、土曜日、日曜日ですね。平日はできるかもしれません。でも、平日だけ開けて、土日を開けないということが観光地として、本当にいいことなのかどうか。やはり、それをしっかりと今回ニューノーマルに、土曜も日曜も併せて開園できるというのを目指させていただいて今回は提案させていただいております。

5番（児玉智博君） さっき町長はちゃんとてんびんにかけて、こっちのほうが有利だから進めるというふうに言ったのですけれども、実際はそうではなかったのですよね。だから、正確に答弁をお願いします。それは、課長の皆さんも一緒ですけど。

午前中に言ったとおり、コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、しっかりとブレーキを踏むときはブレーキを踏んで、アクセルを踏むときはアクセルを踏むという、そのメリハリをやっつけていかなければ、この感染拡大は止められないというのが状況だと専門家も言っているわけですよね。私もそれは本当にそのとおりだと思います。だから、土曜、日曜は開けられない。だけど、それが観光地としてどうなんだとおっしゃいますが、この今の非常時では、それもやむを得ないじゃないですか。

それで、今回提案されております補正予算の中身を見てみますと、これはどれもアクセルの部分なんですよね。アクセルの部分であるから、まだいつ始めるというのは、要するにこれができる状況がいつくるか分からないから、答えられないわけではないですか。ですから、私はやはりこの第3波、ある民放のニュースを見ておりましたら、今後この第3波がどうなるのかというAIを使った予測が出ておりました。これは年末にかけて右肩上がり感染数が増えていくだろうと。これはAIの予測であります。そのとおりになるかどうかは、それは分かりませんが、そういう予測をAIが出しているわけですよ。そういう状況を鑑みれば、やはりブレーキの部分の新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金の使い方、つまり4月5月に行ったような休業補償であったりとか、今どうなっているかは分かりませんが、教育委員会では第1波のときはスクールバスの密を防ぐために、送迎をする保護者の方への支援、それをやっていたけれども、第2波、第3波のときはどうなっているのですかね。やはり、やっていたらいいのですけれども、今こそそれをやるべきときではないですか。第1波どころの感染者数ではないわけですか



ら。やはり、そういったところに予算を振り向けていく。ブレーキの部分、だから休業補償とかそういう部分に考えていくべきなのではないかと思いますが、最後に答弁をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 答弁を行わせていただきます。

先ほど、収支のバランス、それから私のほうから根本的な観光地の在り方、両方とも見解を出させていただきましたけれども、両方とも私の答えでございます。両方とも見ながら児玉議員にお答えをしたつもりでございます。

それから、ただいまの部分で、第1期に休業の部分で支援、給付策等々を行っております。今回は振興策でございますので、アクセルの部分にだけ重点を絞らせていただいて、もちろん提案をさせていただきましたけれども、これ振興策でありますので、やはりアクセルとブレーキのバランス、児玉議員が言われることは必要でございます。ですので、今鍋ヶ滝に関してはかなりブレーキを踏んでいると思います。そのブレーキを外してアクセルを踏むために、今回ニューノーマルの施策が必要だということでございます。

以上です。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 今、質問の中に小学校のスクールバスの減密対策、これにつきましては、補正予算が通った6月だと思っておりますが、それ以降はずっと継続して実施しております。

8番（松本明雄君） はい、8番です。

今、5番議員のほうからいろいろ質問をずっとやっていますが、僕もシステムに関して非常に危惧しておりました。2千万円もかけて、またその次にその機材を入れてどうなるかと思ってみましたら、町長が話すならシャトルバスと誘導員の方、そういうものと同等であれば我々も協力したいとは思っております。ですが、来年の連休あたりとか土曜、日曜も鍋ヶ滝を閉めると。小国町では最大限の今のところ収入源です。隣町の九重の夢大橋の場合を見ると、ほとんど閉めていません。人数の影響もあると思います。そして、あそこはバスを使っていませんから駐車場からそのまま入れると思いますので、そういうところはないと思うのですが、それならば蓬萊小学校の駐車場から鍋ヶ滝までは2キロ弱です。ですから、あそこを駐車場として歩いていく方も募集するとか。それと今海外ではコロナ禍の影響で自転車が非常に流行っております。観光地では自転車を相当入れまして、それでそこまで行ってもらうとか、そういうこともできるのではないかと考えております。うちもレンタサイクルがゆうステーションと杖立と岳の湯に置いてあると思いますけれども、その活用がなかなかできていない状態であれば、蓬萊小学校のほうに持って行って、その稼働率も立証すればどうだろうかと思っておりますので、今後歩いて行かれる方は自転車で行かれる方も料金的にはどうかなと思うのですが、やってみるときは試行錯誤でやってみることは大切かと思っております。来年の4月になれば、日本人にもワクチンが打てるような話になっておりますので、そんなに心配することはないと思いますが、できるだけ早く

鍋ヶ滝にお客さんを入れていただくと、コロナが怖いとは思うのですけれども、観光面の方々は今G o T oキャンペーンで黒川のほうの旅館を聞くと、毎日毎日満館だと、そういう話もされております。ですから、小国からいろいろな方が従業員として行っておりますので、その辺のことも考えてですね。今日の児玉君ではないのですけれども、ニュース番組なんかを見ていると、水分補給と加湿器を家庭に入れなさいと、そういう話まで出てきますので、その辺の話も踏まえたところでコロナに観光地に行っている従業員の方がかからないような工夫をしていただきたいと思えます。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 御提案、ありがとうございます。やはり、地理的な条件が非常に大きいと私も考えております。鍋ヶ滝からすぐに大きい駐車場があって、その駐車場までの道路の足掛かり等々も含めていろいろと考えていくと、なかなか今の条件では鍋ヶ滝の土日の運営は難しいかなと思っておりますので、もちろん渋滞の解消も含めて私のほうは御提案を前回の全協でもそうですけれども、お示しをさせていただいたというところでは。

それから自転車、この部分につきましても、実は東大の方たちとも次の展開になりますので、3月以降ではありますけれども、また議員にも御相談させていただいて、公共交通とそのeバイクを含めて、いろいろとまた御提案をさせていただける機会が私としても欲しいと思っております。

以上でございます。

7番（西田直美君） この間の全協のときにもお話を伺ったのですけれども、どうしてもあのときも納得ができなかったのですが、その2千万円を東京大学との包括協定で実証実験をして、予約システムを入れるということに、そこまでのお金がかかるのかというのが、素人考えとして納得がいけないところです。ちょっと私のほうでも調べてみたのですが、観光施設における予約システムの受容可能性に関する研究というのが、以前、埼玉大学の大学院のほうでやられた件で、これは三鷹の森ジブリ美術館を対象にしてやっているのですが、やはり予約システムで便利になったところはあると。何でもそうですが、メリット・デメリットは両方にあることなのでということで、実証実験をやったことで、良い面も評価も出ております。ただし、これというのは室内のことですね、美術館とかなので。鍋ヶ滝みたいな屋外のところといたら、同僚議員が言われましたが、九重の夢大吊橋の話とかがありましたけれども、この私が素人考えでも旧蓬萊小学校に全員立ち寄るようにして、そこにバスが何台、車が何台きました。では、ここから行ってくださいというのをやれば、済むことではないか。そのために2千万円必要なのかなというのが、いまだもって分からないですね。だから、この議案に関しては賛成する議員がいらっしゃったら、皆さんの意見も伺いたいなと思っております。特に屋外のものに関していうと、私が例えばどこかに行くとしても、ではあそこに行ったからついでにここに寄ってみようか。よそから来ら

れた方はきっと鍋ヶ滝には「あっ、こっちのほうに来たから、あそこに何か滝があるらしいよ。寄ってみよう」という方が多いと思うのですよ。ところが、この間、町長の答弁ではネットで精算するのでと言われましたけれども、例えばネットで精算しました、お金は払いました。でも大雨だったからやっぱり行くのは止めました。では支払いはペイバックしてもらえるのかどうか、その辺の返金があるのか。それとも、もう予約したのだからお金を取っておしまいなのか。今現在、入場料は大人300円です。その300円が、そういう予約システムにしたからといって、500円とるのか1千円取るのか。それとも夜のライトアップであればこの間、これも私は反対した3千300万円の補正予算の中でライトアップが入りましたけれども、ライトアップでどれくらい時間延長をするのか。そのためにどれくらいの人件費がかかるのか。近隣の方たちは夜にいろいろな交通往来があることで迷惑をしないのか。そういうことの話し合いであるとか、納得いく説明であるとかというのがまだまだされていないと思うのです。そこに、次から次へという大口の補正予算が入ってくることに對して非常に懸念しております。もうちょっと足元の大事なところから、お金をかけなくてできることからやっていってもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 本質的には、お金の話を今させてもらっています。ですので、お金の話をさせていただきたいと思いますが、西田議員が言われるところも課題がたくさんあるのは十分分かってはいます。しかしながら、その課題を解決して鍋ヶ滝の開園をさせなければいけないというところの方法論をお示しさせていただいて、具体的に今回は予約システムを入れて、ニューノーマルに合わせて予約システムと決済システム等々まで行き着きたいと。当然ですけれども、予約システムは成功するよというか、予約システムを完了させるのが目的です。ですけれども、その先には当然ですけれども決済システムもあるし、先ほど言っていましたように公共交通等の絡みもあるし、いろいろなところで今からは今回2千万円をきっかけとして波及効果があるように東大の大学の方、それから企業の方、いろいろな方とお話をさせていただきたいと思います。

それから、松本議員のときにお答えしましたけれども、eバイク等々、公共交通の話が出ております。その中ではやはり来年度の3月の予算等々からこれに基づいてGSTC、SDGsに基づいた観光の部分でもしっかりと協議を皆さんとさせていただきたいと思います。全ては、今回のこの2千万円それからその前の3千300万円は次年度に向けての施策も含めたところの政策をつなげていきたいと思いますが、それについてはまた予算の段階でお話を示すこともできると思いますし、ある程度のお話を3月までには私も固めたいと思います。しかしながら、今回のこのニューノーマルな観光地の確立、それと前回のライトアップを含めて、やはりこのコロナ禍では他に方法があればお示しさせていただいて、他に方法が私はないと思って効率的にも非常にいい企画と思いましたので、実際に進めさせていただきたいと思って提案をさせていただきました。

以上です。

7番（西田直美君） ほかにいろいろとアイデアはあると思うのですが、まずニューノーマルといいますが、これは今回の分で2千万円が出て、先ほど答弁でおっしゃいました令和3年度に実証実験まで調査研究が終わり、実際の施行は令和4年度から。今現在、既にコロナに関してはワクチンが開発されて、さっきのニュースなどでもやっていたイギリスとかでもうそろそろ打つよ。アメリカでも元の大統領とかもまずは率先して受けてみようということで、今キャンペーンを行っているところですが、日本でもそのうちにワクチンも入ってくると思います。それが検証のために今から1年半ぐらいを使ってそれをやり、令和4年度からというときに、そのニューノーマルの形もまた変わってくる可能性は十分にあります。ニューノーマルの形が変わってくるときに、またどうするかというときに、今の段階でいっぱい考えればいいと思うのですよ。別に東大に頼らなくても私はいいと思うので、別に東大だけが偉いわけでもないのです。もう既にやっているところもあるし、地元のところ、熊大にそういうところがあれば県立大にあれば、学園大にあれば、地元のところからでもそういう話は出てきても不思議ではなかったのですが、何か私は東大というのがとても唐突な気がして、こっちの状況が分かるわけでもないところに、そういうシステムだけをということってありなのかなというのも思いますし、先ほど言いました屋外施設でいうと、予約して来ることになっています。では、あなたのために2時間の時間を、では鍋ヶ滝に行く時間はあなたは1時から3時までですよとします。ところが車で来る方たちは当然時間に遅れることがあります。では何分遅れて大丈夫なのか。どれくらいの時間を確保してあげられるのかとか、そういうことに対することも、それを2千万円の中に入れるというのであれば、もっと先に考えてからあとで予算を取ってもいいのではないですかと思わざるを得ないです。これありきでやるということ自体が問題であって、何か他の案があれば出してくださいというのは、皆さんが考えることです。私たちもちろん考えますが、皆さんも考えることです。だから、ぜひいろんなところからそういうことを出していきたいですよ。これありきはなしということ、私たちも出したいです。いろんな案を出して、出して、出して、その中からいいものをとっていくということをおんながやっていけば、もっといいものが出来上がると思うので、これに賛成しなければだめだとか、これに反対することは何なんだと。だから私は賛成する方の意見を、本当に伺いたいの、ぜひまたよろしくお願ひします。

町長（渡邊誠次君） 西田議員はどのような方法でいろいろと御意見を言われているかは私は分かりませんが、各議員それぞれ私のところに来られて、要望活動等を含めてたくさんのお提案をさせていただきます。松本議員におかれましては、先ほどもおっしゃったように、先々週も来られてお話をさせていただきました。しかしながら、やはりいろんな案があるというところ、御提案を執行部側からさせていただくところは1本線があると思います。それはなぜかという、御提案するときには予算が上程されるからです。私がこの予算を上程したからには、皆さま方に自信を持ってこれをやらせていただきたいという思いで上程させていただきましたので、どうか

通していただきたいと思います。

それから、観光の部分に関してもそうですけれども、決済部分それから雨が降ったときにどうするのか。当然、その中で議論というよりも、当然その仕組みを確立しないと決済のシステムはできないと思いますので、当然考えさせていただきたいと思います。

7番（西田直美君） 私のがどういう意見か分かりませんと言われましたけれども、先ほど言いました。旧蓬萊小学校のところに一旦車は全部行って、そこから出し入れするというだけで、あそこの123台分の駐車場を確保して、その分だけ。それから余った分は旧蓬萊小学校に置いておけばいい。それから何台帰りました、5台帰りました、では5台言ってください、みたいなことで、そこで整理するだけで2千万円もかからないからですね。私はそう思っております。予約システム、ライトも何人か南小国の方から聞きました。「小国が鍋ヶ滝をライトアップするらしいですね、よかったですね、うちらも使わせてもらいます」と何人かから言われたのですけれども、結局地元の方たちの夜間に車が来るということに対する不安とかが払しょくされたという話は聞いておりません。その辺のところが進んでいくということで、予算があるから上程するのではなくて、私は予算がかからないような方法を何とか考えられませんか。それでいて、お客さんも満足するし、地元の人たちも満足するような方法も考えられませんか。私は言っております。なので、それにはもっと検討する余地があるのではないですかということです。だから、具体的にこれと言っているわけではないのですけれども、もっともっとみんな良い方法を考えましようかと提案しているだけです。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

交付金の考え方の前提として、コロナの交付金そのものが観光で疲弊した地域を地方創生の下で元気づけようという背景がございますので、この内示額3億円をうまく活用しないことには、次に一般財源で調査とかするのは不可能と思っています。

それから、蓬萊小学校の駐車場を使うということですが、現在地元説明会をしたところ、かなり苦情が出ていまして、道路環境が完全にまだバイパスもできていませんし、道路改良は今施行中ですが、地域の方から言わせるとシャトルバスを使ったことで解消しているとは思っていないという意見も聞いております。なので、これは便宜的にはシャトルバスで運行していますが、完全なる鍋ヶ滝の観光地の在り方としてはまだ完成形ではないと思っておりますので、そこを利用するにはこの交付金を使いたいと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

失礼いたしました。本案に対しましては5番児玉智博君から修正の動議が提出されました。た

だいまから動議書を配付いたします。

(動議書配付)

議長（松崎俊一君） これを本案と併せて議題としたいと思っております。

ここで動議提出者の説明を求めます。

5番（児玉智博君） 令和2年12月4日 小国町議会議長 松崎俊一様

発議者 小国町議会議員 児玉智博

議案第57号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第11号）に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

議案第57号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第11号）に対する修正案

議案第57号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第11号）の一部を次のように修正する。

第1条1項中、5億6千299万7千円を5億4千299万7千円に、105億8千613万4千円を105億6千613万4千円に改める。

「第1表 歳入歳出予算補正」の一部を次のように改める。

歳入部分から参ります。

款14国庫支出金、項2国庫補助金を御覧のように改めます。1億6千644万1千円から1億5千569万3千円に、そして款19繰越金、項1繰越金であります。2億6千614万2千円を2億5千689万円に。

歳出部分であります。款6商工費、項1商工費を1億2千715万5千円を1億715万5千円に改めるものであります。

1枚めくっていただきまして、事項別明細書であります。御覧のとおりになります。見ていただければと思います。

それから、その次のページであります。削りますのが総務費国庫補助金の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の額であります。先ほどと重なりますが、1億1千230万3千円から1億155万5千円に減額するものであります。

そして繰越金であります。前年度繰越金であります。2億6千614万2千円を2億5千689万円。

歳出であります。御覧いただければと思います。商工費の目、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費であります。これの今質疑で出ましたけれども、鍋ヶ滝公園の予約システムをつくるための調査研究・実証実験業務委託料の2千万円を全て減額してゼロとするものであります。このために、財源であります。国庫支出金が先ほど申しました1億1千204万8千円が1億130万円になります。そして、一般財源部分の繰越金であります。925万2千円がゼロとなるということでもあります。そして、委託料全体としては3千883万円が1千883万円というふ

うになります。

提案の理由であります。実際にこれも質疑で私や他の議員からも指摘しておりますが、まず調査研究・実証実験業務委託料ということで2千万円というのは非常に額として高額であるということでもあります。実証実験が終わった後もそのシステムを導入するために最大1千万円の費用がまた新たにかかってくるという問題であります。そして、保守点検業務を委託した場合の額というのは定かでないという答弁でありました。建物で実際、そのシステムを導入しているところであれば、月10万円というふうになりましたが、これよりも高くなる可能性というのは十分にあると思います。縷々指摘が出ておりました。蓬萊小学校の駐車場を利用して、そこから遊びに来た方たちには滝まで歩いてもらったかどうかとか、またあるいは既存の電動自転車を利用したらどうかというような前向きな提案もされていると思います。また、原案での質疑で指摘しておりますけれども、実際、このコロナ禍における経済のアクセル部分とブレーキ部分というものの使い分けの問題であります。既に6月補正等でブレーキの部分はやったから、今からはアクセルの部分だというのは、やはり6月の時点でもまた冬になれば感染者は増大するといわれておりましたが、実際、今のような熊本県で1千人を越すような感染者が出るというようなことをどれくらいの方が予測したのでしょうか。やはり、その時々の方勢を見て臨機応変に対応するというのは必要であると思います。

そして、強調したいのが、土日が開けられない、鍋ヶ滝公園ですね。小国町観光の顔であります。その観光地の顔が開けられないのは観光地としてどうなのかということを言われますが、しかし私はこのコロナ禍の非常時においては、それもやむを得ない判断なのではないかと思えます。小国町の鍋ヶ滝を大きく上回る観光地として、世界遺産の富士山があります。ここの富士山は令和2年度は1日も開けておりません。山小屋も完全休業です。5合目から先の登山道にはバリケードが敷かれていたりとか、あるいは監視カメラで人が入らないように監視をしております。これはコロナウイルスを受けての対応であります。やはり感染拡大を止めようと思えば、これぐらいのはまりが必要ではないかと思えます。

そして、また予約システムというのであれば、なぜ町が自分の飯茶碗だけこの予約システムをつくって守ろうとするのでしょうか。私は福祉の機関である小国町のやること、小国町が予約システムを入れるというのであれば、町内の飲食店が使えるようなシステムを飲食業界のためにつくるというのが筋ではないかと思えます。

私はこの2千万円は再考し直して、町民の暮らしをコロナウイルスから守るコロナ対策に振り替えるべきであるということをお願いしまして、提案の理由といたします。

議長（松崎俊一君） ただいまの5番児玉智博君の説明に対し、質疑はございませんか。

4番（久野達也君） 当然、修正案ということで今見させていただいております。

児玉議員につきましても、内容をよく吟味され、動議として提案権の行使を行ったわけです。

当然、提案権の行使というものは責任も伴う部分でもあります。先の全員協議会の中でも議論になっていましたけれども、執行部に提案責任を取れるのかという質疑等も中でも含まれておりました。そういったようなところから、提案責任の部分についてどのようにお考えなのかお聞かせいただけたらと思います。

5番（児玉智博君） やはり、私は町議会議員として町民の方たちの生業であったり、健康であったりを守る責任があります。私は実際、例えば土日に鍋ヶ滝公園を開けられないというようなことが生じておりますので、やはりそれは開けなければその分町の歳入が減るわけでありまして。しかし2千万円のうち、ほとんどが臨時交付金でありますけれども、この予算の使い方をここに使うよりもっと他に使うと、そして鍋ヶ滝公園の在り方についても、お金のかからないやり方でやるということが、私はひいては町民の利益になると信じておりますので、責任を持って提案させていただきます。

4番（久野達也君） 責任を持つての提案ということで。

それでは、内容についてお尋ねさせていただきたいと思います。

これはいわゆる補助事業です。交付金事業です。補助事業というよりも交付金事業ですので、申請に基づいて事業採択を受ければ、当然、その採択となると。それから、原案のときに執行部から説明もありましたように、繰り越して次年度以降へ使うと。先ほど、5番議員がおっしゃっていましたように、ブレーキとアクセルの部分。やはり事業者、いろいろな商店、あるいは町で生活する人、日常生活がかかっております。未来の光が先々の光が見えない限り、ブレーキは踏めないと思うのですよね。そんなときに、次年度へ繰り越して「こういうものをやりましょう」という、ある意味の展望の部分も予算としては、その意義があるのではなかろうかと思えます。

そこで、この修正案についてなのですけれども、まず1点目として、この県への交付金申請の申請期日がいつまでになっているのかを御存じでしょうか。

それから2点目。修正案を今見させていただいたのですけれども、一般財源は100%2千万円に充当されておりますけれども、これはあり得ないと思います。この総事業費の補正額の1億2千700万円のうちが交付金と一般財源に分かれてこようかと思えます。計算機がありませんので、単純案分でもここで一般財源の削減額は925万円がゼロになるのではなく、925万円は450万円ぐらいになって、この1億1千200万円が1億円になるのではなく、1億1千200万円は残るかと思えます。ですから、そう考えたときにこの補助金の交付申請期日をどのように考えて提案されたのか、お尋ねいたします。

5番（児玉智博君） この一般財源と交付金とのバランスの件であります。このように修正案を出しましたけれども、これは事前に財政係にこういう修正の仕方でよいかということで相談をしたら、「それでいいでしょう」という確認を取った上で、このような修正のやり方をしているということです。



補助金の申請期日であります、私はそれは把握しておりません。

4番（久野達也君） 実は、第1次補正、国の交付金で第1次、それから第2次としております。今後、同僚議員からもよくウィズコロナという表現がありますけれども、第3次もあるかもしれません。それはやはり、コロナ終息後に経済の活性化を図るためにはどうしようかということで、それも検討されていようかと思えます。今回の第2次補正は当然抑え込むこと、それから罹患者の病気の完治を願うこと、それとともに経済対策も含まれております。そのようなときに、やはり先ほど申しあげましたように、経済対策と病気の抑制と両立する予算は、これは当然のことではないかなと思えます。当然、アクセルとブレーキは踏めませんよ。誰が考えても。踏めないけれども、アクセルもないと車は進まないと思っております。

それでもう1点、提出期日が明らかではないということでしたけれども、実は第2次については12月末か1月あたるか、どこかそこらあたりではないのですかね。ですから、当然執行部も内容等には吟味され、提出期日に間に合うよう事業計画を立てられたかと思えます。それで思うのが、この修正案がゼロなんです。この1千200万円の交付金を使う方策を、あと半月以内にこれは執行部が考えるのでしょうか。僕は、提案するなら、やはり提案責任の中で先ほど同僚議員からもありました議員それぞれ、どんなふうにお考えですかと。それを反映して出すべき部分が修正案ではなかろうかと思えます。ゼロ、やらないほうがいと、これをこうなってしまうと、ならばやらないなら補助金、交付金は受けないでいいのか。間に合いませんよね。ということで、よろしいのでしょうか。

5番（児玉智博君） 質問の意図が必ずしも明確ではないのですが、何もそれは12月末までありますので、またそこでもう一度再考いただきまして。ですから、私の思いだけでこういう使い方というよりも、もう一度皆さんの意見も反映した形で、この2千万円の部分について再提出していただく余地を残すために、私はこういう提案をいたしました。

4番（久野達也君） お許してください。4回目になりますけれども、意図が分からないということでしたのでお話をさせていただきます。

先ほど、冒頭に私が申しあげましたように、提案責任について責任を感じて上げていると。その責任を感じて上げているがゼロであって、そのゼロについては当然、執行部が考えるでしょうという答弁です。それで、責任を持った提案なのか。なぜ、これを聞きたいかという。先ほど同僚議員からもありましたように、議員それぞれに思いがあります。僕は正直言って、このシステムでこの機会に構築して、今後、実証実験が終わって、町内いろいろなところで再来年、その次と拡散すれば、この意味は大きいものがあるかと思えます。やはり町としてシステム構築した以上、何も駐車場だけで使うということは考えておりません。いろいろな拡大することも可能だと思います。それらを踏まえたときには、このことは賛成に値すると思っておりますので、質疑等も行っておりませんでしたけれども、やはりこの2千万円をゼロにするとい

うことであれば、質疑の意図が分からないと言いましたけれども、やはりゼロにするのではなくして、代替案等は用意しておいてほしかったと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 私のほうは、鍋ヶ滝周辺の渋滞緩和措置。まず、児玉君には今から言うのを地元の議員でございますので、責任の重さを感じ取っていただきたいと思います。真摯にお答えください。

先日の勉強会で執行部のほうから今回のニューノーマルな観光地の確立ということで説明がありました。町民にニューノーマルなんか言っても理解できる人は、そうはいないと思います。私もいまいち分からないので調べたのですが、リーマンショック、今回はコロナ、そういったときに常識では考えられないようなときに使う言葉ということで捉えています、このように打開していくことと私は考えております。要するに、鍋ヶ滝への来訪者の予約システムの構築ができれば、もちろん渋滞の緩和に絶対マイナスではないと思います。ただ、明日、明後日変わるものではないと思いますが、それとその調査も一緒に含めてやるというものですので、道幅、距離、カーブもろもろあります。迂回路とかいろいろ。そういうものは専門家にお任せしないと、私たち議員だけではとてもではないが無理と理解しております。仮に、2千万円をカットして、渋滞問題がそのままということになります、それでも児玉君はいいのですかね。言い方を変えれば、このあと3月、6月議会まで引き延ばして、そのたびに先延ばしになって、毎回毎回、渋滞、渋滞とあなたがよく言っているのですよ、渋滞してからというのは。いつもあなたが言われているスピード感を持って物事をどうのこうのというのがいつも口癖ですが、それに反するのではないかと私は考えますが、児玉議員、お答えください。

5番（児玉智博君） 恐らく熊谷議員が執行部の提案理由の説明や答弁をよくお聞きになってなかったのではないかと思います、執行部が言われた答弁からしますと、予算を来年度に繰り越すわけですよ。繰り越して実証実験を1年間かけて行い、実際にシステムが導入されるのは更に来々年度以降ということですので、この予算が通ろうが通るまいが、来年3月とかあるいは5月の大型連休にはどうすることもできないのではないかと思います。

9番（熊谷博行君） それでも早く上程して先に進めるのが一番早い結果が出てくる前提のもと私は思っておりますので、実際、全協の中で屋外予約システムは少ないですが、屋内は多いというのがこの間ありましたが、調べてみれば屋外も結構あるんですよ。大津町まではあります。日田市はあります。阿蘇郡はありません。駐車場の予約システムは。大津町まであります。日田市は完全にあります。阿蘇郡だけは1件もございません。でもこれが稼働するようになれば、必ず渋滞の解消につながると思います。せつかくすると言っているので早く、システムは今、現に民間がしているのが安いのもあります。ピンからキリまであります。まず今の言い方はおかしいの

ですが、安いものから高いのまであります。私は渋滞解消はできるだけ早く問題解決したほうがいいと思っているので、ここで挑戦する価値はあると思います。多分、児玉君のずっと今まで聞いていたのですが、これはしないほうがいいというような言い方にしか、私は取れませんでした。先延ばしではなくて、もうしないほうがいいと。こう私は感じました。私はしたほうがいいと自分で思っていますので、その辺で全然話が食い違っていますが、これは渋滞解決策に向けてチャレンジすべきものではないかと私は思いますが、いかがですか。

5番（児玉智博君） 私は完全に、これは渋滞緩和というのは後付けのことだと思っています。本当に渋滞を緩和しようと思うなら、蓬萊小学校までも入れる必要はないのではないかと思います。例えば林間広場の駐車場であったりとか、切原であったりとか、そういった広い町有地などを、あるいは民間の土地を借りてもいいと思います。そういったところから電動自転車で行っていただくとか、あらゆる可能性はありますので、なにもこれをしなければ渋滞緩和ができないんだと言ってしまえば、そこで思考停止になってしまって、それ以上の知恵は思い浮かびませんので、そういうことです。

9番（熊谷博行君） 意味がちょっと分からなかったのですが。電動自転車なんて今まで1回たりとも出てきたことがないのに、松本議員の提案の中から出てきただけであって。あなたも黒淵の議員、私は宮原の議員だけれども、黒淵の人から鍋ヶ滝に行くまでの渋滞の問題はよく聞くのですよ。いいチャンスだと思うんですがね。こういうことをしようかなと執行部は思っています。あなたの株が上がるのではないですか。何をやっても、僕がやりましたと言え、あなたの株も上がると思います。どうして、原案減額をしても何を児玉君がしたいのか、もっと前向きにですね。渋滞緩和がどうしたらできるかというそういうところを僕は聞きたいのですよ。鍋ヶ滝という名前が出ればですよ。何か考えがもしあれば、渋滞緩和をするための対策をですね。あなたも地元から言われたことないですか。渋滞をどうにかしてくれないだろうか、道路を拡張してもらえないだろうかというのは、言われていませんか。なかなかあなたの口からは、その拡張の話なんかはあまり出てきませんので、私は結構、少数の人間ですが言われますよ。「どうしたら道がお寺まででも広げてもらえないだろうか」とかいうのが。あなたの口から、ここであまりその言葉が聞けなかったの、今日ここでお聞きしたいと思います。これについては、もう最後です。

5番（児玉智博君） それは、当然聞きますし、私もこの議場で言っていない話ではありませんので、たまたま熊谷議員が聞いてなかっただけではないかと思えます。

それで、私は黒淵に住んでいるからとか宮原に住んでいるからとか、西里に住んでいないからとか、そういうものは議員には関係ないと思うし、私は何も株を上げるために議員活動をしているわけではありませんので。

議長（松崎俊一君） 最後、まとめてください。

9番（熊谷博行君） そういう言い方が私はだめだと思うのですよ。そちらの地元で活躍していた

できればと言っているのですから、あなたが全国区なのは知っています。でも、黒瀨でしょ出身は、言っているのですよ。言われませんか、道を拡張してくれないかとか、渋滞はどうにかならないかとか。言われるでしょ。言われませんか。言われなければ、それでよございます。

5番（児玉智博君） 繰り返しになりますが、言われます。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。2時15分から。

（午後2時00分）

議長（松崎俊一君） 少し早いですが、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

議長（松崎俊一君） 質疑ございませんか。

6番（大塚英博君） 私は観光業を営む者として、小国町の経済というものと同時に質問をしたいと思います。

単刀直入に言いますと、経済というものは生き物なんです。以前までは鍋ヶ滝の収入というのが7、8千万円ぐらいありましたのが、コロナの感染により急激に変化した。この8千万円という収入というのは、周辺近辺に対して観光業者はもちろん、小国町の町民においても非常に恩恵を受けた部分であります。今現在において、シャトルバスが運行できない。密の状態だから、そういう中でまた、これからいつ終息するか分からないコロナ感染において、安心と安全というものを来てくれるお客様に与えるためには、どうしても町としては対策を講じなければならないところなんです。私も以前に一般質問で激しく質疑をしましたけれども、それに対してやっと今回の答えが出てきたのです。一刻も猶予が休む暇はないのです。なぜならば、それに携わっている方々というのがたくさんおられます。ほかのところから収入があれば、何カ月も待っても構いませんけれども、自分で自力で収入を得ている者にとってみれば、この鍋ヶ滝においての今回の補正予算というものは、非常にありがたいものなんです。特に今回、この補正予算の中身といいましては、この実証実験全てが全体を覆っているわけです。一つ抜けても、足が抜けたような状態になると思います。コロナ禍で一つの一体となった考え方で取り組んでいると思います。

そこで、児玉議員に質問ですけれども、今大変観光業者というのは疲弊をしていますけれども、そういうことを若干2カ月、3カ月の後でいいということに対して待たなしの状態の中で、少し考えたことがあるかどうか、お聞きいたします。

5番（児玉智博君） はい、もちろんです。

6番（大塚英博君） 今、もちろんと言いましたけれども、それは直接観光業者にとっての痛みとか、そういうものが本当に分かって「もちろん」と言ったのかなと、私は疑問ではございます。

また、これから先3月にかけて、今の状態においてコロナに対する感染対策を十分にできないままに開園したときに、実際、お客様が反対に増加するだろうか。このことについてもお答え願いたいと思います。

5 番（児玉智博君） 感染対策ができないままに開園したらどうなるかと。要するに感染対策というのが意味するところが、この予約システムというふうにお聞きになられているということで。そう受け止めて答弁をいたしますが、実際、この予約システムの構築委託料というのは、要は令和3年度に繰り越しますので令和3年度に執行されて、執行部の答弁ですよ、さっき言われた答弁では1年間かけてそういう調査を行うわけですね。令和4年度にこのシステム導入となりますので、実際、その予約システムがいつから動き出すかというのは、まだ執行部も明らかにできていない状況なのです。ですので、私は何と云えばいいのですかね。私は当然、感染対策というはしていかないといけないと思います。この感染対策の一つというのは、今土日は開けていますけれども、閉めている時期がありました。やはり、密になるなら入場を御遠慮いただくと。実際富士山は令和2年度は山開きも中止して、1年間閉山されたわけですよ。だから、やはりそれも一つの感染対策だと思うし、感染症者が減ってきたと。入場できる状況であれば、入っていただくと。そういうことで、危ないときには閉めて、安全になったら受け入れてくれるというふうになれば、それも一つのお客様の信頼につながって、安心してお越しいただけるようになるのではないかと思いますし。ですから、シャトルバスが運行できないというのであれば、なかなか寒い時期に歩いていただくというのは大変かもしれませんが、少し暖かくなったりしたら、いろいろ景色等々を、かかしなどもありますので、歩いてゆっくり、そういった地元の人の取組みを見ていただくというのも、感染症対策ではないかと理解しております。

6 番（大塚英博君） 今の答弁を聞いていますと、危ないときには閉めればよいと言われました。しかし、国が地方創生の臨時交付金を出した狙いというものは、何なのか。やはり、私は鍋ヶ滝というものは全国的に知名度が高く魅力ある場所でございます。そういう中でそう簡単にそういう問題で「はい、わかりました」という問題ではないんです。国としてはその臨時交付金を出すということは、何とかそこに対策をしてくれということなんです。それで、今度の予算にも上がっていたように、そのことによって鍋ヶ滝がスムーズに運営ができれば、それが熊本県観光業、全ての者に対して潤いを与えるわけです。そういう意味があるわけです。私はそういうことを考えたときに、単なる拡大が広まったときには閉めればよいという、では観光業者の方、いろいろな方たちのことを考えているのかということに対しては、私はそこに対して配慮はないのかと。町が思い切ってその施策を考えて、何とかしようという意気込みを持っている中で、先ほど言いましたように予算というものは一体的なものでございますので、一つ欠けても難しいものです。それを私は進めていかなければ、この実現は不可能ではないかなということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

7 番（西田直美君） 先ほどから、いろいろ質問があっておりますけれども、渋滞の緩和に関して言えば、別にその2千万円を出さなくても渋滞の緩和はできると思っております。

それから、経済は生き物である。確かにそうだと思います。アグレッシブに今度やるということに関して言うと、代替案はないのかということはありません。2千万円はこれ、なしにしてしまうのか。なしにしてしまう必要はないと私も思っております。ただし、ここに使うのはちょっと違うのではないかと考えているので、個人的に私も観光業には関わっております。ガイドをやっておりますので。あちこちを見ておりますし、成功例とあまり成功していない部分も見ておりますけれども、今回の2千万円があるのであれば、個人的に私としてはわいたのほうの観光客の受け入れ整備、やっとなり指定管理になっておりますところの食堂がオープンするようになりまして、あそこの周辺整備のためにコロナ対策費を使っているのではないかと思います。

それから、旧国鉄宮原線の遊歩道、これも使っていくところだと思っております。この間歩いてみましたら、非常に傷んでおります。その辺を何とか、そっこのほうに回していただけるなら、そのほうが。12月末までに、それを出せというなら、みんなで考えて出せるようなものだと思いますので、その辺のところはやっていただければと思います。

5番（児玉智博君） おっしゃるとおりだと思います。

やはり、あらゆる可能性を探って。だから、今シャトルバスがネックになっておりまして、土日ですね、秋の行楽シーズンは鍋ヶ滝を開けることができなかったということがありました。やはり、今わいた温泉地区や旧国鉄宮原線の幸野川橋梁とかいろいろな橋もありますが、そういった新たな魅力を発掘して、発信して、鍋ヶ滝だけではないんだというような形で観光客の町内での分散なんかを図っていくのも、私はコロナ対策に値すると思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

3番（穴見まち子君） 3番です。

私は素朴な質問をしたいのですが、今年コロナの中で修学旅行生、6年生の子どもたちが行ったのですが、コロナの関係で予約で行ったり、バス1台で行くところを3台です。普通は50人前後ですのでバス1台でいいのですが、1台の車に座席一人です。その3台をかけて行きました。しっかりと予約をして、コロナ対策をして行ったんですよね。どこでもそんなふうなそんな時代で、コロナと一緒に生活していく中で、予約システムや決済とか今からの時代は絶対必要となると思います。私が一番言いたいのは、他の議員の方も言われましたように、交付金が1億2千700万円ありますので、それに対してのシミュレーション的なものというのは必要だと思いますが、絶対に私は必要だと思っています。それがコロナに対しての前向きな姿勢になるのではないかと考えていますけれども、町がこれをやれないというのだったら、児玉議員が一番の理由はいろんな形の答えが出ましたけれども、一番の主な議題としてどんな意見をお持ちでしょうか。

5番（児玉智博君） この2千万円に私が反対する主な理由ですね。

まず、第一に確かに予約システムというのは、行政系であったりとか観光地への予約というの

は、全員協議会のときに私が情報課にどういったところを調べたかと言いましたところ、やはり情報課も屋外の観光施設で参考になるような事例というのは見つけれなかったということで、答弁が出ております。つまり国内に前例がないわけですね。要するに、観光に行くときに屋外に、近くで言えば九重の夢大吊橋とか、あるいは先ほど私が出しましたような全国的知名度から言えば富士山であったりとか高千穂のところや菊池溪谷とかあると思うのですが、密閉された空間ではないわけですよ、屋外で。ですから、そういうところに観光に行くときは予約をするものだという、そういう国民の中の社会的な習慣づけというか、そういうものがなされていないと思うのです。それで、ではコロナだからといってそれがすぐに身につくかと、いや私はそうではないと思いますし、やはりワクチンであったりとか特効薬とか今後出てきます。実際に、このシステムが構築される令和4年度の状況も、今と同じような状況なのかと。ある程度、コロナウイルスというのはワクチンで予防できるものであったり、なったとしてもインフルエンザでいうにはありますけれども、コロナのレムデシベルとかそういう薬が開発されて、完全に克服できる状況になっているかもしれないわけですね。そういう中で、やはり多額の2千万円というものを投資することが、果たして費用対効果としていいのかというところ、これがまず第1点。

そしてもう一つは、まだ他にもこの2千万円というのも、まだ今から休業補償や違う形でのコロナ対策への使い方というのも検討するべきだという、大きく言えばこの2点で私は修正案を出させていただいております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

3番（穴見まち子君） 私たちは、日頃ですね、児玉議員には変なふうにとられてはいけませんけれども、家の中で子供たち、孫がいますけれども、その中で毎日毎日学校に行くたびに、マスクと帰ったら手洗いうがい、それから朝の検温をして、時間のバスが来るまで待っていて、ちゃんとしているわけですよ。だけれども、やはり子どもたちもその中でも、今年ありました運動会だって小学校、中学校とも、子どもたちだけではなく6年生の保護者、中学生もそんなふうに来てきているわけです。いろいろな事例がありますけれども、次に進む段階でもし何かあったとしたら、あのとき何かしておけばよかったかな、ではなくて済まないような時代が来ると思うのですよね。今でこそシミュレーションだったりを体験していくといいと思いますが、児玉議員はどうでしょうか。どんな見解をお持ちでしょうか。

今の交付税に対しての町がやっていくということ、私は賛成しております。近所に、鍋ヶ滝と一緒に大イチョウがあります。その時期になると。本当に密どころではなくて、子どもたちからも道幅以上に車があって危ない。あそこは多分事故が起こるだろうかなというところも、ほとんど毎日のように言われて「どうかならないか」というのも言われます。やはり新しい中でどこでも大体のところ、入場料を取る取らないに限り、新しい生活って必要ではないかなと思いますけれども、それに対してはどう思いますか。

5番（児玉智博君） やはりライフスタイルや観光地の在り方というのは、当然今から変わっていくというふうには思っております。しかし、この屋外のところでの予約システムというところまでいくかどうかというふうに、私は疑問なのです。例えば、予約システムというのであれば、ちょっと江藤議員がいらっしゃるので例に出したら悪いのですが、2、3週間前だったでしょうか。私が夕方、北里柴三郎記念館の下を通りましたら、大型バスが4台止まっておりまして、横浜市の高校生が修学旅行で立ち寄っていたのです。大型バスですのでコロナの時代なので、どれくらい乗ったかは分かりませんが、1クラス40名だったとして、1クラスずつ乗ったら4台ですので、160人ですか。2クラス乗っていればその倍の数ということになりますので、やはり記念館というと、どうしても展示室なんか狭くて密になりがちです。横浜から来ていただいて、ああいう狭い状況ではどうなのかなと思いましたが、先にそういう屋内施設のほうから予約システムというのであれば入れていくべきであろうと思いますし、屋外施設であれば、もう既に確立された部分ではありますので、2千万円も調査費は要らないのかなと思いますので、そこは考えていく順番というのものではないかなと思います。

3番（穴見まち子君） はい、ありがとうございました。

小国町にも屋外の施設がたくさんあります。今使っている、先ほどから身内のことを言っただけですが、子どもたちがいるのでやはりいろんな施設がありますよね、林間広場。子どもたちもサッカーや陸上だったりして、よそからのお客様が来られます。そのときにちゃんと保護者は保護者、子どもたちは子どもたちなりにちゃんとした感染対策をしていますけれども、やはり屋外であっても、ずっといろんなところのシミュレーション、先ほどから言いますけれども、やはり、ここではどうだった、鍋ヶ滝ではどうだった、美術館ではどうだった。やはり中には入りますけれども、外にもいる。いろんなところのシミュレーションといろんなところを掛け合わせ、できるような対策をしていけばと思うので、1億2千700万円の交付金を使って最初にそれをしっかりしてもらって、あとのことをつなげていけたらいいと思っていますけれども、児玉議員はその2千万円というのは先ほど、いろいろな使い方を言われましたけれども、まだ他に何か使い方というのはありますか。

5番（児玉智博君） ですから、使い方といえば、これは私の個人の考えですが、先ほど言いました繰り返しになりますけれども、休業補償をまだ続けるであるとか、あるいは例えばこのコロナ禍で大変な状況にありますのが医療機関であったりとか、介護事業所です。やはり、そういうところで働く人たちへの補助であったりとか、あるいは西田議員が提案されましたような新たな観光施設というか観光資源の発掘であったりとかもあるのではなかろうかなと思います。

ちょっと付け加えまして、先ほど穴見議員が林間広場の例を出されましたが、やはりよその方がたくさんいらっしゃるときは、試合であったりとかそういうイベントごとがあるときだと思っております。基本的に、あそこはそういうときはコートを幾つ借りるとかいうふうに、既に



教育委員会のほうで予約制にはなっていると思いますので、そういうところで密を避けるとか消毒の徹底というのは、それぞれの試合やイベントごとの主催者の方にそういうところを心がけていただくのが一番確実なのではなかろうかなと思っております。

3番（穴見まち子君） 先ほど言われました林間広場の件ですけれども、あそこは普通の試合だったり子どもたちの練習の場や夜の散歩道だったり、昼の運動として使っている方が多いんですよね。その方のためにも、やはり今から先はいろんなところを「こういうふうに使ってほしい」というような感じで、町として願うするためにもこの施策は必要だと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

2番（江藤理一郎君） 私は動議として申し上げたいと思います。

今回、修正案が同僚議員から出たわけですが、そもそも他の議員も知らされていない中で、当日修正案を出されるというのはよいのでしょうか。小国町議会の運営に関する申し合わせに関しても議会運営委員会は議会の運営を円滑に行うために設置されたものとあります。せめて、事前に話し合いが必要ではないかと思われまじし、ましてや議会運営委員長が自ら修正してよいものでしょうか。

議長、そして議運長、ここは直ちに議運を開いていただきまして審議し、議会運営委員会として議会の議員の皆さまに納得いただけるような説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

6番（大塚英博君） 私も江藤議員と同じ見解です。議会運営委員会からの納得する答えをいただきたい。そして議会運営委員会の責任と議会運営委員長の責任、ぜひ納得できる答えをいただきたいと思っております。

これまでの経緯を見ますと、その中でやはり議会運営委員長の不信任案というものを明日、場合によっては判断させていただきます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ただいま、2番議員から議会運営についての当日修正案を出すことがどうなのかというような動議が提出されました。同じく、6番大塚議員のほうから賛成ということの御意見をいただいております。

この動議は、議会運営についての動議であり、二人以上の賛成者がありますので、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

（午後2時40分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時50分）

議長（松崎俊一君） 先ほどの動議の件につきまして、児玉議会運営委員長から報告をお願いしたいと思います。

5番（児玉智博君） 江藤議員から2点、お尋ねがありました。

第1点目の動議の提出の時期についてお尋ねがありましたが、私が朗読いたしました配付いたしました発議書を御覧いただければ分かるかと思いますが、これは提出日は令和2年12月4日付であります。経緯から申します。そもそも私が今回、修正案を出しました11号補正ですね、この中身を知り得ましたのは11月30日に開かれました議会運営委員会の日であります。ですので、このときの第6回の議会運営委員会であります。それ以前に修正案を提出するというのは不可能というか、極めて難しい状況でありました。ただ、議会運営委員会では、出席されるのも町長と総務課長だけありますので、詳しい内容の説明を受けたのは12月3日の全員協議会の日であります。それから、私も中身を詳しく理解しまして、翌日12月4日にこの修正案を提出したということになります。当日、議長の決裁もいただきまして、松崎議長のほうからある程度議運の委員にはそういう修正案が提出をされますということで、修正案が出るという情報は周知をいただいているというふう聞いております。

しかし、その他の議員の方にしてみましたら、当時その時まで修正案が出されることを知りえない状況にいたという事実はあると思いますので、今後はまた皆さま方とも相談をさせていただいて、そういう修正案が出された場合は、決裁を受けた時点でそういう情報を事務局から周知する方向に改善をしていけないだろうかということで、先ほどの議会運営委員会で見解をまとめたところあります。ただ、私も修正案を出したあとで、個別にも皆さまにそういう情報を提供しようと思えばできたところありますので、そういう配慮もすればよかったかなと思います。ただし、この修正動議自体が例え今日、本会議当日、12月7日でありますけれども、当日に動議を出すことができないというわけでは、議会上のルールでもそういうルールは設けておりませんので、申し添えておきたいと思います。

それと最後にもう1点、議会運営委員長が修正動議を出せるのかというお尋ねであります。事務局にも確認をしていただきましたが、そういったものを出せないというルールはないと、地方自治法上も会議規則やあるいは申し合わせ事項でもないということでありました。

以上、御報告いたします。

議長（松崎俊一君） 以上、報告のとおりです。

次、議案の審議に戻ります。

日程第10、「議案第58号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集をお開き願いたいと思います。7ページ下段をお願いいたし

ます。

議案第58号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度小国町国民健康保険特別会計補正予算  
（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書第2号をお開き願いたいと思います。1ページです。

令和2年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万9千円を減額し、歳入歳出  
予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8千255万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予  
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

今回の補正の中身といたしましては、国保保健指導事業委託料の減額が主な要因でございます。  
よろしく願いいたします。

福祉課長（生田敬二君） 補正予算の内容につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをお願いいたします。

下段の歳出のほうです。款1総務費の調整交付金システムバージョンアップ委託料6万6千円  
の計上でございます。このシステム改修につきましては、マイナンバー関連や新型コロナ関連の  
様式の追加に伴ってのシステム改修ということになります。財源といたしましては、上段の歳入  
の中で款7繰越金をもって、その財源に充てさせていただくものでございます。

次に歳出の款6保健事業費の増減補正でございます。まず、一番下の国保保健指導事業委託料  
の196万4千円の減額です。当初、特定健康診査の受診勧奨と保健指導業務の委託料として5  
30万円ほどを計上しておりました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大であるとか豪雨災  
害等によりまして、新規事業の見通しが立てられないということから不要額が生じることとな  
ったものでございます。

その上の会計年度任用職員の報酬17万円、同じく費用弁償、こちらは通勤費ということにな  
りますが9千円の増額補正でございます。これにつきましては、訪問等の保健指導をしております

す保健師、栄養士が出産休暇に入ることになりましたので、現在保健指導のために雇用しております会計年度任用職員、こちらは看護師になりますが、その任用期間を2カ月間ほど延長させていただくという予算になります。保健事業費全体としては178万5千円の減額となります。これらの費用については、県支出金の特別調整交付金で全額が賄われるという予定でございますので、併せて上段歳入の交付金について、同額178万5千円の減額をさせていただくというものになります。

以上によりまして、歳入歳出ともに171万9千円の減額となる予算補正をお願いするものでございます。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします

議長（松崎俊一君） これより議案第58号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第11、「議案第59号 令和2年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集をお開き願いたいと思います。8ページ上段をお願いいたします。

議案第59号 令和2年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは別冊補正予算書（第2号）をお開き願いたいと思います。1ページです。

令和2年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千329万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2千170万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

今回の補正の中身といたしましては、高額介護サービス費の増額と介護給付費準備基金積立金が1千300万円と大半を占めております。

どうぞよろしく願いいたします。

福祉課長（生田敬二君） それでは補正予算の内容について、御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページ、一番最後のページを御覧いただきたいと思います。

まず、歳出のほうで款1総務費でございますが、介護保険制度改正等に係るシステム改修負担金29万7千円の計上でございます。財源といたしましては、ページが前後しますが4ページの歳入の中で、款3国庫支出金の中のシステム改修事業費補助金で2分の1額の14万8千円、それと合わせて款6繰入金が一番下にあります事務費繰入金として14万9千円を一般会計から繰入をさせていただくものでございます。

5ページに戻っていただきまして、歳出の款2保険給付費の高額介護サービス費300万円の増額補正でございます。高額介護サービス費は1カ月間の自己負担額の合計が所得に応じた上限額を超えた場合に、その超過額について給付するというものでございます。年間給付額が当初予算額2千100万円を計上してございましたが、こちらを超過する見込みとなりましたので、今回300万円の補正をお願いするものでございます。増加見込みの要因でございますが、7月の豪雨災害またその後の台風接近の時期に、介護施設への短期入所、ショートステイ等が増えたことが主な原因として考えております。この給付費に伴う負担金等の歳入につきましては、4ページでございます、一番の上の款3国庫支出金、国庫負担金の中の介護給付費負担金60万円、その下の国庫補助金の調整交付金25万2千円、款4支払基金交付金の81万円、款5県負担金37万5千円、合わせて款6の一般会計繰入金37万5千円等の収入で賄われることとなります。

また5ページに戻っていただきまして、一番下の基金積立金に関しましては、令和元年度からの繰越金の一部について介護給付費準備基金のほうに1千万円ほどを予算を増額して積立をさせていただくというものでございます。

最後に4ページ歳入の中の国庫補助金のほうの中段にあります、緊急包括支援事業支援金14万8千円でございます。こちらの歳入につきましては、新型コロナウイルスの影響を受ける高齢者家庭への訪問事業等を行う介護事業所等に対しまして交付されることとなった国の支援金でございます。町直営の地域包括支援センターも対象の事業所ということになりますので、特別会計の中で受け入れを行うものでございます。

以上によりまして、歳入歳出ともに1千329万7千円の増額となる予算補正をお願いするものでございます。

説明は以上となります。御審議よろしく願いいたします

議長（松崎俊一君） これより議案第59号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第12、「議案第60号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集をお開きください。8ページ下段をお願いいたします。

議案第60号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは別冊補正予算書（第1号）をお開き願いたいと思います。1ページです。

令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度小国町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千67万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

今回の補正の中身といたしましては、負担金の増が主な要因でございます。

よろしく願いいたします。

福祉課長（生田敬二君） 補正予算の内容について、御説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをお願いいたします。下段の歳出で、款1総務費のシステム改修負担金8万8千円の計上でございます。このシステム改修費は税制改正等に伴うものでございます。財源といたしましては、上段の歳入中、款6国庫支出金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として、費用の5分の1相当の1万7千円が交付されます。残額の7万1千円につきましては、上段の款3繰入金の中で一般会計から事務費繰入金として繰入をさせていただくものになります。

次に歳出の款2 後期高齢者医療広域連合納付金の中の保険基盤安定負担金5万7千円の増額補正でございます。保険基盤安定負担金は保険料の軽減分を補てんする財源となるものですが、本年度広域連合に納付する負担金額が変更されたことによる不足分の補正予算でございます。この負担金の増額分5万7千円につきましては、歳入の一番上になりますけれども、一般会計から保険基盤安定繰入金として繰入をさせていただくものになります。

以上によりまして、歳入歳出ともに14万5千円の増額となる予算補正をお願いするものでございます。

説明は以上となります。御審議よろしくお願ひいたします

議長（松崎俊一君） これより議案第60号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第13、「議案第61号 令和2年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集をお開き願ひます。9ページをお願ひいたします。

議案第61号 令和2年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

令和2年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

建設課長（時松洋順君） それでは令和2年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。別冊議案第61号と左肩に書いてあります補正予算書を御覧ください。4ページをお開き願ひます。

令和2年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画となっております。収益的支出の部分でございますが、款水道事業費、項営業費用の中の4総係費に20万円の補正計上させていただいております。

続きまして5ページ、資本的支出の部分でございますが、款資本的支出、項建設改良費、2配水設備工事費に52万円の補正を計上させていただいております。こちらも職員に係る豪雨災害によります時間外手当の増加に伴いまして不足額が見込まれますので、その分につきましてはの補

正でございます。

説明は以上です。

議長（松崎俊一君） これより議案第61号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

以上、議案第51号から議案第61号までの質疑が終わりました。なお、討論及び採決については、9日の一般質問終了後に行います。

議長（松崎俊一君） 日程第14、「同意第10号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集をお開きください。10ページになります。

同意第10号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について

小国町固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

氏 名 松本 和昭

生年月日 昭和27年2月16日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田4165番地

提案理由といたしまして、令和2年12月26日をもって、現委員の松本和昭氏が任期満了となるため、再任を求めるものでございます。

まず、固定資産評価審査委員会委員という部分についての説明を申し上げます。委員会の主な役割といたしましては、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を審査し、決定をすることです。この委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務があるもの、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任するというふうに定められており、委員の任期は3年でございます。

松本和昭さんにおかれましては、現在2期6年の間、委員を受けていただいております。今回同意を得られれば令和2年12月26日から令和5年12月25日までが任期となります。あとの委員会の委員の2名は澁谷洋典さん、北里隆泰さん、どちらも1期目でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。



議長（松崎俊一君） これより同意第10号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 固定資産評価審査委員会委員ということですが、この固定資産評価審査委員会委員というのは、必要に応じて任命される。例えば情報公開の審査委員会なども、固定資産評価審査委員会の委員が兼任するということで、私が聞きました。実際、その他にも必要に応じて任命される委員を固定資産評価審査委員会委員というのは兼任することになるのか。なるとすれば、それはどれぐらいの数の委員会委員があるのか。

また、その根拠となる条例なり規則なりを示した上で、御説明をお願いします。

町長（渡邊誠次君） ただいまの質問にお答えします。

固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止等についての御質問だと思いますけれども、第425号に「固定資産評価審査委員会の委員は、次の各号に掲げる職を兼ねることができない」という規定がございます。1 国会議員及び地方団体の議会の議員、2 地方団体の長、3 農業委員会の農地部会の委員、農地部会を置かない農業委員会にあっては委員、4 固定資産評価委員」ということでございます。松本和昭氏は税法第425号の兼職禁止等には該当しないというふうに思われます。

総務課長（小田宣義君） 御質問の件は、兼業の件ではないんですかね。兼業というか、兼職の件で。情報公開条例に基づいて固定資産評価審査委員会の委員は、この委員が情報公開条例の委員を兼任されております。それにつきましては、規則で兼ねるまでは書いていないのですけれども、固定資産評価審査委員会の委員がそこで委員を兼ねるということで、議会の同意はこれには必要ありませんので、兼任ということで受けていただいております。

5番（児玉智博君） 規則というふうにおっしゃいました。その規則の名前をぜひ教えていただきたいのですが。私は、その情報公開の審査会の委員ですね、それを固定資産評価審査委員会委員が兼ねるということを聞きまして、じゃあ何でそうなるのかと言ったら、内規で決まっていると聞きまして、ではその内規を示してくださいということで情報公開請求をいたしました。そうしましたら、それは明文のものではないので文書としては存在しないと聞いたのですが、一体それはいつから、こういった形でこの小国町の中で語り継がれているのでしょうか。

再度確認ですが、情報公開の審査会委員以外には兼ねる町の職はないのですね。

総務課長（小田宣義君） 私の知り得るところでは、これ以外にはありません。

先ほどの質問ですけれども、現実的にこの答弁をここでするのが正しいかどうかは分かりません。これは小国町固定資産審査委員会委員の同意を今、求めております。そちらの件につきましては、内規でということの説明したということですので、固定資産評価委員が兼ねるといような条文は多分ないと思います。そちらで関連として、その委員は固定資産評価委員が続けてきたということで、聞いております。

以上です。

5番（児玉智博君） では、今回も松本和昭さんが固定資産評価審査委員会委員に選任されれば、またいずれかの段階で審査請求等が行われた場合は、また松本和昭さんはそちらの委員も、この3期目の任期いっぱい兼ねるとのことでの理解でよろしいですか。

総務課長（小田宣義君） はい、そのとおりです。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は同意第10号、小国町固定資産評価審査委員会委員の選任については、反対の立場から討論を行います。

私はこの固定資産評価審査委員会委員そのものに、松本和昭氏が就かれることについては特段反対するものではありませんが、しかし小国町情報公開審査会委員も兼ねることになると総務課長は明言をされました。果たしてそれは正しいのでしょうか。実際、この固定資産評価審査委員会委員として求められる知識と情報公開審査委員会委員として求められる知識というのはイコールではないと思います。

また加えて、この情報公開審査委員会委員につきましては、行政が開示を求められた公文書について、不開示であったりあるいは一部開示といった、公開をされなかったものについて請求者が不服を申し立てるものであります。松本和昭氏はもともと小国町役場の職員として仕事をされておりました。いわば、自分の後輩たちがした判断について、全く公正中立な立場からOBが厳しい判断を下すことはできるでしょうか。事実、小国町の場合、監査委員は慣例として町役場OBはこの間選ばれておりません。私が議員になりましてからも、鎗水監査委員、室原監査委員、石松監査委員、そして現在の古賀監査委員と全く役場とは関係のない職歴の方が務めていらっしゃいます。そのように、小国町は監査委員については公平性を担保した人選を今までされてきております。そうであれば、私は情報公開審査委員会委員も固定資産評価審査委員会委員としても、そういった役場経験者というのはふさわしくないし、仮に情報公開審査委員会委員になるのであれば、そういった行政法や関連する法律の専門家などを充てるべきであるという意見のもと、反対するものであります。

議長（松崎俊一君） 賛成またはほかの討論はございませんか。

4番（久野達也君） 私は小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について、松本和昭氏に対して賛成の立場で討論を行います。

いわゆる小国町固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。固定資産税が課税されたと

きに4月1日、課税期日は1月1日です。3月末から4月にかけて縦覧期間があります。当然、不服申し立てもできます。不服申し立てがあったときに、その不服申し立てに対し固定資産評価が妥当であったか、これを審査するのが固定資産評価審査委員でございます。当然、町は課税上、固定資産評価委員という評価委員が評価して課税に当たるわけなんですけれども、やはり土地、その立地条件、あるいは社会的条件により、その評価はまちまちでございます。それらのときに、専門性の知識を有する部分はおのずと明らかになってまいります。当然、固定資産評価審査委員も年に1回若しくは数回は研修等も行っていようかと思っております。いわゆる、地方税法の法的知識を有する部分、それから判断をしなければならないという部分、これらについては行政経験者が何ら不都合でもないと思っております。

また、情報公開条例の審査委員会委員の議論がございましたけれども、これは別組織であり別の審議要件でございます。今回は固定資産評価審査委員会の委員の選任ということですので、私は松本和昭氏については適任だと判断しております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は8人であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、児玉智博君及び8番、松本明雄君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に5番、児玉智博君及び8番、松本明雄君を指名いたします。これより投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(松崎俊一君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。2番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(松崎俊一君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(松崎俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

5番、児玉智博君及び8番、松本明雄君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(松崎俊一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 8票

有効投票 8票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 7票

反対 1票

議長(松崎俊一君) 以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(松崎俊一君) 日程第15、「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは議案集をお開きください。11ページになります。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年12月7日提出

小国町長 渡邊誠次

でございます。

記といたしまして

氏 名 北里 康二

生年月日 昭和31年4月20日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里2461番地

提案理由といたしまして、令和3年3月31日に、現委員が任期満了となるため、再任を求めるものでございます。

推薦する理由といたしましては、北里康二さんは行政職員として小国町役場に永年勤務されており、人権教育・人権啓発の推進において積極的活動に努められております。また、公私にわたり幅広く社会貢献活動をされ、住民からの信頼、人望にも厚く、人権擁護委員として年間の活動実績も高く、人格見識とも適任者であると思っております。

なお、任期は3年で小国町の人権擁護委員の定数は4名です。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより諮問第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は8人であります。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、江藤理一郎君及び6番、大塚英博君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に2番、江藤理一郎君及び6番、大塚英博君を指名いたします。これより投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。2番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

2番、江藤理一郎君及び6番、大塚英博君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 8 票

反対 0 票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、議会は諮問のとおり適任とすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（松崎俊一君） 日程第16、「請願第2号 杖立温泉地域における排水路の整備及び避難道確保に関する請願書について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

この請願第2号の取り扱いについては、議会運営委員会において協議をいたし、会議規則第9条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局長より請願の朗読をお願いします。

議会事務局長（藤木一也君） それでは朗読をさせていただきます。

請願第2号 杖立温泉地域における排水路の整備及び避難道確保に関する請願書  
請願理由

令和2年7月豪雨は、私たちの街杖立温泉へ大きな災害の爪痕を残しました。

更に、今後大型の台風や予測されない大雨により、少量の雨でも崩壊の危険が予想されている中において、当地は観光地として住民の避難はもとより、観光客の避難も考えていかなければなりません。避難指示の折の避難場所として指定されているのが旧下城小学校となっています。観光地としてお客様の避難となれば様々な問題が出てきますし、杖立温泉の水害被害の状況によっては、避難する場所等はその時の状態が変わってきます。豪雨時には温泉地内の各所より滝のような水が流れ、指定の避難場所まで行く通路は危険な場所が多発します。町では住民に対し、避難準備として早めの避難を呼びかけていますが、お客様への対応は各事業所となっているため、すべての方の避難は難しいのが現状です。

平成3年には台風17・19号の被害、その影響により平成5年の豪雨で杖立各所に土石流が発生し、3名の方が生き埋めとなり2名の尊い命が失われた事は忘れてはならない事となっています。

兩岸の山は切り立ち、落石や土砂崩れ、川の増水、国道は落石や倒木と逃げ場はなく、孤立する可能性のある観光地です。

今年、温泉会館横に立派な避難所（防災センター）が出来上がりましたが、今回の7月豪雨ではその避難所までの町道に山水があふれて道を渡ることすら出来ない状況でした。

無事に避難所まで行けるようにする対策として、別紙のように排水路の整備を早急にご対応頂ければ、避難所へのルートも安心して通れ、住民の安全確保につながるものと思われま

請願事項

- 1、杖立地域における豪雨時の多量の山水による浸水被害を避けるための排水路の整備
- 2、防災センターへの避難道の確保

上記のとおり、地方自治法第124条の規定により、請願書を提出します。

令和2年11月18日 小国町議会議員 松崎俊一様

請願者は熊本県阿蘇郡小国町下城4150 代表 高村純次

紹介議員は江藤理一郎議員となっております。

なお、令和2年11月18日に事務局で受付をしております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） 続きまして、紹介議員より説明を求めます。

2番（江藤理一郎君） それでは、紹介理由を申し上げます。

今回、杖立地域住民である高村純次代表から提出された杖立温泉地域における排水路の整備及び避難道確保に関する請願書につきましては、杖立住民132名の署名が集まっており、今回の請願に対する住民の希望度は非常に高いと思われます。この請願以前にも過去に排水路の整備については何度か要望が上がってはいたものの、今年の7月豪雨時において被災したことは、雨水のはけ先がないことが大きな要因の一つであったと考えられます。

また、今年梅雨時期の30ミリのゲリラ豪雨時にも町道側に洪水のように水があふれたことから、今後も毎年想定される豪雨に対して、地域住民は安全面を非常に危惧しております。

以上のことから、請願書にもありますとおり、杖立温泉地域の排水路を整備し、防災センターまでの避難路も確保できるようになること。そして一刻も早く整備され、杖立の方々が少しでも安心して暮らせることを願いまして、紹介議員となりました。

どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより請願第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は請願第2号、杖立温泉地域における排水路の整備及び避難道確保に関する請願書に賛成の立場から討論を行います。

紹介議員からも説明がございましたが、今回、請願で出されたような排水路の整備というのは、以前北里町長時代に町長のほうに要望書という形で出された経緯があると聞いております。しかし、残念ながら今年の7月豪雨のときまで地域住民の皆さんの要望が実現されなかったがために、大変甚大な被害が出てしまいました。私も被災直後に杖立に我が党の田村貴昭衆議院議員と一緒に入りましたが、河川の氾濫と併せて崖上からの排水という、いわば複合災害に杖立温泉街が襲われたということが分かりました。現在、国費で杖立川の河道掘削が今後行われると聞いておりますが、やはり河川の治水対策と併せて崖の対策というのも不可欠であると思います。今回、要望されております排水路の整備というのは、待ったなしであります。紹介議員がおっしゃるとおり、一刻も早くこの要望の趣旨を実現していかなければならないと思います。

杖立温泉は、寅さんシリーズの「男はつらいよ」で2回登場しております。2回登場した温泉地というのは、極めて珍しいのではないかと思います。1回目は寅さんの妹のさくらさん一家とおいちゃん、おばちゃんが九州旅行に出掛けて、別府や高崎山等を見て、そのあと宿泊したのが杖立温泉であります。そして2回目は小田温泉が登場した回であります。寅さんが旅先でお金がなくなって、妹のさくらを頼ったところ、寅さんをさくらが迎えに来たときに降り立ったのが



杖立バスセンターであります。このように、全国にも昔から有名な温泉地が杖立温泉であります。その杖立温泉の復興のためには、防災による安心安全は不可欠であります。一日も早く、この要望を実現するために、賛成する立場を表明いたしまして討論を終わります。

議長（松崎俊一君） 反対または他に討論はございませんか。

4番（久野達也君） 私も同僚議員に合わせて賛成の立場から討論を行いたいと思います。

江藤議員、それから児玉議員がおっしゃいましたように、当然、小国町にとっても重要な観光資源でもございますし、福岡方面から小国町に来客者は多いかと思えます。小国町にとっての窓口でもございます。そのような中で、この請願書にも書かれておりますとおり、地元旅館を営む方々にとっては家族、地域の方々の命、それと併せてやはり宿泊客、観光客の方々の命を守るといふことに重きを置いて、災害時に活動をされているかと思えます。そのような地域不案内の方々にとって、道路が避難通路として使えないというのは最悪の状態かと思えます。この道路水路の排水をよくする。それから今年の災害でもそうでしたけれども、裏からの崩落。崩落があるということは、山水が多量に道路側溝等へ流れ込むかと思えます。これらをいち早く河川へ流し込み、その地域の安全性を確保するというのは、本当に生活者懇願と推察いたします。

同僚議員から縷々、御意見等もいただきました。私も全く同感ですので、そういった意味合いからも、この請願書状をぜひ採択し、国・県の協力を仰ぎながら、町の一刻も早い事業実施をお願いするところでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

8番（松本明雄君） 僕も賛成の立場から討論をさせていただきます。

紹介議員の江藤君、二人の同僚議員の方からもいろいろな説明がありました。私も平成5年のこの豪雨のときに、家が流されたところの身内がおりました。それで、杖立のほうにはよく行きますけれども、少量の雨でも石油会社の横のところからいつも水が出ております。ですから、今、同僚議員が言われたとおり、早めの国・県に申請を出していただきまして、早急にできることを願っております。前は避難路として、高村さんがもう1本道路の件で出しておりましたが、その件はなかなか進まなかったようですが、今後、防災センターもできましたので、そちらに避難することができれば幸いと思っておりますので、町長は足を運んでいただいてやっていただきたいと思えます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第2号、杖立温泉地域における排水路の整備及び避難道確保に関する請願書について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第17、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件につきましては、別紙お手元の配付資料のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定により、9月議会以後今日まで、各研修会等、議員を派遣いたしましたので、御報告いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第18、「行政報告」。

執行部より報告事項がございましたら、お願いします。

町長（渡邊誠次君） 行政報告をさせていただきます。

職員採用試験の結果を御報告いたします。一般職の方たち3名、合格をいたしまして11月25日に本人宛に通知を行いました。

続きまして、コロナウイルスワクチン接種等に伴う体制整備について、国が現在ワクチンの接種を迅速に実施する準備を進めております。具体的な内容やスケジュール等は今のところまだ示されておりませんが、今後事業が具体化してくれば、今年度中に接種準備のための予算措置が必要になってくる場合もあります。その節は、臨時議会等で対応したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから1月3日の成人式でございます。会場は小国町民センター、ここ3階で実施予定としております。コロナウイルス感染症対策のため、案内は議員を代表していただいて議長のみの御案内とさせていただきたいと思ひます。また、成人される方たちの家族の方に関しましても、人数を制限させていただいて、1階ロビー及び多目的ホールで観覧ができるように行いたいと思ひます。

1月5日、出初め式でございます。実施予定でございますけれども、コロナウイルス感染症対策のため、議員の皆さまや来賓の皆さまへの案内は、今回は行わないこととしております。

それから1月29日には、ALL九州持続可能な地域づくりへのSDGs地域連携フォーラムをここで行いたいと思ひます。SDGsの連携フォーラムです。コロナウイルス感染症対策のため、こちらはウェブ開催というふうに考えております。後日、おぐチャン等々での放送を予定しているところでございます。

それから最後に、2月6日、杖立温泉でeスポーツフェスタを行う予定になっております。温泉会館にeスポーツ設備を設置いたします。人気プロ選手を解説者としてお招きいたしまして、5つのゲームタイトルを使ったトーナメント大会を開催する予定です。これは国の事業、被災観

光地の誘客多角化・収益力向上事業を活用して行うというふうにしております。

よろしく願いいたします。お世話になります。

議長（松崎俊一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

(午後3時55分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（9番）

# 第 2 日

# 令和2年第4回小国町議会定例会会議録

( 第 2 日 )

1. 招集年月日 令和2年 12月8日(火)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年 12月8日 午前10時00分

1. 閉 会 令和2年 12月8日 午後 3時00分

1. 応招議員

2番 江 藤 理一郎 君	3番 穴 見 まち子 君
4番 久 野 達 也 君	5番 児 玉 智 博 君
6番 大 塚 英 博 君	7番 西 田 直 美 君
8番 松 本 明 雄 君	9番 熊 谷 博 行 君
10番 松 崎 俊 一 君	

1. 不応招議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 出席議員

2番 江 藤 理一郎 君	3番 穴 見 まち子 君
4番 久 野 達 也 君	5番 児 玉 智 博 君
6番 大 塚 英 博 君	7番 西 田 直 美 君
8番 松 本 明 雄 君	9番 熊 谷 博 行 君
10番 松 崎 俊 一 君	

1. 欠席議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日 さとみ 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教委事務局長 木 下 勇 児 君
政 策 課 長 佐々木 忠 生 君	産 業 課 長 秋 吉 陽 三 君
情 報 課 長 村 上 弘 雄 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 時 松 洋 順 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 慎 治 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (r. 2. 12. 8)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

今朝は少し寒が緩んだようですが、引き続き体調には御注意いただきたいと思います。

さて、今日、明日は一般質問となっています。本日は12月定例会本会議2日目。

ただいま出席議員は9人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、最初に熊谷博行議員、次が児玉智博議員、そのあと西田直美議員、久野達也議員となっています。よろしく願いいたします。

それでは9番、熊谷博行議員、登壇をお願いします。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。おはようございます。

今回も1番にさせていただきました。というか、一番先に出しましたので。

昨年の12月7日、昨日ですね、行われた名称が熊本地震復興記念・北里柴三郎博士千円札肖像画採用記念、大相撲阿蘇小国場所だったと思います。大変盛大に終わったのを記憶しております。あれから1年、コロナ感染、豪雨災害、水稲のウンカ被害など、めまぐるしくいろいろ発生してきましたが、どうかこの議会が終われば1年を乗り越え、来年を迎えるのではないかと考えております。来年1年が良い1年でありますことを祈念いたします。それでは、前置きが長くなりますと時間が足りませんので、次にいきます。

通告通りコロナウイルス対策事業について、ライトアップ事業について、最後に大観峰トンネルについて、ほとんど町長の答弁ですが、よろしくお願いします。

それでは通告通り質問いたします。コロナ対策事業の中で、国民一人当たり10万円を配った特別定額給付金というのがありました。10月24日、麻生太郎副総理兼財務大臣は、福岡市で行われた自身の政治資金パーティーにおいて、「個人の貯金が増えただけ」とは言っていないですが、「増えた」と述べ、消費を喚起する効果は限定的だったという見方を示しましたが、我が町ではどういうふうに町長は捉えているかお答えください。

町長（渡邊誠次君） 答弁させていただきます。

麻生財務大臣の周りでは、そういう方が多かったのかもしれませんが、ですけれども、小国町におきましては、まずコロナウイルスの影響を受けて大きく困っておられる方たち、それからコロナウイルスの影響を受けない方たち、その2つに大きく二分されると思いますが、それでも所得が多い方は少ないと私は思っておりますので、今回、国からの臨時交付金は非常にありがたいも



のだと捉えさせていただいております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 今回の御意見、何を根拠に申し上げているのかは、またあとから具体的に聞きたいのですが、私独自で町をまわって、約300名ほどの人にお聞きしたら、「いや、使っていない」という人がほとんど90%ぐらいいました。実際、小国町でも6億数千万円のお金が町民に配られていますが、行政が使い道の調査をしたのか、しないのかは分かりませんが、確かに経済効果というものは小さかったのではないかなとは思っております。しかし、私が聞いた中で一人だけ90歳のおばあちゃんが、私のことをひろちゃんと「ひろちゃん、心に余裕ができたから、それでいいのではないか」という問いかけがありましたが、本当に我が町ではどのくらい効果があったのか、もし分かれば、お答えください。

町長（渡邊誠次君） 効果のほど、検証は私のほうではしておりません。しかしながら、今回の10万円の給付、皆さんもそうかもしれませんけれども、先行きが見通せないという不安が、私は大きかったのではないかなと思います。ですので、一旦は貯蓄をするというか10万円を使わないで貯めておくのかどうなのかは分かりませんけれども、先々の不安からその10万円を元手にと考えられている方は多かったのではないかなと考えます。先ほど、熊谷議員が言われたように、お年寄りの方が「心の余裕」というふうな表現をなされたのかもしれませんけれども、余裕があられる方はそう思われたのかもしれませんけれども、やはり余裕がない方にとっては私も含めてですけども、非常にありがたいものだと考えられると思います。

また、町の中でもそうです。町の外でもそうですけれども、町に寄附をしていただいた方もたくさんおられると思います。その方々にも、私は改めて感謝を申し上げたいと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） はい、分かりました。

私のお願いとしては、アンケート調査ぐらいを町がやっていただけると、将来につながると思っています。

このまま、もう一つコロナ対策になるのですが、いろいろ考えていたのですが、12月の補正であれだけ上程されましたので、正直言って聞くことがなくなったのですが、でも通告していましたので担当課長が用意しているかと思っておりますので、一つだけ。私も購入させていただいた飲食店応援キャンペーン、今度は第2弾、1千数百万円だと思いますが、第1弾の分の商品券は完売したのか。完売する見込みなのか。今現在で何%ぐらい売れているのかをお答えください。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

飲食店応援キャンペーン第1弾につきましては、現在11月末の状況で報告しますと、販売状況は72%でございます。金額にすると3千600万円に相当します。現在、ゆうステーション2階と役場情報課のほうで販売しておりまして、ここ3カ月間の売上げの推計からいきますと、

2月の中頃には完売できるのではという試算はあります。

以上です。

9番（熊谷博行君） 私はもう少し売れているのかと思っていましたが、執行部が予想しているとおりの金額なのか、そういうのは分かりませんが、第2弾が出るということですので、そこは先々期待しての第2弾と思います。飲食店専用ですので普通の店などには使えないが、こんなに私は売れるとは正直思っていませんでした。いつ買いに行ってもありましたもん。今の時期、12月で半分も売れば100点かなと思っていたのですが、70%以上。ということは、第2弾で来年度いっぱいでは軽く売れてしまう予想だと私は思っております。もちろん、12月もう忘年会も始まっているだろうし、年が明ければ新年会も始まるだろうと思います。規模は小さいと思いますが、できるだけ、つなぎで売り切れ御免がないようにしていただきたいのが要望でございます。

それともう一つお願いが。コロナウイルス感染症経済対策事業が、執行部から上程をされると必ず議会で論議されます。特にそういう案件は、今後慎重に扱っていただきまして対処していただき、もっていついていただきたいというのが私の願いでございますが、いかがでございますか。

町長（渡邊誠次君） 商品券に関しては、先ほど熊谷議員が言われるように飲食店専門でございます。2万円購入していただくと2万5千円の商品券が使えるというところでございます。実際の話、今回の商品券の目的は買われる方の恩恵よりも飲食店側に恩恵が流れるような設定をさせていただいたところなんです。実際、2万円ですと2万5千円ということでございますので、全部売り切れれば1千万円で5千万円の効果があるというところでございますので、これを2回続けてすると実際に飲食店には小国町全体で2カ年ではあるかもしれませんけれども、1億円の効果があるというふうに私は計算をさせていただいて、情報課と協議をさせていただきながら皆さま方に御提案をさせていただいております。私としても、今回もそうでございますけれども、しっかりと協議をさせていただいて、しかしながら執行部、新しいことに取り組んでチャレンジをしておりますので、皆さまからたくさんの御意見もあろうかとは思いますが、それだけ挑戦させていただいて効果の高いものに、私はしていきたいと思っておりますので、皆さま方の御指導と御協力をよろしくお願いしたいと思います。

お世話になります。

9番（熊谷博行君） 大いに期待していますので、どうかよろしく願いいたします。

通告の2番目、9月議会で上程されました下城滝周辺、鍋ヶ滝周辺のライトアップ計画ですね。これもなかなかにぎやかな議会になったというのは、皆さま御存じだと思います。あれから3カ月、もちろん前に進んでいるのは当たり前かと思いますが、その工事をすぐするというのではなくて、どのくらい進んでいるのかを情報課長のほうにお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

鍋ヶ滝と下城滝のライトアップの進捗状況でございます。9月議会で補正承認いただきました案件でございますけれども、まずは予算前の8月にテストのライトアップをやっております。それから10月6日に予算成立後ですけれども黒淵地区で地元説明会を実施しております。その際、協議会役員、387会役員、漆金役員、黒淵2部の部長、関係組長と合わせて12名の参加をいただいております。それから、町からは町長をはじめ、私と担当職員、それから建設課からは道路関係ということもありますので、2人、課長と審議員が参加しております。その際、意見交換としまして運行計画について御意見がありましたので、運行計画を後日策定しまして、現在は地元の協議会長、部長、それから387会、それから漆金、それぞれの役員の方々に今個別に説明会を、先月11月24日と27日に実施しております、これからも運行計画をまずは地域の方に説明をして、どうやって夜ライトアップをするかということ地域の方が、年がら年中ライトアップをしているのかという誤解もありましたので、その辺を詳細に観光協会、旅館組合の代表の方と打ち合わせて、現在、説明をしている最中でございます。

それから、業者のほうはこれから12月中にプロポーザル公募で業者決定をして、工期としては通常、あのような施設については半年ぐらい標準工期がかかりますけれども、予定としては年度をまたぐかもしれません。この辺はあくまで予定でございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） 黒淵のほうで説明会を行われたということで、反対意見があったのか、なかったのかは教えていただけませんでした。工期が令和2年から3年にまたがるというような話ですが、繰越、繰越という、こんなに早く決めなくていいではないかというようになりますので、できるだけ1日も早く何でもができますように、工期を繰り越すのは構わないと思いますので、設計とかそういうのは年度内に行っていただきまして、事業はすぐ出していただきませんと、何のために早く決めたのかが分かりませんので。昨日も繰り越すというのがだいぶ出ておりましたので、聞いていなかったのですかとか言われましたが、聞いていましたので。

僕に言わせれば、どうして今ごろ説明会をしているのかなというのがありますが、これは児玉議員もよく言われていますが、これで前に一歩進めば、ほとんど年度内には出せるという方向性が見えましたので、私はこのライトアップの件は問題ないとは思いますが、あとはセッティングした後に良いか、悪いかだけ。それはもう結果の問題でございますので、そこはまた調整していけばいいと思いますが、町長は成功すると思っておりますか。

町長（渡邊誠次君） 成功させるために、上程をさせていただきました。それともう一つ、今回臨時交付金を使わせていただいております。昨日もどなたかの御発言がありましたけれども、12月若しくは1月という話ではありますけれども、県のほうに提出する期限が決まっております。やっぱり、金額的にも数億円という金額の計画を挙げていかなければいけないですし、町として

は給付事業、それから子どもたちへの対策、そして今回たくさんの振興策というところで予算を上げさせてもらっております。結構、細かい上程の仕方をしているだけあって、計画も結構たくさんございます。できるだけ、この臨時交付金を使って。使わないと、逆にいったら小国町としてはできないというところがありますので、早い、遅い、9月に上程した、12月に上程した、3月に上程したという形で分けているのも当然ですけれども、上程をしておかないといけない部分と計画が長くなる部分、それからすぐできる部分、両方あると思いますので、タイミングはしっかりこちらの執行部側で見計らいをさせていただいて、上程をさせていただいているつもりでございます。

よろしく申し上げます。お世話になります。

9番（熊谷博行君） 分かりました。ぜひ、成功していただきたいと思います。

次に、最後になります。大観峰トンネルの掘削、掘削といったらまだ問題ですが、の質問でございます。

私が議員になって6年目、名前を出していいのならば大塚議員、穴見議員と私で2期目議員の3人の最後の質問でございます。大塚議員が約5年前ぐらいに言ったときには笑っていたような話が、その次、穴見議員のときにはもう笑いではなくて、可能かなという話も出るぐらいの。それというのが、二重峠のトンネルの急ピッチな掘削の仕方。私も昔から凶面があるとか、ないとか、1本で掘るとか3本で掘るとか夢みたいな話と思っておりましたが、職業柄トンネル掘削がどのようなものかというのは、十分理解しております。普通の道路に比べれば、時間も費用も数倍かかります。しかし、安全性は比べものになりません。もう現在ではなくて、二重峠トンネルは開通しております。滝室坂トンネルはちょっとまだ30%、そんなものだろうということを知りましたが、現在南小国町のミステリーロード、7月豪雨より道路が崩壊して不通になったままです。まだ災害復旧も行っていない。ということは、完全に1年間、あそこは車が通れないような状態になると思います。辛うじて212号線バイパスが災害を受けていませんので、小国は孤立していませんが、あの道路もいつ崩壊するのかも分からないような状態で、夢みたいな構想が現実になつたのは、やっぱりどうしても二重峠トンネルの開通でございます。前回、9月の南小国町の定例会で、ある議員が大観峰トンネルの質問をいたしました。内容は私と同じようなものですが、南小国町の町長の答弁は、「小国町の町長と協議し、期成会を設けるよう検討します」という答弁だったようですが、我が町の町長はこの件についてどう捉えてもらえるのかと、今後どういう展開でいきたいのかをお聞きします。

町長（渡邊誠次君） 熊谷議員、御提案の大観峰トンネル。これまでも小国町の中でも今期だけではなくて、前期、前々期、その前にも多分お話があったと聞いております。大観峰トンネルの構想は、やはりかなり昔の段階からあると聞いておりますし、当時、どの当時からちょっとはつきりとは私も分かりませんが、当時設計図までできたというところで見ただけでございます。

かしながら現時点では、まだ期成会等々の動きはできておりません。しかしながら前回、南小国の高橋町長が検討をしていきたいと言われたということは、当然ですけれども、私も聞いておりますし、高橋町長とは本当にしょっちゅう顔を突き合わせながら協議をさせていただいております。もちろん、大観峰トンネルのことだけではありませんけれども、いろいろなことも、私のほうも教えていただいているところでございます。

大観峰トンネルに関しましては、今現在では商工会、それから両町の観光協会でお話が少し進んでいるようでございます。そこが主軸になって、今発起人の会を起こされているというふうにも聞いております。この流れからすると、当然ですけれども、私も高橋町長もしっかりと取り組んでまいりたいと意思表示はさせていただきますが、いかんせん、起点となる場所は南小国町と推測するところが大きいと思われまので、軸はどちらかということと南小国町のほうにあるのではないかなと今のところは考えておりますが、当然ですけれども、波及効果等を含めて小国町にも非常に大きな影響があると思っておりますので、しっかりと取り組まさせていただきたいと思っております。

この流れからすると、発起人の会があつて、まずは両町の協議会ができると思っております。その中にはもちろん地元選出の県議、それから国会の先生たちの皆さまへの働きかけを含めたところで、212号線の期成会までまずは届けていくというような方針だったり、今から多分商工会、観光協会を含めたところの発起人の会、またそのあとの協議会等々で進めなければ、実現するものとはなかなか難しいのかなと思っております。ただ、私の情報のうちの1つでございませけれども、調査費等々の部分まで踏み込んでお話もあつているということも聞き及んでおりますので、私としてもできれば、そういうことがあるのであれば、しっかりと私としても動いていきたいというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 212号線バイパスが開通して約40年、もうぼちぼち違うルートもいいのかなというのが現状でございませ。いろんな国政報告会、自民党の坂本先生の中でも大観峰トンネルという言葉が出ましたし、先日からありました公明党の上田先生でしたか、あの先生からも大観峰トンネルというのはやっぱり出ていましたので、これは国会議員の先生方もゼロではないという考えだろうと思ひます。私が生きている間にできるということひはまずないと思ひますが、掘削だけでも10年はかかると思ひます。災害関連ではございませないので。孫子の代という言い方はおかしいのですが、将来2040年、人口が4千人以下になるのかならないのか微妙なのですが、そういうものも踏まえた上で人が出ていかない、トンネルができたから出ていったのではなくて、トンネルができて人が集まってきた、そういうまちづくりを今後していただきたいと思ひます。

これで一般質問を終わります。

町長（渡邊誠次君） 熊谷議員、御提案の案件、しっかりと町としても捉えさせていただきますし、

当然ですけれども、私も南小国の高橋町長もしっかり協議をしていく中で、道路を中心というところで今お話をいただいておりますけれども、非常に道路も大事だと思います。災害があったときもそうですけれども、最近ではリダンダンシーとかダブルネットワークとか言われておまして、やはりそういった部分でも命を守る道、それからもちろん流通、そして観光、やはり道路に関しましては用途が多岐にわたります。様々な皆さんの思いもあると思いますので、しっかりと取り組まさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議、10時45分から行います。

（午前10時30分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

議長（松崎俊一君） 続いて5番、児玉智博議員、登壇をお願いいたします。

5番（児玉智博君） 7月豪雨から5カ月が過ぎました。正確な被災状況を速やかに把握をしていただき、復旧復興をいち早く成し遂げなければならないと思います。

まず、7月豪雨時の災害対策本部について質問します。9月議会の一般質問で、私は7月6日からの大雨により、小国町では甚大な災害が発生したにも関わらず、町は5日間も災害対策本部を設置せず、また、たった8日間で解散させたことについて質問を行いました。この質問に渡邊町長は要約すればガイドラインをたくさん見て、その上で7月7日の段階では災害対策本部を設置しないほうが復旧が早いと判断したし、11日には必要になったと判断したから設置して、19日には人的被害もないので、必要なくなったと判断したから解散した旨の答弁をされました。しかし、町長が判断の材料にしたというたくさんのガイドラインが、例えば何という名称のガイドラインで、作成者は誰なのかも明らかにしていただけていませんでした。また、災害対策本部がないほうが復旧は早いと言われますが、5カ月経った今も果たしてそれはどうだったのかと、後ほどこの質問を通じて明らかにしてほしいと思いますが、どうも町長答弁とは食い違うような状況にあるのではないかと感じております。

さて、前回の質問に先立つ8月17日、私は災害対策本部の会議録や会議の配付資料、また関係機関との連絡文書を町情報公開条例に基づき開示請求いたしました。ところが、災害対策本部に関する公文書は存在しないとして、非開示の決定がなされました。これは、本当に驚きました。災害対策と公文書管理という2つの側面から、町の姿勢はあまりにいい加減だと言わざるを得ません。熊本県はどうかといいますと、7月豪雨の災害対策本部会議は7月4日の第1回目の会議から最終日の8月31日の会議までの全29回の会議が、現在ホームページ上で動画として公開されております。会議資料も誰でもダウンロードすることができます。文字の会議録としては10日に県に確認したときには、現在作成中だということで、今現在もホームページで確認はでき

ませんが、熊本地震のときのものはホームページで全て公開をされております。災害対策本部会議の会議記録がなぜ重要かといえば、行政としての経験を蓄積して、次の災害時にそれを生かさなければならぬからです。

また、その時々災害対応がどうだったのか、町長が間違いのない対応だったというから間違いのないのではなく、事後的な検証も必要だからであります。そしてそれは、記録が広く公開されることで、誰でも検証できるようにしておかなければならないと思います。そのことが、ひいては町の防災力の向上につながり、住民の利益となるからであります。今のこの小国町は、このことを投げ捨ててしまっているというのが現状ではないかと思いますが、なぜ会議録を作成しなかったのですか。

総務課長（小田宣義君） お答えします。

会議録につきましては、災害対策本部条例及び災害対策本部規程には会議録を作れという記述はございません。実際、災害対策本部自体が関係者相互の情報収集、伝達というのが主な仕事であります。確かに、先ほど県庁はこういう対応をしているということでしたけれども、小さい町村でこういう災害の対応をするときには、なかなかそこまで手がまわらないのが現状でした。ですから、対策本部は災害後、直ちに対応をしていくための施策をその場で話しているというのが状況です。

以上です。

5番（児玉智博君） そういう内容の理由で、私の開示請求が棄却されたということで、非開示の決定が出たということで、通知文にもそういったことが書かれておりました。

私が8月18日に行った開示請求に対し、非開示の決定が出されたのは9月1日でありましたが、私はこの決定に対し会議に出席した職員はメモを必ず作成しているはずで、町条例にも職員が職務上作成した文書で決済又は供覧、その他これに準ずる手続きを終了し、当該実施機関が管理しているもの、それが公文書であると定義されていることや、国の審査会で職員が作成したメモを行政文書と判断した事例を示して、審査請求を行いました。

結論から申し上げますと、この審査請求では、町長が諮問した小国町情報公開審査会は非開示の町の決定を妥当と判断されたのですが、まずこの審査会で審議された職員が作成したメモを配付してございますので、御参照していただければと思います。表紙を1枚めくっていただきまして、第1回小国町災害対策本部会議と書かれた文書であります。出席者や会議内容が簡単にではありますが記されています。それで、3番の連絡等の部分で消防団のところを見ていただきたいのですが、この消防団から出された連絡事項として、消防団に早めに情報をもらうためにも、本部設置はもっと早く設置した方がよかったと書いてございます。やはり、こういう意見もしっかりと残して、いつあるか分からない次の災害への教訓としてつなげていくためにも、この職員のメモはほかにも12日から19日と、そして27日分があるということですので、公文書とし

て指定をしてしっかりと残していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員がこの文書を持たれているということは、広く公開をされているのかもしれないけれども、私としては決裁を押ししておりませんので、この部分では公文書としてはいいのではないかなという判断は、総務課の中でさせていただきました。

それから1点だけ、ここに消防団に早めに情報をもらうためにも、本部設置はもっと早く設置したほうがよかったというふうにあります。消防団、当初からずっと小国町と、町といいですか私も含めてずっと情報を共有していただけて、設置をしなくても情報の共有は全然できていたというふうに思いますし、児玉議員自ら、消防団におられておりますので、そこは早い情報が入るというのは。7月11日に対策本部を設置するというところではありましたが、では7月11日以前に情報が入っていなかったのかといたら、そんなことはないと思います。私としては災害対策本部を設置するという形上の問題よりも、その当日、現場において、その災害をどうやったらみんなで防げるのか、それに重点を置かせていただいて、対策本部を設置せずに動かしていただいたというのが、私の正直なところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 町長は、本当に心からそういうふうにしてもらいたいと思うのですが、会議録が作られていれば、消防団から出たこの意見についてその場で説明なり何なりが行われたかもしれないのですが、会議録がありませんので、その検証ができないわけですね。私は本当に今後の災害のときに町民の命や財産を守るために、こうした今まで経験したことのないような災害のときに、小国町が一体どういうふうに出て、そのときにどういう反省点があって、どういう「これはよかった」というのがあったのかというのを検証して、次につなげていくことが重要だと思うから質問をしているわけなのです。それで、私が持っているから広く公開されていると言われますが、公開されていないのですよ。私は、これと別に私の審査請求を諮問されて開かれた小国町情報公開審査会の会議録や会議資料を別途請求したからようやく出てきたわけですね。ですから、この第1回目分はそのときの審査会が開かれたときの公文書として、これからある程度保存期間は分かりませんが、一定期間保存されると思うのですよ。しかし、12日から19日、27日分については公文書の指定がされていないので、もういつのまにか廃棄されていって、検証のしようがないというふうになってしまうと思います。ですから、こういうメンツとかそういう問題ではなくて、何が町民の利益になるのかということを考えて、判断をいただけたらと思います。

それで、小国町情報公開審査会は、私の審査請求に対する非開示を妥当と結論づけましたが、今後の災害対策本部会議では会議内容を記録するよう町長に促しております。配付資料、更に1ページめくっていただきまして2枚目ですね、小国町情報公開条例に基づく諮問に対する答申についてという文章を御覧ください。その裏面であります。一番下の最下段であります。そこには



「なお、今後の災害対策本部会議における意見として、会議で議論した内容を記録した文書を残しておくことを提案する」と、そう促しておられるわけですね。この意見につながった議論を審査会の会議録で見えますと、審査に当たられた委員が、その審査の過程で今後の災害で人的被害が発生するような場合、避難指示の発令時期などが争点になることがあると思うので、経緯が分かる議事録のようなものを残しておけば、後の参考にできると思いますと、このように述べておられたわけであります。町の情報公開審査会も現状では公文書がないという判断はしたもの、今の状況をよしとしたものではないのではないかと思います。今後の災害対策本部会議では、会議録はどうされますか。

町長（渡邊誠次君） もちろん、情報公開審査会から出てきた残すことを提案するというふうにあります。実際、残します。当然ですけれども、残します。ただ、公文書として開示をしてくれということもされたので、公文書としては決裁印は押していないので存在しないというお話をさせていただいているところです。私のほうでは検証も当然ですけれども、していかなければならないのは十分分かっております。ですので、当然、文書としては残したいと思っておりますし、議員の皆さまにも全員にFAXで相当な数の災害中も逐一情報を回させていただいたと思っておりますし、公文でなければこの文書程度でよければ、議員の皆さま方が出してくれと言われたら、皆さま方にお配りします。そういう文書だというふうに私は思いますし、この文書を使って災害対策を今後考えていただきたいと思っております。公文書であるかどうかは大事なのではなくて、対策をしっかりしていかなければいけないというのが大事なかただけであって、今回は私としてはこの分は公文ではないという判断をさせていただいたのと、もう一つ、当然ですけれども、残していかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） ぜひ落ち着いて聞いていただきたいのですが、何で公文書であることが大事かということ、要はきちんと公文書になれば、保存期間も定めてですね。ですから、議会の会議録なんかも永久保存版の公文書であります。公文書に指定されればきちんと大事に保存されるわけですよ。会議録は作るけれども決裁をしない。決裁をしないから公文書ではないというふうになれば、それは担当者が変わるうちに、町長が変わるうちに、いつの間にかどこかにいってしまっ、後々の検証ができなくなってしまうと。そのことが問題なんですよ。こういう災害対策とか行政の仕事の中でも非常にこれは重要です。町民の命と財産に関わる仕事ですから。その重要な仕事を町がどのように取り組んだかということが、後々検証をできないということは、住民にとっても非常にこれは不幸なことなのではないかなと思います。ぜひ、会議録を作成されるのであれば、それはきちんと決裁もされてしかるべき手続きを取って、議会会議録と同様に公文書として大事に管理していくべきだと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 冷静にお答えさせていただきます。

災害本部を設置するかしないか、その判断。当然、決断を非常に迫られるわけでありませうけれども、この場で言っているのかどうか分かりませうけれども、それなりの責任を相当感じなければ決断することはできません。災害対策本部を設置しないという決断も非常に重たい責任のもとで判断をさせていただいております。その上で今回、実際危険なところもありましたけれども、人的な被災はなかったというところに皆さま方に感謝を申し上げたいところが一つ。

それから、当然ですけれども、災害対策で一番大事なことは首長自ら分かっているところでありませうので、その部分はしっかり児玉議員の提案に則ってするのかどうかは別としても、災害対策はさせていただきたいと思ひます。

以上です。

5番（児玉智博君） それは重たい責任があるというのは重々承知してひますよ。

それで、私が聞いているのは、この会議録ですよ。その災害対策をどうするかというのではなくて、今議論をしているのは会議録をどうひますかと。だから、その災害対策をどうしたかということが、やはり災害対策本部というのは災害対策の中枢に位置するものだと、私は考えております。それで、やはりその時々ひ災害対策本部でどういうことが話されて、どういう方針が出されて、どういうことが連絡をされたのかということひ事後的にも検証をして、行政の内部でも経験として蓄積してひくために、会議録をしっかりと残してひくべきではないかということひ提案しているのですよね。ですから、会議録は作成すると明言されたので、作成される。ですから、それを公文書と指定するべきではないかという提案でありませうが、できないのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 会議録は残ひます。しかし、それを今現時点で公文書として出してくだひさいと言われたので、公文書としては存在しませうというお答えをさせていただいております。今後は執行部の中でしっかりと判断をさせていただひて、どうするのかを決定したいと思ひております。

以上です。

5番（児玉智博君） ですから、それはしっかりと中で話し合ひていただひきたいのですけども、会議録は残ひますと言ひますけれども、それは公文書に指定しなれば、それは渡邊町長ひときは渡邊町長ひ会議録を大事に机の中ひしまひておけば、どこかにひくことはないと思ひうのですけれども、だけど町長ひ変わる、担当者ひ変わるというふうになひてひけば、いつの間にか紛失する可能性があるわけですよ。保存期間ひ定められるわけではないから。ですから、そのためにも私は公文書であるか、ないかというひ非常に大事なことだと思ひますので、ぜひともそれは公文書として残ひていただひきたいということひ求めまひて、平行線だと思ひますので、次に移りたいと思ひます。

災害復旧工事について、質問いたします。9月議会では農業関係ひ災害復旧工事について、田畑など農地ひ約300件、農道水路などの施設ひ約70件という大まかな数字しか示してひた

けない状況でありました。今月頭には、これらの査定も終了したと思いますが、農家からの最終的な申請件数と採択件数、採択率はどのようになりましたか。

建設課長（時松洋順君） はい、お答えいたします。

申請が上がってきた総数といたしましては683件となっております。その先ほど言われました田畑等につきましては、今ちょっとすみません、精査中のございましてつかめておりません。それから採択率でございますが、683件のうち224件が採択されなかったということになっておりますので、そこから計算しました採択率といたしましては67.2%となっております。現在の数字としては以上です。

5番（児玉智博君） 今回の7月豪雨で、小国町は災害発生後、被災農家に復旧工事を行いたい場合には3週間以内、これは7月28日まででありましたが、町民センターに出てきて農災申請を行うよう周知したわけですね。それで今言われました農地・施設を合わせての数だと思いますが、683件の申請があったということですね。しかし、このやり方では申請があった箇所を町が委託した設計会社が1箇所、1箇所全て測量してまわって、時間もお金をかけて、結果40万円という基準を下回って、農家を待たせるだけ待たせて、災害復旧工事に乗せられないと。委託料も無駄になるということになったのではないかと思います。それが67.2%の採択率ということなんだと思うのです。やはり、こういうやり方ではなくて、職員が現場を回って、建設課だけで足りなければ経験のあるほかの課の職員やあるいは退職したOBの方の力も借りて現場を回ると。そして現場である程度これが40万円超すのか、越さないのかなどの判断をして、復旧工事に乗せられないものは農家の方に説明をすれば、わざわざ保証人まで付けて待たせるだけ待たせて、結局は自力復旧になってしまうと。9月議会では、査定後に農災申請を取り下げることについて、私は可能かと聞きました。そのときの答弁は、町もそれまでに測量設計費用をかけているから、それが無駄になるからなるべくなら取り下げてほしくないですと、そういった答弁をされたわけですね。しかし、今の答弁で明らかになったのは、結局町のほうが測量費を無駄にしたと思うのですよ。やはり今回のやり方は反省して、次回以降改めるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（時松洋順君） 今回の災害復旧の申請につきましては、御存じのとおり非常に規模が大きくなりました。広範囲にわたりますので、役場の職員が一つひとつ回って、その経験等々も考えますと、やはり農家のほうから申請をしていただいたほうが正確性も上がりますし、効率的ではないかという判断をさせていただいた次第でございます。今後、このやり方につきましても精査いたしまして、もっといいやり方があれば今後に生かしていきたいと考えております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 今、建設課長が答弁させていただきましたけれども、一番大事なところは11月末日までに簡易査定を終わらなければならないということなのです。これ、簡易査定が終わら

ないとどうなるか。補助率が決まりません。補助率が決まらないとなると、国からの補助金も額が確定しませんので、今11月末日に終わった簡易査定に基づいて、今から本査定が始まるのです。もっと時間はかかるのです。災害というものは基本的にはできるだけ早くやろうという執行部の思いもありますが、それに基づかないとなかなか復旧作業についての補助金等、決まりませんので、その部分も含めて今回は建設課でそういうふうな考えでやったかと思いますが、これまでも申請に基づいて小国町はやってきたかのように思います。今回、被災された農家の方々、非常に心苦しく私も思いますけれども、できるだけ復旧事業をやりたいと思います。しかしながら、簡易査定をやらないと補助率が決まらないという事実もありますので、御了承いただきたいと思えます。

5番（児玉智博君） 担当課長が今回のやり方を精査したいとおっしゃっているのに、何で町長がそれを止めるような答弁をするのがちょっと理解に苦しむところですが、ぜひ担当課が精査をするとおっしゃっているので、ぜひ精査はしていただきたいと思えます。

それで、今回の災害は激甚災害の指定を受けましたが、畑をはじめとして限度額を上回る受益者負担分の額が高額になり、例え15%の負担率が仮に3分の1以下に引き下がったとしても、100万円以上の費用を負担しないとけないという被災農家もいらっしゃいます。10月の段階でしたが、私が建設課に確認したところ、100万円を超えるとみられる災害が3件現在のところ出ているということでした。このように、負担が高額になる農家は、そういう高額な負担を費用とするか、あるいは取り下げて自力復旧に切り替えるか、あるいはそのままにしておくかという選択を迫られると思えます。自力復旧するにしても、自分で機械を持っていて、操作できれば別ですが、それを頼めばそれなりの額がかかるわけです。このような場合、お金を出すのが困難で、それまで耕作されていたのにこの際、その土地の耕作をやめてしまう農地が出てくると思えます。それは40万円未満で、災害復旧工事の対象とならなかった農地もそうなのではないかと思うのですが、この農家の自力復旧に対して一部補助を検討できないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただいて、ありがとうございます。

児玉議員から御提案いただきました農業災害復旧工事について、自力復旧の部分でございます。この部分では、江藤議員、久野議員、穴見議員、熊谷議員、松本議員、大塚議員から要望書も出ております。前回の9月の議会で西田議員からの質問もあったかと思えますけれども、その中で簡単に言いますと7月豪雨では公共災害150件、農業災害の関連が約700件と報告を受け、胸を痛めているところです。その農業災害に対する復旧工事において、復旧限度額を超える場合、また若しくは復旧工事費が40万円に至らない場合においては農家の負担が大きく、このままでは現況復旧ができないと考えます。そこで、今年度の感染症の影響や耕作放棄地の増加等、諸般の現状を踏まえ、農家の自力復旧について町単独での支援を早急に実施していただきたい。小国町には十分御賢察の上、要望を実現していただけるよう特段の配慮をお願いいたしますというふ

うに要望をいただいております。当然、議員の皆さまからも、たくさん町長室に来られて、要望等について、この部分についてお話をさせていただいておりますので、私としても今後、しっかりと対策を立てながら、当然ですけれども、自力復旧に対して全額は無理ですけれども、しっかりと限度額を決めさせていただいて、補助率を決めさせていただいて、もちろん財源をどこにするかも決めさせていただいて、対応に当たりたいと思います。

ありがとうございます。

5番（児玉智博君） もうそれは、本当に被災された農家の方も喜ばれると思います。

やはり一つ事例を紹介しますと、そういう農災申請をしたものの、やはり高額になるために、私もちょうど建設課長そして審議員とも被災農家の説明の場に行ったのですが、百数十万円の負担金になるということで説明をしまして、とても出せないということで、すでに自力復旧に切り替えられた方がいらっしゃるのですね。すでに工事は終了しておりますが、聞くところによれば70万円から80万円ぐらいをかけて行ったというようなところも実際にありますので、ぜひ早急に検討いただきたいし、すでに自力復旧をされた方についても補助の対象にできないかの検討もしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 当然、今回の7月豪雨に関してのことでございますので、終わられた方には復旧工事を自力でされた方には非常に申し訳ありませんけれども、少し時間をいただきたいと思っておりますけれども、当然、そこに制限はかけたくはないというふうに私も思っております。

もう、議員の皆さまは、今代表して言われているような形でありますけれども、相当前からお話をいただいております。時松昭弘議員からも私のほうにはいただいておりますので、しっかりとその中で対応させていただくという旨もお伝えさせていただいております。議員の皆さま方、御支援いただければ、しっかりと町のほうもできますので、よろしくお願ひしたいと思います。お世話になります。

5番（児玉智博君） 大変前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

次の質問です。民地と官地との境の災害について、お尋ねしたいと思います。7月豪雨では、田原地内の町道の法面がくずれ、道路を塞ぎました。記念碑のところから新しいグリーンロードですかね。広いずっと真っすぐファームロードに抜ける道路であります。そこが崩れて道を塞いで、崩土については地元の方が早急に除去をされて、崩れた部分もたたいて固めてあるような、現在そういう状況です。しかし先月、発災から4カ月過ぎても調査杭も立てられないことを地元の方が不審に思い、建設課に確認されたということでもあります。そうしましたら、あそこは民有地だから所有者の責任でもらいたいと答えられたということでもあります。この方は、この道路ができて改良されるまでの経緯を御存じで、崩れた法面は道路直で町の所有になっているから、もう一度調べるよう促されたそうです。それで、この地元の方の言うとおりのわけではありますが、町はそれでようやくこの公共土木災害を把握をされたというわけです。ですから、すでに

杭も打たれたような状況になっているのですが、なぜこのような見落としが起こったのですか。

建設課長（時松洋順君） はい、お答えいたします。

一般的に、公共土木施設災害復旧につきましては、町の職員がコンサルと協力のもとに、道路、河川全てを直接調査しております。調査地点で災害復旧事業の適応を受けないということが明らかかな箇所を除き、全て把握できるように注意を払って調査はやっていると思っておりますが、今回指摘された箇所につきましては、経緯といわれましたけれども、そのあたりをこちらのほうで把握できなかったという部分でございます。

以上です。

5番（児玉智博君） なぜ、把握できなかったのですかということを知っているのですが、その原因についてはまだ調査されていないということでしょうか。

建設課長（時松洋順君） 原因ということにつきましては、今まだ確定したものは私のほうは持ち合わせておりません。

以上です。

5番（児玉智博君） やはり、原因を確定しないと、見落としがここだけなのかということが非常に心配になるわけですね。基本的に、やっぱり現地の目視確認だけだと、判断が微妙なところもあると思うのですよね。だから境界杭なんかが近くに打ってあれば、それで現地確認だけで足るかと思うのですが、基本的には道路の図面であったりとか、あるいは地籍図であるとか、そういう図面をきちんと現場確認のときに持って行けば、より正確な判断が付きやすいかと思うのですが、そういったことはされていないのでしょうか。

建設課長（時松洋順君） はい、お答えいたします。

査定の段階で、査定設計書等を作る際の測量とか、そういったところ、そういった段階になりましたときには、境界をきちっと確認しまして査定を受けるということになっております。

ですから、先ほどの部分につきましては、査定の前段階でもれてしまったものだろうと思えます。査定設計書等を設計する際には、きちっと境界については確認して作成しております。

以上です。

5番（児玉智博君） ですから、査定に乗っていないものは見落としがあるかもしれないということですね。大丈夫ですか、もう一度確認しなくても。ここみたいに、査定にすら乗っていないから、もう分からない、把握できていないというところは、もうないですかね。大丈夫ですか。

建設課長（時松洋順君） はい、私のほうではないものと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） そう言い切る何かあるのですよね、根拠が。要は、今回は多分ですね、ここ地元の人から指摘があるまでは、あそこは地目が畑になっているのか山林になっているのか分かりませんが、そこは私有地だから、公共土木災害ではないと。本当に5メートル以上崩れ

ていますから、大規模な崩れなんですよ。しかも、そこは地元の方が町にも言わずに片付けられたから、そういうこともあって民有地だというふうに思ってしまったのかもしれないですけども、その段階でも公共土木災害、道路の災害は全部拾いあげられていると、恐らく思われていたと思うのですが、でも実際に地元から指摘があって、そうではなかったということが、1件出てきたわけですね。私はほかのところも今一度確認をされて、12月24日までは公共土木災害についてはまだ期間があるやに聞いておりますので、そんなにないですけども、今一度、その点検というのは主だったところはしたほうがいいのではないかなと思うのですが、しなくて大丈夫でしょうか。

建設課長（時松洋順君） 先ほど申し上げましたとおり、全て網羅できているものと考えております。

5番（児玉智博君） やはり、それは12月24日を過ぎて、要は来年になってしまえば、それは現年災ということになりませんので、もし発覚したら、結局それは町が単独でしなければならないということで、そのリスク回避というのはしたほうがいいのではないかなと思いますが、「ない」と自信を持たれているので、次に移りたいと思います。

黒淵にある城村井手は、南小国町中原の中原川から取水をし、黒淵城村まで至る全長約4キロメートルの井手であります。7月豪雨では、小国町地内だけで4箇所が崩れて、井手が埋まる被害が発生し、水路として農災申請を出されたそうです。崩れた中の1箇所に、畑との境があったそうです。現場の地籍図と写真を配付してありますので、御覧いただければと思います。1筆図形という令和2年12月2日と書いてある分です。それをもう1枚めくっていただくと、写真を載せてあります。この現場は、畑の所有者の方は農地としての農災申請を出されたそうです。それで結局、町は両者への調整というか、そういうものはなかったそうなのですが、畑としての申請を採用されまして、恐らく今言われている簡易査定まで終えているというのが現状だと思います。しかし、現場と地籍図を見比べてみると、物差しも一緒に写しておりますが、大体U字工は45センチのものがいけてあります。水路本体そのものは45センチメートルで、崩れているのは畑の畦畔だとみることができます。しかし、地籍図面を見るとどうでしょうか。配付してあるものは、土地所有者名を消してありますが、原本と等倍の写しであります。縮尺1：250で、図面上1センチのものは250センチということになります。どう見ても、2メートルから2メートル50センチは水路として登記されているわけですね。これは、座標をどこに置くかによって違ってきますので、崩れているところが畑か水路か、私には確定はできません。この件で、井手の世話人の方から私に相談がありましたので、私のほうから農業土木の担当者の方に確認をしたわけですね。崩れた部分が水路であれば、変更できないでしょうかと尋ねました。しかし、「一度査定したところの工法変更は困難です」ということでありましたが、なぜこのような対応になるのか教えてください。

建設課長（時松洋順君） 先ほど答弁した中にもありましたが、査定の際には、境界は確認した上で査定にかかる部分でございます。御指摘の箇所につきましては、議員の出された資料を見ますと、水路のすぐ脇に境界杭がございまして、その斜面といいますか法面といいますか、そちらについてが申請者の方の土地ということになっておりました。その申請者のほうから畑の災害ということで申請が上がっておりますので、査定につきましては畑というところで査定を受けさせていただいた経緯がございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 農地の災害復旧という対応で間違いないという答弁でありましたので、それはよかったかなと思うのです。しかし、やはりそういうことについても、実際、水路としての復旧申請を出されている方も、一方でいるわけですから、やはりその方に「いや、あそこは畑でしたので水路としての災害というのはできませんよ」という丁寧な説明というのは必要だったと思いますので、ここだけではなくて、やはりそういう丁寧な説明というのは、被災された方たちに行っていただきたいと思います。

次は、河川についてです。ここも城村地内で名称は分かりませんが、水田に面する護岸が崩れた川があります。ここも地籍図と写真を配付してあるので、御参照ください。川上から10メートル弱ごとに3箇所崩れているところがあります。ここは発災後、これも町の職員の方に水田の所有者の方が、「水路か河川か分からないが、護岸が崩れているから確認してほしい」と伝えたということです。後日、測量会社が来られていて、別の地元の方に場所が分からないと尋ねてきたそうで、その方が場所を教えたので調査をされていったということです。役場としても把握していると思います。しかし、現在も杭も打たれていないのですが、河川などで復旧工事を行わない場合もあるということでしょうか。

建設課長（時松洋順君） はい、お答えいたします。

御指摘の箇所につきましては、議員のおっしゃられるとおり、すでに公共災の調査済の箇所でございます。しかしながら、河床といいますか川の床から直高が足りませんでしたので、公共災の要件には合致していなかったということで、復旧対象にはなっておりませんでした。

以上です。

5番（児玉智博君） その河床からの直高というのは何センチですか。何メートルでもいいですけど。

建設課長（時松洋順君） 1メートルでございます。

5番（児玉智博君） では、配付してある写真を御覧いただきたいのですね。これ3箇所ですから、川上に順にとじてあります。3枚ございます。それで、1枚目ですね、肉眼で見ると分かるのですが、写真だと分かりにくいですけど、これイノシシよけの赤い牧柵が刺してありますけれども、写真でいうとこれのちょうど斜め下ぐらいですね、ここが崩れているのですね。これが横の写真、



その下に縦の写真が置いてありますが、映っているのが1メートル物差しです。これは別にぶすっと突き刺していないので、ちょっと立てかけているような形なので、1箇所目はこれ直立させれば若干1メートルないかなというような感じです。2枚目を見てください。これは明らかに大体これ、見ていただくと分かるとおおり80センチぐらいですね。そして一番川下の部分です。見ていただきますと、明らかに1メートル物差しを超えるのですよ。20センチぐらい超えていると思います。1メートル20あると思うのですが、これはどういうふうに測量したら満たないのですか。

建設課長（時松洋順君） 申し訳ございません。資料の数値については私どもで確認できないので何とも申し上げられないのですけれども、直高が調査の時点では1メートル未満であったというふうに思われます。

以上です。

5番（児玉智博君） これ、多分わずかな時間に直高が20センチ以上も低くなるなんていうことはなかったのか、別な場所を見たのか、これを見落としていたのかではないかと思うのですよね。これは再調査をお願いしたいのですが、検討いただけますか。

建設課長（時松洋順君） 確認いたします。

5番（児玉智博君） 時間も刻々と私の予定よりも過ぎていっていますので、次に移ります。

生業再建事業補助金について聞きます。同補助金は中小企業向けのグループ補助金制度を拡充し、手続きを簡素化するもので、4分の3の補助率で15億円を上限に支援し、新型コロナウイルスや過去の災害の影響で三重苦の事業者特に配慮するとしております。

豪雨災害で被災した事業者の方からは、新型コロナの自粛から6月に営業を再開したばかりで、「持続化給付金も借入金もめいっぱい」とか、「とにかく今は宿を再開したい、日本の観光を支える小さな旅館にも目を向けて、返済しなくてもよい支援を」との声が出されていまして、この制度は復興の上でしっかりと活用していただきたい制度であります。

現在の申請件数や交付決定の状況はどうなっているか、把握されているでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

御指摘の生業再建補助金の状況でございますが、8月31日から19日間、商工会を会場にし、県の商工会連合会特任支援課という専門の部署が相談を受け付けております。件数としましては47件の相談がございました。その結果、第一次の公募ということで、現在まで第四次まで公募があつているのですけれども、第一次の採択は2件でございます。業種としましては、建設業が1件、宿泊業が1件となっております。

結果につきましては、熊本県のホームページに11月13日付で交付決定された一覧表が掲載されております。現在、ほかにも8件から10件程度、相談はあつたと商工会のほうから聞き取りはあつておりますけれども、熊本県のほうが採択結果のみをホームページ公開する仕組みにな

っておりますので、それ以上の情報は把握できておりません。

以上です。

5番（児玉智博君） やはり、これも非常に少ない件数なのですね。この生業再建事業補助金については、国の予算は276億円ついているものの、交付決定は被災再建合わせてわずか14件、1.1億円、熊本県は14件、0.9億円、福岡2件、0.2億円、大分ゼロ件であることが明らかになっております。11月17日の衆院災害対策特別委員会での田村貴昭衆議院議員への答弁であります。それで熊本県全体での申請件数も、このときは58件にとどまっているわけですね。申請が進まない要因の一つに、申請書類の煩雑さがあります。書類をそろえるだけで2カ月かかったという話も聞きます。やはりせつかくの制度を活用するためにも、町としてもっとしっかりサポートをしていっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 今、制度の話、申請のときに非常に煩雑だという話をされましたけれども、煩雑なのはやはり4分の3で15億円という必要上、必要なことだと思います。ですので、それはクリアしていただきたいと思います。それが一つ。

それと、なぜこんなに普及していないのか、使えていないのか、一番大きな原因は復旧と復興の違いです。グループ補助金が相当数使われたのは、復興に使えるからです。復旧にしか使えないので、使いにくいというところがあります。その事実が現場サイドでは非常に大きなウエイトを占めていると思います。

以上です。

5番（児玉智博君） 別に私は煩雑さを批判しているわけではなくて、煩雑なので町行政としても何らかのサポートができませんかということですが、サポートはされないということでしょうか。

町長（渡邊誠次君） はい、商工会を含めて相談の体制もできております。当然ですけれども、やっぱり事業所側がしっかりと自分たちで把握されて申請をされる場所、それから金額的にも非常に大きいところもあるし、件数が少ないところが一番ですね。何が大変で申請しないのかというのは、書類の煩雑さではないと思います。私も書類を見させていただきました。ですけれども、書類の煩雑さよりも今回は使い勝手が少し悪いのではないかなというところが、大きいところだと思います。

5番（児玉智博君） それでは、次の質問です。

ベストアメニティと日本テレビワーク24のメガソーラー施設とその周辺の災害について、もう5分しかありません。質問したいと思います。まず、合わせて質問します。これは前回も質問したのですが、まず答弁が漏れていたのでお答えいただきたいのが、ベストアメニティの発電所が耕作者に行った説明やまちづくり審議会で審議された計画が、いつの間にか変更されて出来上がっています。耕作者の方々によりますと、発電所敷地のかさ上げというのは、ほとんど行われずに現状の地形のまま、今回塞がれた道路からも約20メートルは離して敷地を建設するという

事前の説明を受けていたそうなのですが、実際につくられたものは道路ぎりぎりに石垣がつくられて、更に見上げるくらいの盛土がされているというものであります。道路から高さでいうと、盛土も含めおよそ8メートルから9メートルの高さのところもあるのではないかと思います、なぜ耕作者への情報提供や計画変更を受けた審議会の開催に至らなかったのか、これが1点です。

そしてもう一つが、この間、ベストアメニティの発電所の崩れ落ちた石垣は、そもそも工法自体が適切に行われていなかった可能性が指摘をされております。配付資料の最後の2枚を御覧いただきたいのですが、これは被災農家の皆さんが独自に設計事務所に依頼した調査の結果報告書です。要約しますと、現地の石垣は5メートルの高さで、勾配が6.6度で築かれていますが、安全とされる構造としては、現地の土壌の場合、高さは3メートル、勾配は3.5度取るべきだとの結果が書かれています。それで、私は一番疑問に思うのは、本来であれば完成し、あるいは最低でも2年前の7月に今回とは別の箇所ですが、擁壁が崩れた際にこの調査を町が事業者に行わせるか、あるいは従わなければ町が代わって行うべきだったのではないかと思います。なぜ、被害を受けている農家が、自腹で行わないといけないのか。到底、納得ができません。御説明を願いますというのが、2つ目です。

そして、先月16日、日本テレビワーク24のメガソーラー周辺の災害現場を議会として視察いたしました。住宅2軒が押し流された現場であります。敷地内には、雨水の流れを緩和する調整池が6箇所あり、山の斜面にパイプが、直径がおよそ1メートルなのですが、それで放出される形になっており、住民の方たちは調整池の放水が土砂崩れの主因になったと主張されています。今回、5号池の排水直下から家を押流す土砂崩れが発生しており、私は今回、その排水パイプから土砂崩れが起きているところまで下ってみました。そうしましたら、排水パイプからしばらくは水が地表を流れた形跡はないのですが、土砂崩れが起きているところに近づくにつれて、水が流れた形跡が出てきます。それで、これくらいの幅なのですが、下れば下るほどどんどん深くなっていくという状況がありましたので、やはり私はそこに排水がされなければ、土砂崩れは起こらなかったのではないかなと。それは私も感じているところであります。

今回のこの2つの災害について、町はこれまでまちづくり審議会の協定に基づく協定書でいろいろな災害が起きたときの対応なども頼んでいるとおっしゃられるのですが、それを見ますと「甲は災害等により、本事業における施設の設備に起因して、地域住民の生活に損害を与える場合は、乙に連絡するとともに地域住民に迷惑がかからないよう地元業者に依頼するなど、速やかに対応するものとする。」と書かれているのですが、もう5カ月たちますけれども、迷惑はかけられ続けているわけですよ、両方の地域とも。やはり、もうちょっと実行性のある協定書に見直していく必要があるのではないかと。しっかりとした補償が受けられるように、行政としても力を尽くしていただきたと思います、いかがでしょうか。この間、町長も事業者の方のところを訪れて、いろいろお話をされていると思いますので、その報告も交えて答弁をいただけ

ればと思います。

議長（松崎俊一君） 時間も過ぎておりますので、答弁にて終わりにしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 時間が非常に短いところでお話をさせていただきますと、ベストアメニティに関しましても、まずは9月7日に直接ベストアメニティの本社にお伺いしようと思ったのですが、御存じのように台風がございましたので、9月23日に延びました。その前に8月20日の日に下巢地区の組合の方々とお話をさせていただいて、そのときにまずベストアメニティとお話をさせていただきますというお約束だけ取り付けて、実際、ベストアメニティにお伺いしました。当然、たくさんのお話をさせていただきましたし、工法的にも今からは角度をもちろん緩やかにして、二度と事故が起こらないようにしてくださいというお願いも含めて、させていただいております。今月に入っても、ベストアメニティの会社から何人か来られております。今度また、下巢の組合の方たちと私も話し合う機会がありますので、私といたしましては、きちんとベストアメニティの会社、それから下巢の組合の方たちとしっかり協議をしていって、今後しっかりとそれが解消できるような形で、できる方法といいますか、そこを模索していきたいと思っておりますし、その話し合いはどちらにしても続けていきたいと思っております。

それから、同じく太陽光ですけれども、あちらの日本テレビワーク24、そちらのほうにも当然ですけれども、先月の20日の日だったですかね、お伺いをさせていただきました。当然ですけれども、地元の方たちともお話をさせていただいてもらっておりますけれども、その報告を昨日、7日に地元の室原地区の公民館で20名ぐらいの方たちとお話をさせていただきました。そのときも、今と同じ見解ではありますけれども、当然、状況的な話、それから地質的な話も地元にもお伝えをさせていただいて、私としては今後とも今回、また12月中に日テレのほうからも来られると。また1月に入って、12月はできないかもしれませんが、必ず1月には上京させていただいて、話し合いを続けさせていただきたいという旨を報告させていただいたところ です。

詳細につきましては、時間的にも非常に厳しいので、この時間ではお伝えきれないと思いますので、よければ次回も同じように一般質問してください。よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） ここで、暫時休憩をいたします。午後の会議を午後1時から。

（午前11時50分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（松崎俊一君） 続いて7番、西田直美議員、登壇をお願いします。

7番（西田直美君） 令和2年の最終になります第4回目の一般質問をいたします。

本日は3点について、伺います。1地域未来塾の実現を、2中学校に外国人講師を、3教育委員の役割拡大、以上3点についてお話を伺います。答弁方、よろしくお願いいたします。

まず最初に、地域未来塾について伺います。町の地域未来塾については、これまでに何度も伺ってまいりました。そろそろ私のほうも、もっと福祉関係であるとか、産業関係、観光関係、政策関係についても質問をしたいと思っておりますので、今日が一つの区切りとして質問をいたしますので、御答弁方、しっかりお願いいたします。

まず、小国町の教育大綱、これは以前にも申し上げました。皆さまにも御承知おきいただいていると思いますけれども、教育大綱の中に1、どのような社会の変化にも対応できる「確かな学力」を育成するため、学力の充実をめざします。4番目に地域と学校が一体となって子どもの教育に携わることができるよう、地域に開かれた学校づくりをめざします。5番目、児童生徒が安全で快適な学校生活を送るとともに、より効果的な学習活動ができるための教育環境の整備を行いますということが書かれております。この1番目の確かな学力のために、現在行っていることは何かという私の質問に対して、昨年6月の教育長の答弁の中に「確かな学力の向上には、全国学力調査や県の学力調査、それから中学校での共通テストなどがあります」ということで、結果を発表していただきました。それが1年前のことでしたので、令和2年になりました。1年たちましたので、今年はどういう結果になっておりますでしょうか。向上しているのか、横ばいなのか、それとも何か足りないところが出ているのか、その辺の変化は何かありますでしょうか。

教育長（麻生廣文君） はい、お答えいたします。

本年は年度当初からのコロナ関係のこともございまして、まず4月に開催予定でした全国の学力調査については実施しておりません。これは全国的に実施していないということでございます。それから、県の学力調査につきましては11月末実施いたしましたので、今後、この結果が分かるかと思っております。現在のところ、今年度に関しまして昨年度との比較等については、まだできていないという状況でございます。

7番（西田直美君） はい、分かりました。

それでは、2点目になります。4番目にあります「地域と学校が一体となって子どもの教育に携わる」ということでは、去年から地域学校協働活動というものを盛んにやっていたらっしゃいます。コーディネーターの先生も大変頑張っていたらっしゃって、町民の方もたくさんの方が協力なさって、様々な活動に取り組んでいることは私も承知しております。大変すばらしいことだと思います。以前も申し上げましたが、こういう地域と子供たち、学校が一体となって様々な活動することは、非常に有意義なことだと思いますので、ぜひともこれを今後とも拡大していった進めていただければと思っております。

問題はその5番目になります。より効果的な学習活動ができるための教育環境の整備ということなのですが、これは以前から私がお諮りしております地域未来塾で実現できるのではないかと、なかなかこれが思うように進んでいない。地域学校協働活動のほうに力を入れているということで、次の段階になろうかということだと思っておりますが、なかなか時間がかか

るといふことで、私のほうでもしびれを切らすようなところがあったことは事実です。それで、地域未来塾についても一度御紹介をしますと、地域未来塾というのは中学生、高校生を対象に地域住民等の協力により、原則無料の学習支援が行われるということ。文部科学省が年間約60億円の予算を計上しております。そして地域未来塾は国が3分の1、県が3分の1、そして地元自治体が3分の1の予算配分で活動ができるということでした。2019年度までに文科省としては5千中学校区、それから高校生の支援を全国展開するということが目標になっておりました。

その地域人材を生かすということであれば、小国町で私が知っている限りでも、もともと学校の教員をやられていたOB、OGの方もいらっしゃいますし、協力してくださる方はいろいろいるのではないかと考えております。そして、設備に関して言いますと、学校の空き教室であったり、町民センターが新しくできております。そこを活用して使われる場所もいっぱいあるだろう。

そして子どもたちというのは、特に中学生とかも忙しいのは私も承知しておりますが、全国ではノ一部活デーというのが一般的にあるときに、ノ一部活デーに地域未来塾を積極的に実施しているところもあるということでしたので、こういうことで何とか小国町の子どもたちにと考えておりました。それが、なかなか進まないということが実際に感じておりましたので、正直言って気持ちが私のほうも「言ってもどうかな」という気持ちがあったのですが、思わず10月だったと思うのですが、小国高校の生徒たちから連絡を受けました。小国高校の生徒たちが何をやっているかということだったのですが、高校2年生で2年総合の学習と時間で、生徒たちが自分で課題を決めて、自分で1年間かかって取り組む授業があると。それを1人でやる生徒もいれば2人で組んでやる人もいます。たまたま今回は4人が同じような課題を抱えていたので4人で一緒にやってみようかとなったということです。それで、自分たちが思っていたのは、国際交流とかをやりたい。なかなかその機会がない。それから都市と地方での学習環境の差についてというところで何か研究ができないかとか、それから学校の予習復習をやる機会、何かチャンスがないかということいろいろ考えた。では、どうやったらいいかと思ったときに、地域未来塾のことを聞きましたと。地域未来塾のことを私が言っているということを知ったので、自分たちだけではなかなか方法が分からないので、どういうふうにしたらいいかということで相談に来てくれました。地域未来塾のことを私もこの文科省の分で、「こういうことで」という説明をしたら、自分たちだけではなく、これは小国の子どもみんなにとって大切なことであろうと。そのために何かやれることはないかということだったので、これは町にお願いして実現したいということを知りたくて相談に来てくれました。ただ私は、小国の子どもたちが高校で3年間、中学校で3年間、子どもたちと関わってきましたけれども、素直な子がものすごく多いのです。素直ないい子が多いのですが、なかなか自分たちで考えて行動するという子どもたちが少ないということも、実感しております。それなのに、自分たちで考えて、こうやって行動を起こして相談に来てくれたということに大変感激しました。これは何か私も一生懸命、また頑張らないといけないなと思いました。ただし、

何名かの子どもたちが思ったことだけで全てが動くわけでもありませんので、「まずは他の人たちがどう思っているかということをきちんと調べたらどう」という提案をしました。すると、あっという間に全校生徒へのアンケートを、自分たちで質問を考え、そしてその結果を持ってきてくれました。その質問と結果というのが、このようになります。質問その1です。「都市と小国のような地方、そういうところでは学習環境の差をあなたは感じていますか」ということの質問です。それに対して60%の生徒が感じる、それから40%が特に感じない、という結果が1つです。それから2問目、「無料塾があったら、あなたは参加したいと思えますか」という質問に対して、「そう思う」すなわち参加したいと思う生徒が33名、それから「どちらかといえば参加したい」が70人、それから「どちらかといえば、別に参加はしたくない」が27名、それから「参加したいと思わない」15人、という数字が出ております。これを持ってきてくれました。

教育長に伺います。今、初めて教育長にはお示ししたのですが、この数字についてどういう御感想をお持ちでしょうか。

教育長（麻生廣文君） まず、小国高校生の行動力といいますか、そうした部分がかいま見られるようなお話をお伺いしました。大変頼もしいなと思ったところがございます。その結果につきましては、当然この小国の地の現在の教育状況といいますか、環境といいますか、そうしたことを考えたら非常に妥当な結果が出ているのではないかなと思っております。

7番（西田直美君） 私も同じように感じております。

都市と地方ということでいいますと、教育長は小国高校で私の一級先輩でいらっしゃいます。私たちの時代に、小国から大学に行くのはなかなか大変だったと教育長も思われると思いますが、教育長は熊本の大学に行かれました。私も北九州のほうに行きましたが、あの当時は町での支援や公的なもの、学校の先生自体もそれほど補習をしてくれるわけでもなく、私たちは結構それなりに苦勞をした世代だと思っているのですが、今の子どもたちがこうやってあらゆる環境の差を感じるとかいうときに、私たち大人の責任というのは、それをいかにサポートしてやるかということだろうとずっと思っております。

では、無料塾でどんなことをしてみたいですかという質問も生徒たちがしているのですが、その中に「授業の予習復習をやりたい」86名、それから「外国人との交流をしたい」48名、それから「苦手教科の克服をしたい」96名、「ICTを使った学習やプログラミング」こういうことをやりたい41名、「地域の人との交流をしたい」16名、それから「小中学生に教えたい」15名、こういう数字が出ております。苦手教科の克服というところで96人の子どもたちが出ているのです。私も高校の校長先生に「小国の子どもたちはどうですか」という話で、お話を伺いに行ったのですが、やはり校長先生が言われることは同じでした。素直な良い子たちです。ただ、外の世界をあまり知らない。小学校、中学校、高校までみんなほぼ変わらないメンバーです。高校で小国と南小国が一緒になるぐらいですね。そうすると、どうしても外の世界とか、多様性

について学ぶ機会というのが少ない。なので、せつかく小国中学校まで英語教育を特に力を入れてやっているといたども、高校になったらパタッと活かす機会がないのです、と生徒自身も言っておりました。これを、せつかくの機会だから何とかしてあげられないかということも、つくづく考えております。苦手教科の克服でいいますと、そのうちの一人が、こういう無料塾がもっと前に、自分が中学校のときにあつたら、もっと変わっていただろうと言ったことが、とても印象に残りました。それから、小中学生に教えたいという子が15人ほどいたのですが、これも校長先生に伺いますと、南小国のきよら塾では高校生が教える側にまわってやっております。そうすると、そこで高校生も教えることの難しさ、それと教えることの楽しさ、両方が分かってくると。それで自分は教員になりたいと言っていると。ぜひ、大学に行って教員になりたいと。そういうことが見えたことだけでも素晴らしいと私は思うので、何とか向学心のある生徒、それから将来の小国町、南小国町、この小国郷、大きく言えば日本を背負っていく子どもたちの環境整備をしてあげたいと、本当に思っております。

この地域未来塾の実現、来年度ぐらいでも構いませんが、その実現についての可能性というのほどの程度か考えていらっしゃるでしょうか。

教育長（麻生廣文君） まず、地域未来塾のこともございますが、今年度は大変コロナ関係で、高校生に限らず小中学生にも、いろんな子どもたちに大変な思いをさせております。そうしたことを鑑みておりましたら、ちょうどコロナの交付金等で2学期から有名塾のテレビ講座を、これは中学生向けではございますけれども、できるようになったということがございます。中学3年生の国数英語。これは9月の議会でもお答えしたかなと思いますけれども、学校の教育進度に合わせて、なるべくリンクを図りながらということで効果を生もうというところで進めてきたところでございます。

それから、未来塾関係でもう一つ進展がございますので御紹介をいたしたいと思っておりますけれども、実は先般来、議員が未来塾は開けないのかということはずっとおっしゃっておられましたけれども、教育委員会内部でもしっかり取組みたいとは思っておりました。昨年度につきましては、議員のおっしゃるとおり地域学校協働活動の基礎的な部分で、地域の方々をどう学校に目を向けていただくかという部分の基盤の部分に力を入れたところはございましたが、その間に塾で子どもたちに教えていただける、いわゆる指導者がいないかというのは探していたところでございましたが、何とか見つけることができたところです。ただ1名でございますので、明後日から中学3年生向けに受験対策用に無料塾を未来塾という形で開こうと思っております。

今後については、またそうした部分を更に発展させることができるかどうか、これは財政とも相談をしながらですね。見通しとしては、やっとなりができつつあるので、ここから更に発展させていければいいかなというのが、現在の私の思いでございます。

すみません、マスクを外すのを忘れておりましたけれども、以上でございます。



7番（西田直美君） 先般、私も中学校の校長先生にお話を伺いに行ったときに地域未来塾の話をしたら「今、募集していますよ」と言われたので、ちょっとびっくりしてですね、「え、どういうことですか」と言ったら、中3対象に数学と英語を12、1、2月の3カ月間やりますということでお話を伺いました。大変うれしいことです。こうやって少しずつ前に進んでいけるということが大変素晴らしいことだと思いますので、ぜひともこれを拡大して、学年も増やしていただきたいと思うのですが、講師の先生に関しては教育委員会のほうから募集を掛けられたわけですか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 募集といいますが、広く公募したわけではございません。教育委員会の内部の関係者の方たちにお話を聞きながら、やっていただける方はいないかということとずっと探しておりましたけれども、今回やってもいいという話を伺いましたので、その方と協議をさせていただいて、今回の運びになっております。

7番（西田直美君） 確か、塾をやられている方がなさるとのことだったのですが、小国でいますと他にも塾をやっている方が何名かいらっしゃいます。何箇所かありますので、例えばそういうところでの不都合と言ったら変ですけども、「あそこに頼んで、うちには来なかった」という不都合な案件というか、意見が出るようなことは心配されませんかでしょうか。

教育長（麻生廣文君） その件につきまして、今のところ心配はいたしておりませんが、実は今回決まるまでも、以前されていた方だとか、こちらでひょっとして御協力願えるのではないかなという方には声を掛けたりしたことがございましたけれども、良い返事をいただけませんでしたので前進しかけては戻るという状況を繰り返しておりました。実は、この中3向けで考えたので、本来は中体連等が終わったあとからやっていくのが3年生には一番いいかなと思っていたところでしたが、どうしても今の時期になってしまったということもございます。

7番（西田直美君） 中3と高3に関しては、特に進学がかかっている子どもたちにとっては、非常に早急にやらなければいけないことではないかなと私も思っておりますので、今週からでも中3が始まるというのはとてもうれしいことなのですが、小学校、中学校に関して言えば町立ですが、高校に関しては県立になります。なかなかその辺のところ、管轄といえますか難しい部分もあるかと思うのですが、いずれにせよ小国郷の子どもたちですね。それを例えば小国町教育委員会の肝入りで、そういう高校生に関してもカバーできるような方策というのは、何かありますかでしょうか。

教育長（麻生廣文君） まず、高校生に開設できないかということが御質問かなと思います。それも教育委員会の肝入りでというような部分があるかなと思います。

まず、日ごろから高校の校長先生とよく話す中身に、子どもたちの学力向上といいますが、学力補習については、いろいろな場面で話す機会がございますけれども、高校の校長先生からしますと小中学校でしっかりと力を付けてくれ、基礎学力を付けていただければ、あとは自分たちで

頑張れるところは頑張るからという言い方をずっとお聞きしております。これは前任の校長先生も今の校長先生も、私が小国に来てからはずっとそういう話を伺っております。

そこでまず、小国町の教育委員会としては、小中学生向けの未来塾なり無料塾なりをどう充実していくかと、まずここを第一歩目に考えていく必要があるかとは思っております。

それから、御質問の高校生の無料塾に早期開設等を含めて何とかでき中ということかと思いません。別の話になりますが、私が平成28年に小国町の教育長になりましたけれども、その前年から、もっと前からあったのかもしれませんが、小国高校を存続させるための連絡協議会というのがございます。小国高校の魅力化と永遠の発展の会という会がバックアップしながら、小国高校を存続させよう、もっと学力を付けよう、魅力化を図ろうという部分がございます、これは平成27年、28年当時に大分県だとか他の高校がやっている、市町村あたりがやっている無料塾等も、その会で視察に行ったりもしているようでございます。そういう話は伺っておりますが、かなり突っ込んだ話もこの魅力化の会でされているようでございましたが、いまだ実現に至ってはいないと思っております。

小国町としては、この会の動向を見ながら進める必要があるかなと、私どもの立場からすれば、そうした状況かなと今思っているところでございます。これは、南小国町も小国町も両方の町村が絡んだ部分で、そちらは進めているところでございますので、そうした思いを持っています。小国町単独でということもあるのかなと思いますけれども、今のところ母体になる魅力化の会だとか、あるいは後援会であったり同窓会あたりがどういう思いを持っておられるか、しっかりとした思いで私どもを含めて町にしっかり呼び掛けていただくということも、それらの大きな要望等があれば、私たちも更に考えを進展させることもできるかなと思っております。

7番（西田直美君） そうなんです。なかなか、そうやっていろいろなことを言ってくれないと動けないことがあったりして時間がかかるということ、私はこの1年半でつくづく思い知らされた思いがあります。ただ、以前も申し上げましたが、子どもたちはすぐに大きくなります。中学校の3年間、高校の3年間、あっという間に過ぎていきます。そのときに、何もないままに終わっていくのも、非常に残念なこと。みすみす機会を与えられないでいってしまったということは、やっぱり大人の責任であろうと私は思っておりますので、何とかしたいなど。できれば、私は今度の中3の今週から始まる無料塾、できる限り、時間の許す限り、よければボランティアで英語のお手伝い、数学は分かりませんのですみませんが、英語のお手伝いには行かせていただきたいと思っております。高校生にまだ来年の4月になっても、何らかの進展がないというのであれば、もうこれは個人レベルで高3の英語だけでも受験英語だけでも、何とかボランティアでもやってみたいなど。それは、責任だろうと思っております。でも、一人の力は非常に小さいので、これが何人か集まると強いし対応もいっぱいできるので、それをぜひともいろんな方にお手伝いをしていただいといるところでは、では例えば私が個人的に「皆さん、お手伝いいただけませんか」

と募集を掛けたりして、そういう立ち上げのようなことをやっても、それは構わないのでしょうか。それとも、私がやると何か不都合なことがございますでしょうか。

教育長（麻生廣文君） まず、この地域学校協働活動の趣旨が、地域の方々をしっかりと核にしなが  
ら、あるいはサポーターに回っていただきながら、子どもたちにしっかりと学力であったり、  
人間力と申しますか、いろんな人間関係の調整力からいろいろな幅広いものを付けていこうとす  
るものでございますので、若干、今の件についてはもう少し精査する必要がある部分はございま  
すけれども、地域の方々が加勢をしていただくということ、それが子どもたちに返ることであれ  
ば、私は大きな問題はないのではないかなとは思っております。

7番（西田直美君） ありがとうございます。大変、うれしいお言葉をいただきましたので、コー  
ディネーターの先生たちともお話をして、何かいろいろな方策を考えていければと思っておいま  
す。

ありがとうございます。

教育長（麻生廣文君） はい、これにつきましては、私どもも事業として進めておりますので、よ  
かったらある程度の内容を教育委員会と相談をしていただくのが、一番早く進めるかなという気  
もいたしますので、どうぞその点についてよろしくお願いします。

7番（西田直美君） はい、もちろんです。もちろんです。ぜひとも、一緒に協力させてください  
という形で、よろしく願いいたします。みんなでやれば大きな力になるということは、つくづ  
くよく分かっております。少しでも進展があることを、心より願っております。ありがとうございます。

それでは、2点目です。中学校に外国人講師をとということで、これも最初から私が申し上げて  
おりました中学校に外国人のALTがいないということに関して、小学校にいて、なぜ中学校に  
いないのかとか、こういうことをずっと言ってきたわけですがけれども、何で外国人、外国人と言  
っているかという、外国人であればいいというものではないと以前に申し上げたことがあるの  
ですが、ではあえて外国人がいるメリットは何かと言いますと、まず生徒が英語で話そうとする。  
外国人相手だったら、日本ではなくて英語で話そうとする。それから、外国の生活や文化に関心、  
興味がわく。それから、日本的でない考えがあることが分かる、多様性の最初のところですね。  
それから、海外との交流の機会を得ることができる。こういうメリットがあります。ただし、こ  
れは日本の生徒に英語を教える、そのスキルを持っていること。それから、教えようとする意欲  
がある外国人であることが条件です。なので、ESLといたしますけれども、要するに母国語が英  
語でない子どもたち、人たちに英語を教えるための技術が必要です。それができないと、効果的  
な英語力の伸びになっていかない。それから往々にしてあるのが、どうしても手近にいるところ  
での外国人に頼ってしまうので、そうすると英語を教えるというよりは一緒に遊ぶ、若しくはた  
ただただ時間を過ごすみたいなことになるということはあるということだったので、今まで

小国中学校にここ3年間、外国人のALTがいません。何とかこれをしていただきたいと思っておりましたが、来年度の予想としてはどのようになりますでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 今、西田議員がおっしゃられたように、ここ数年中学校のほうにいわゆる外国人の指導者、ALT、配置がされておられません。郡内でも現時点は小国町が配置されていない、他は配置をされている状況かと思えます。そういった中で、中学校のほうからもぜひ配置をお願いしたいということで、今年に入りまして校長先生と話す会議の中でも、要望として上がってきておりますので、町としても前向きに検討したいと思っておりますが、これについては当然予算等々、まだ今後ありますので、今の段階ではそういう答弁とさせていただきたいと思えます。

7番（西田直美君） 山都町は今年700数十万円のALT関連予算になっているらしいのですが、「よくそんなに出しましたね」と言ったら、コロナ関係で今年は何とか何とかやっておりますということを教えていただきました。だから来年度まではそれでいけるけれども、その次はどうなるか考えないといけないですけどと言いながら、山都町の場合は学校と、もう一つは公民館で一般社会人向けの英会話教室にも来ていただいたりしているということなので、十分に費用対効果といたしますか、きちんとそれだけのお金をかけただけの効果はあると思っているということをおっしゃっていただきました。何とか来年、少しでも子どもたちにそういう恩典があるといいなと思っておりますので、ぜひともその辺のことを検討をいただきたいのですが、これはコロナの予算では取れそうな気配はありませんでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 町としては、コロナ関連の予算としては考えておりません。

7番（西田直美君） 考えていないということは、これからも考える余地はないということになりますでしょうか。それとも、これからまだ考える余地が出てくる可能性はあるというふうにとつて、どちらのほうに取ったらよろしいでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 予算のことなので、答えさせていただきますが、財源も必要ですけれども、本当にその方が必要なのであれば、町としては財源を見つけるということが本当のところだと思います。

7番（西田直美君） はい、ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。必要だと思います。

それでは、最後の質問になります。教育委員の役割についてです。これは9月の一般質問のときに、教育委員の役割について十分に話を伺うことができなかつたので、予告をしておりました。まず、現在の教育委員の役割なのですが、教育委員会規則やその他の重要事項の制定、それから教育に関する一般方針の決定ということで、4人いらっしゃいます教育委員の方々、3名男性、1名女性、教育委員会の会議とかも出席されて、それなりにお忙しい方々だとは思いますが、特に中学校で私を感じたのが、なかなかいろいろな問題を抱えている子どもたちが多いというこ

と。それに対して、学校の先生だけではなかなか対応しきれていないということをつくづく感じました。学校の先生たちというのは小国の人たちではなくて、よそのほうから来られている方たちが多いです。小国中学校も割と若い先生方が多くて、こういっては失礼ですが、先生自体が社会経験がなかなか十分にある方たちでないことも多い。それから住んでいるのも、小国ではなく熊本のほうや大津・菊陽のほうから通っていらっしゃる。そうすると、自分もそれなりに家庭もあったりする。それと時間の制約。早く家に帰りたい先生もたくさんいらっしゃると思いますが、中学校の先生たちは見ていてびっくりするほど忙しかったです。それも、授業だけを教えていればいいというのではなく、子どもたちの生活面の世話をしたりとか、高校に至ってもそうで、高校の先生もきちんと生活習慣ができていない子がいたりして、高校でも中学校の延長みたいなことをやっているのですよと言われました。保護者の側にも、なかなか保護者と先生たちとのコミュニケーションが取れない。こういっては何ですが、問題になっているモンスターペアレンツというのが社会的にも問題になりました。モンスターとは言いませんが、なかなか自分の子どもだけが目に入る。そうすると、学校の先生たちというのは、クラス全体として、学校全体としての子どもたちのまとめりであるとか、統率であるとか、協力関係であるとかということを見なければいけないのだけれども、どうしても自分が親の立場になりますと、誰だって自分の子どもが一番かわいいです。この子にとって一番いいことというふうに思うのですが、それが他の子どもたちとの間にそごを生じることがある。ということ、なかなか理解していただけない。学校の先生たちもなかなかそれを保護者とコミュニケーションを取って、理解していただく方策が見つからないということがありました。なので、今日のご願いとしては教育委員の方々というのは地元の方です。4名いらっしゃいます。それなりの社会的経験も積まれた方ですし、長く教育委員をやって小国の教育委員をやって小国の教育に関しても熟知されている方がほとんどだろうと思います。そういう方が学校側と保護者側の間に立って、よりコミュニケーションを円滑にする。風通しがもっといくように、「こういうこと言っているのですよ」というのを保護者の側に、保護者の側が今度は学校側にも「いや、親もこういう気持ちで言っているのですよ。こうしてもらいたいと思っているのです」という、そこの中継ぎといいますか、その仲介役といいますか、そういう役割を担う方がどなたか必要だろうと思うのです。私は、それは教育委員の方が大変だろうとは思いますが、やっていただければなんと。実際に以前から、そして今も実際にやっていらっしゃる方がほとんどだろうと思うのですが、それを何か明文化とは言わなくても、こういうこともお願いできませんかというふうには、お願いできませんでしょうか。

教育長（麻生廣文君） まず、教育委員の仕事といいますか、あるいは職務といいますか、あるいは果たす役割というような観点から申し上げますと、まず教育委員会というのが地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございます。略していつも私たちは、地教行法と言っておりますけれども、その25条の1項目に、教育委員会の仕事というのがございまして、19項目

挙げられております。今おっしゃっている話を、あえてどこかに当てはめるといたしますと、多分に18番目に「所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること」という部分があるので、このあたりが関わるのかなど。教育委員会の仕事というのは、はっきりと明記されておりますので、どこかにこの問題といえますか、課題に関わる部分があるだろうと思って見つけたところでございます。ただ、これは実際にこの19の項目を教育委員会の事務局が進めると。そして、これを教育委員は大所高所からチェックをしたり、いろいろな助言をしたり意見をしたりして、円滑・適切に進められるような話を持っていくというふうに、そういう意味で教育委員会と相談をすることというのが第一義的には考えられる。ただ、議員のおっしゃるように、地域住民からあるいは保護者から、いろいろな相談事、こういうものも当然含まれてくるのかなど若干拡大しても解釈できると思っております。

まず、そうしたことを踏まえて、教育委員の方からは教育委員会の仕事全般に、大所高所からやっていただく。これは大きく6つほど、絶対にこれは教育委員会だけに任せてはいけないよというのは、人事に関することや予算に関すること、幾つか教育委員会を開いて相談をしておりますけれども、やっているところでございます。

こうした部分に、議員からの地域の保護者とのパイプ役はできないかという御質問だと思いますが、これにつきましてはPTAの役員会、あるいは小国町は以前からコミュニティスクールを小中学校別に立ち上げ、今は小中合同のコミュニティスクールが出来上がっております。これはいろいろな方が参加していただいておりますので、そうした部分にいろんな方の悩みを吸い上げたり、あるいは相談に乗ってもらったりというこうした部分もしっかりとこれまで体制をつくってきたといったところがあるかと思っております。

先ほど議員がおっしゃる、教育委員と保護者なり、あるいは先生方なりの直接的な部分については、もう一つ教育委員会という体制を考えたときに、教育委員会は合議体なんですよ。一人の教育委員が集めたいろいろな情報は聞いてもらってきて、そしてそれは委員会内でみんなで共有をしたり。あるいは、集めたものを事務局なりに流していただいて、すぐ対応できる部分については急々に事務局のほうで学校とすぐに対応したりするという形を、これまでも取ってきておりますし、やってきたところです。さらに、委員たちと学校、あるいは保護者を集めたり、いろいろな会合を持ったりすることになるのか分かりませんが、そういったことについては現在のところ考えておりません。「いない」というのは、なぜかと言いますと教育委員はそれぞれの立場の方でなっております。その中で、それぞれの立場、それぞれの人との関わりの中でいろんな情報を集めておられると、私のほうは理解しておりますので、まずはいろんな状況で相談事がある場合には、そのために役員会や学校運営協議会等があると御理解いただきたいと思っております。

7番（西田直美君） P T Aの役員会があるとか、コミュニティスクールがあるということは私も

承知しております。ただ、なかなかプライベートなことですね、プライバシーに関わることがあったりすると、どこを窓口にしたらいいのかとか、中学校でも感じておりましたいわゆるネグレクトですね、ネグレクトの問題、育児放棄のような問題であるとか、明らかにこの子はどうしてもDVがあるのではないか、というような子どもたちもいました。でも、学校の先生はなかなかそこに踏み込んではいけないのですね。でも疑わしいとは思っているのだけれども、それを保護者に言うこともなかなか言えない。そこまで先生たちは踏み込まないですよ。なので私は地元の方がいるのではないかと常々思っておりました。そういうことができる窓口があれば、一番いいなと思って、PTAとかコミュニティスクールのところで、その受け皿がもっと拡充されて、しっかり誰でもが相談に行ける、この人のところに行ったら大丈夫だよということができれば、それでも十分だと思います。別にどうしても教育委員でないといけないということではないのですが、いわゆる地元の方で社会的な経験もある方、教育に対する理解もある方、そして保護者に嫌なことでも言わなければいけないときには言える方、そういう方が必要なだろうと、つくづく思っております。なので、この辺のことは、今日お願いした教育委員の役割を拡大するのか、それともコミュニティスクールやPTAの役員会のところで、そういう受け皿や窓口をつくるのかということも含めて、しっかり御健闘いただければと思います。何はともあれ、子どもたちが安全であること、それから子どもたちの学習面、生活面で安心して暮らせるような小国町でありたいと思っております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

教育長（麻生廣文君） まず、教育委員について私のいろんな発言がございますけれども、実は教育委員は私と同じ立場といたしますか、市町村長の指名のもとに議員が選んだ方でございます。私から今の教育委員の方がいろんな情報をあまり集まっていないのではないかと、もっとそこ辺を拡大したらどうかと言われても、なかなか答えづらいところはございます。それは、同じような立場であるからです。ただ、議員のおっしゃりたい気持ちはしっかり分かるつもりでおります。なぜ、そこが分かるかといいますと、まずは子どもたちのことを考えたときに、誰一人不幸な目に遭わせてはならない。ここはしっかりと根本に置きたい。また、学力保障については誰一人取り残すことのない教育、こうした部分をしっかり進めていきたいと思っております。

生徒指導について、先ほどDVやネグレクトの話、いろいろな部分を出していただきましたが、どうぞ御心配なさらないでください。いろいろな点で学校のほうはSCであったりSSCであったり、SSWであったり、いろんなことは公的な教育事務所等を通じて、あるいは福祉課とのケース会議、こうしたものを頻繁に行いながら、どちらかというところ「そこまでやるかな」と思うくらい一所懸命取り組んでおります。もし、いろいろな情報がございましたら、また寄せていただきますと本当にスピーディーな対応とそれから慎重な対応については、しっかりやっていきたいと思っております。いろいろな情報は委員に限らず周りの方からも上げていただくということも、よろしくお願いいたしますと思っております。

7番（西田直美君） はい、ありがとうございます。

ぜひとも、そうやって一人でも取り残さない、取りこぼさないということを実現できるように、私もできる限りのことはさせていただきたいと思います。

今度の中3の今週から始まる分は、時間が許せば私もボランティアで行かせていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いいたします。今の中3の子どもたちは、私が中1のときに英会話で教えた子どもたちです。そのあとの子どもたちのことは教えていないので分からないのですが、何とかあの子たちがそれぞれ希望どおりの高校に通れるように、少しでもお手伝いできればいいかなと思っております。

これで令和2年の最後の質問を終わります。来年3月になりましたら、情報課、政策課、福祉課、産業課、あちこちにお話を伺いたいと思いますので、また来年度も皆さまよろしく願いいたします。終わります。

議長（松崎俊一君） ここで、暫時休憩をいたします。午後の会議を午後2時10分からです。

（午後1時55分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

7番（西田直美君） 7番、西田です。

先ほどの私の一般質問で、地域未来塾が実現した際には、私自身がボランティアで参加をしたい旨のことを発言しましたが、これは実行したら公職選挙法違反の恐れがあるということだったので、ボランティア活動に関しては控えさせていただきます。

浅薄な考えで発言をしてしまいまして、御迷惑をお掛けしました。申し訳ございません。

議長（松崎俊一君） ここで、暫時休憩をいたします。

（午後2時12分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時25分）

議長（松崎俊一君） 続いて4番、久野議員、登壇をお願いします。

4番（久野達也君） はい、4番、久野です。

それでは、12月定例会一般質問を行わせていただきます。

まずもって令和2年といいますと、もう1月の初めぐらいから、コロナのうわさが中国ではとか、武漢ではとちらほら聞かれておりました。いよいよ2月になってまいりますと、日本も危機的状態に少しずつ陥りはじめた。コロナに始まったという年でもあります。また、コロナ禍の中、いろいろな行政施策、そして振興策等を町としても予算化し、実行してきたところ。そのような中で7月に豪雨災害ということで、2つの大きな災害に見舞われたところ。実は今回、質問させていただきたいのは、こういったような状況の令和2年もあと半月ほどで終わろう



としております。いよいよ令和3年、新たな部分への一歩も踏み出さなければなりません。

またあわせて、新年度の令和3年度予算の編成作業にも、執行部の方々、町長をはじめ当たられるかと思えます。そのような中で、町長、いよいよ2年を終え3年目に入るところです。これらの緊急対策、当然避けては通れない部分です。でも、それと同時に町長が就任したときにおっしゃっていました町の振興策、小国町の未来図を描きたい。この思いはやはり描き続けていただきたいと思っております。ですから、町長就任のときのお気持ち、マニフェストに基づいたところで、例えばそのとき住民と行政をつなげるということから、地域懇談会、これもコロナによってなかなか開きづらい部分もあったかと思えます。あるいは、行政報告会もろもろ、人が集まるという行為ができなかった部分、そういうものを今後どう整理なさっていくのか。あるいは、災害によって農地等に甚大な被害を受けました。産業をつなげるという観点から、地域資源を活用したところでの農林業、商工、観光一体となった町の振興策を講じていきたいともおっしゃっておりました。これらを総合的に考えて令和3年度を迎えた場合、これらのコロナ、災害復旧、それから併せて小国町の地域振興、これをどう整理されどう進めていかれたいか、お気持ちをお聞かせいただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） はい、ありがとうございます。

昨年、北里町長から町政を引き継がさせていただきまして、私も前回お答えさせていただきましたが、切り開こう想像以上の未来というところで展開させていただきたいという話をさせていただきました。昨年は、先ほどおっしゃられたように、住民との懇談会も約30回ほど行わせていただいておりますし、自分としても一番最初はまず町民の皆さんに顔を覚えていただくこと、また町民の皆さんと直接たくさん会話をさせていただくことで、課題等々もどんどん集積と申しますか、しっかり私のほうで聞かせていただいて、対応させていただきたいという思いで進ませていただいておりますけれども、大きなところで2年目でコロナ、また7月豪雨というところで、なかなか思うようにはいかないなと当然思っているところでございます。今、議員がおっしゃられますように、まずは災害のしっかりとした対応、それからコロナ関連の対策事業をしっかり、私としても3年以降、進めさせていただきたいと思えますが、様々な事業体、それから企業そして今から大学を含めて連携を整えていくために、現時点でも十数か所と協定を結ばせていただいておりますけれども、今後も連携協定を結びながら、しっかりパートナーシップを作っていくって目標を達成するといいますこの17番。この17のゴールを目指しまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。たくさん課題もありますけれども、まずは災害対応とコロナ関連事業が軸になります。他はSDGsが小国町、未来都市の選定を受けておりますので、その部分では根底にSDGsの未来都市、これに向かってしっかり皆さんで向かっていける体制づくりも必要であろうと思っておりますので、もちろん先ほど言ったパートナーシップに基づいた関連企業や大学の皆さま方、もちろん地域の地元の皆さまともSDGsのパートナーシップ

に基づくクラブ的なものをつくらせていただいて、事業所そして民間と、一般の個人という形でもおかしくないと思いますけれども、そういった方向で進めさせていただく上で、いろいろな課題の解消に向かって邁進したいと考えているところでございます。

以上です。

4番（久野達也君） 今、町長から力強いお言葉をいただきましたけれども、今の時期に次年度以降のお話をさせていただいておかないと、行政の事務手続上、予算編成だとか事業計画のあらましだとか、そういうものが今後集中してくるかと思えます。私、先の議会でも質問させていただきましたけれども、町の総合計画も今策定段階に入ってきているかと思えます。町長からも、今、コロナ対策、災害復旧、これらの重点の置き具合のお気持ちもお聞かせいただきました。

また、あわせて町の振興ということで、望み・希望を語られたかと思えます。大いに活躍も願いますし、選挙で4年間を信託を受けたわけですから。マニフェストに書かれていた部分の実行というものは町長の責任においてなされるものと信じております。

町長に今、お気持ちをお聞かせいただきまして、パートナーシップそれからSDGsに向かった動き、これらを拝聴させていただきましたときに、1点、今回テーマとさせていただいております地域振興策と過疎対策。実は今年10月に国勢調査が行われました。まだ速報値は出ていないかと思えますけれども、私なりに調べてみましたところ、人口推移からいきますと前回の国勢調査、平成27年、このときが7千187人。その前が7千877人、その前が8千600人と年々減少傾向にあります。それと合わせて、ちょうど統計資料を見ていたときに、この国勢調査の平均年齢に気づきましたので、平均年齢も見させていただきました。近々を言います。平成22年のときの平均年齢が小国町国勢調査で51.6歳です。これが平成27年には53.6歳、高齢化が進んでおります。それと合わせて平均年齢で考えたときに、国勢調査の中に年齢構成があります。14歳以下、これについては3カ年しか分からなかったのですが、14歳以下、これが1千200人いて、平成22年には約950人、約ですね。968人です。それから平成27年には793人。ここも減少傾向です。それから15歳から64歳、ここが平成17年が4千745人、それから平成22年が4千250人、それから平成27年3千668人、これも減少傾向です。ただ、思うのが65歳以上です。65歳以上は平成17年が2千667人、平成22年2千625人、50人の差です。それから、平成27年は2千726人、反対に増えています。これを見たときに、学者でもなんでもありませんけれども、ただただ思うのは、人口減少は若い方が減って、高齢者は維持か増えている。いわゆるここ十数年来言われております少子高齢化、もう国勢調査で如実にそのことが表れているのではないかなと思っております。

そのような中で、ここで過疎対策に移行していくのですが、過疎対策、今の過疎法は今年度、ですから令和3年3月31日で期限切れとなります。これについて、全国過疎地域自立促進連盟という組織がございます。当然、小国町長もメンバーの一員でございますけれども、その

ような中で新過疎法についての策定の要望を国へも要望しているところであります。この過疎法について、新たな過疎法も恐らく制定できるのではないかなと思います。そういったような上で、現行の過疎法も残りわずかである中で、新年度の新過疎法制定に向けての取組みで、今の過疎法での事業の検証、そして今後、対策等も町として過疎法に向けてこう進みたいという望みもあろうかと思います。ここについて、まず過疎計画を策定する見地からも、よかったら総務課長、今の状況をお聞かせいただけたらと思います。

総務課長（小田宣義君） お答えいたします。

まず、検証と対策の前に先ほど久野議員のほうから、国調の人口構成比等の説明がございました。今、町では皆さんの御協力を得まして、10月に国調を行っておりまして、これはまだ今の概算なのですけれども、人口と世帯数だけは数値が出ております。ただ、これは県の重複等の審査がございますので、今の概算でございますけれども、人口で大体6千597人、前回に比べると590人減少しております。世帯数が2千665世帯ということで、140世帯の減少となっております。ただ、何回も言いますが、県の審査がございますので、この数値はまだ変動するというところで心においてほしいと思います。

質問の現行施策の検証ですけれども、過疎対策の施策として現行の過疎法に則って作成しております。小国町過疎地域自立促進計画に沿って、福祉の充実、産業の振興、公共施設整備、教育の振興と様々な分野で事業を実施してきております。議員の皆さまにも、何回かお願いをしましたが、計画の変更等でこの事業に乗せ、事業をさせていただいております。ここ5年間で行きますと、平成28年度で主なものとしたしましては、医療費の助成事業に充てております。あとハードとしてはけやき広場の遊具設置事業、平成29年度では最終処分場の適正閉鎖事業、ハードでは鍋ヶ滝第3駐車場整備事業、ゆうステーションの駐車場の拡張事業、平成30年度では主なものとしては、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、ハードでは防災センター建設事業、令和元年度ではハードとして小国小中学校の空調機の設置事業、小国町映像センター機器更改事業、そして今年度はソフトとして子ども医療費の助成事業、そしてハードとしては下滴水線の改良事業等が主な事業となっております。いずれも、過疎対策事業債を財源とした事業であります。平成28年度から令和2年度までの5年間の過疎対策事業債の起債額は総額で10億3千990万円となっており、財政面でも効果的に事業の実施ができたと考えているところでございます。

今後の対策ですけれども、先ほどから久野議員も言いましたとおり、新過疎法が現在も検討を重ねられており、今後の展開としては年内に今後の過疎対策の政策大綱案がとりまとめられるということ以外は、まだ他には情報が入っていないのが現状でございます。過疎法は過疎計画の指針となるものであることから、新過疎法の詳細が明らかになった段階で小国町の新たな過疎計画並びに今後の過疎対策事業の詳細を詰めていく作業が出てきます。これまでは、現行過疎法の指

針に則り、産業基盤の整備、交通通信体制の整備と自立促進に向けた施策として実施してきております。しかし、今年3月の自民党の過疎対策特別委員会では、今後の過疎対策の方向性がまとめられ、その中で法律の名称だけが決まっております。法律の名称としては「過疎地域自立促進特別措置法」から「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」これはまだ仮称とされたと聞いております。これからは、新たに持続的な発展へ向けた計画及び事業展開も検討するという必要性を感じております。

以上です。

4番（久野達也君） ありがとうございます。いろいろ調べていただいたり、小国町がここ数年で行ってきた事業等も紹介いただきました。

いわゆる過疎法で考えたときに、よく思うのが過疎債70%の交付税措置があって、有利な起債を使えると。そこだけに目がいきそうなのですけれども、本当は過疎法の中で学校教育、それから医療、いろんな分野の施策が盛り込まれております。そういったような意味合いからも、先ほど言いました振興計画と過疎計画、このリンクも必要ですし、これまでの過疎法の推移を見ますと、恐らく今回もそうなると思うのですけれども、町で促進計画を立て、それを総務大臣をはじめ国の関係機関、省庁と協議をし、同意を得られたものが県に返ってきて、県の過疎計画、この県の過疎計画とリンクする形で小国町の過疎計画が、これが議会の議決を要します。議決を要して、初めて過疎計画となり得たら、これを最終的に総務大臣をはじめ関係省庁へ提出し補助金を受ける。あるいは、起債の事業計画として乗せられていく部分です。そうしたときに、新過疎法の詳細がまだ明らかになっておりませんので、現行のところでお尋ねさせていただきたいと思っておりますけれども、地域おこし協力隊、あるいは集落支援員、ここについても過疎法の範囲の中での施策の一つです。小国町にもこれまで地域協力隊に基づいたところで、多くの人が小国町の地域支援に携わっていただきました。

一つお尋ねしたい部分としましては、次年度以降のこの地域おこし協力隊の活用計画はどのようにお考えなのか。あるいは、協力隊員がその後小国町の定住にどうつながっているのか。担当課が分かれるかと思っておりますので、一括でも構いませんし、お答えできる担当課長からお願いしたいと思っております。

政策課長（佐々木忠生君） 地域おこし協力隊制度、平成26年度からうちのほうは取り組んでおります。本年度から各担当課で予算措置をしまして、任用しているという状況がございます。

現在の活動状況という部分で、産業課任用が一人で、森林組合で育苗事業部のほうに従事しております。もう一人、産業課の任用で木工品の制作、林業振興等に取り組んでおります。それと、情報課の任用でASOおぐに観光協会の事務のほうに従事していると。以上3名の方が現在活動をされているというような状況でございます。

次年度以降の活用計画等については、各担当課のほうでまた答弁のほうをお願いしたいと思

ます。

任期後の定住状況という部分でございます。平成26年度より5人の方が任期を終了しております。そのうち4人の方が小国町に定住をしているという状況でございます。

以上でございます。

4番（久野達也君） はい、ありがとうございます。

やはり、今報告のありましたとおり4人の方が定住につながっていると。本当に喜ばしいことだと思います。

それから町長の地域振興策の中でもお話がありましたように、地域外とのパートナーシップ、それらを考えたときに、やはり地域おこし協力隊、この隊員の方々がマンパワーですけれども、例えば1年に2、3人のマンパワーですけれども、やはり継続することによって定住につながり、あるいはよその知恵や工夫を小国町に導入するということでは、大いに意味があるのではないかなと思います。そうしたときに、この地域おこし協力隊の企業バージョン、企業人交流プログラムというものがあります。これまでも、小国町で予算化されておりましたけれども、企業からの人の派遣ということですので、なかなかマッチング的にも厳しいものもあったかと思っておりますけれども、私は決して悪くない事業だし、ぜひ可能であれば推進していただきたい部分です。実は、南小国町は令和元年、2年とJTBと連携を図って、観光地域振興にこの企業人プログラムで交流プログラムを進めております。やはり、都会の感覚を地域に持ちこむ。そして、その地域の活性化を図っていく。重要な部分ではなからうかと思っております。これにつきまして、現状若しくは今後の見通しでもよろございます。お考え等がありましたら、お願いします。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず、地域おこし協力隊の観光部署、情報課のほうでの現在、今年の5月1日から配置をさせていただいております。観光協会の業務に当たっているわけですけれども、昨年11月の協会の立ち上げということもありましたので、引き続き組織の充実という意味では次年度以降も計画をしております。

また、組織全体の強力化という意味では、より以上の人員の検討を今しているところでございます。

それから企業人交流プログラムについてですけれども、これについては私どものほうでも調べさせていただいて、非常に有利な制度であるという認識を持っております。また、南小国町、近くにそういう実際の取組み事例もございますので、直接南の役場、派遣されているJTBの方等に直接面会し聞き取りもさせていただいております。できることなら、できるだけ早くそういう取組みをうちでも検討していきたいと考えております。

以上です。

4番（久野達也君） ぜひ、可能であればですね。なかなか企業人ですので、企業に籍を置き、企

業から人を派遣いただくということで、マッチングの部分で難しいといいますが苦労を要する部分もあろうかと思えますけれども、その事業効果というものは目的次第によっては大きいものがあるかと思えます。冒頭、町長から御答弁いただきました地域振興策等とも考えたところでの、個人的意見になるかもしれませんが、過疎地域でいかに人口集中地域、その情報を持ち込むのか。テレビ、マスコミ等の情報が入ってきて、あれはよかろう、これはどこでも考えるかと思えます。でも人と人とのつながりの中でないと大きな成果は上げられないと思えますし、人と人とのつながりが、きっと過疎地域の意識改革あるいは振興につながっていくものだと私は思っております。

それでは、最後に1つ事例としてお尋ねさせていただきたいと思えますけれども、実は森林組合の個人的な部分で役員もさせていただいているのですけれども、その役員会の中で議論というか、テーマの部分がありました。今年、この過疎対策の中で総務省のほうから打ち出された部分なのですけれども、特定地域づくり事業協同組合制度、いわゆる過疎地域において人材が不足するところに補うための事業協同組合をつくってすると。当然、人材派遣的な意味合いが多々ございますので、制度的には使用料で賄うのが基本です。ただ、使用料と同等額、要は事業料の2分の1が使用料であれば、2分の1は補助金と、補助金のその2分の1のまた2分の1、4分の1が国県からの補助金。ですから市町村負担は4分の1です。4分の1からまたその2分の1は特別交付税措置があると。最終的には8分の1の市町村負担で事業が実施できるというメニューが、実は今年法制定され、10月にまだ説明段階です。ただ、森林組合の中で話題になったのは、こういう事業があって、例えば下草刈りだとかいろんな形でこの活用ができないかという話題もありました。まだ、結論には至っておりませんが、新たな制度で法不案内の部分もあろうかと思えます。それから、今回のこの制度、所管課が事業によって変わってこようかと思えます。総務省といったものの、たまたま森林組合で見させていただいたときには林野庁のパンフレットでした。ひょっとすると、農林水産省のものもあるかもしれませんが、この前見たときには、観光関係で経済産業省か国土交通省かのところで、ちらっとホームページの中でも見させていただきました。やはり、新規事業に興味を示したときに、町としても情報の提供あるいは相談に乗ってもらえるということがあれば、やってみようかという後押しになろうかと思えます。新規事業については、特に後押しをお願いしたい部分がございます。それで、事業概要や活動計画について、今お手持ちの情報等がありましたら、お聞かせいただけたらと思えます。

町長（渡邊誠次君） 議員は制度的なものはお詳しいので僕よりも知っているのかもしれませんが、先ほどの地域おこし企業人交流プログラム、これも実はさっき説明もありましたけれども、人材派遣の部分で総務省の管轄の部分、それから企業人プログラムは内閣府というところで、またがって申請することもできるという制度ですし、そのどちらの制度も使える。また、限定的に2名までは使えるとか、少し制度上の部分とかも町としてなかなか話を持って行く事業所だっ

たり企業だったり、例えば国のほうから降ろしていただいたりとか、いろいろ方法がありますので、今そこを坂本大臣が地方創生の大臣の担当もしていただけておりますので、その部分ではいろいろとお話を先月上旬したときもさせていただいて、もちろん総務省等を御案内いただいて、いろいろとお話をさせてさせていただいているところです。

それから、この特定地域づくり事業協同組合制度、こちらも確かに補助の部分であったり非常に制度的には素晴らしいものだと思いますが、この部分も私もしっかり考えさせていただきました。ただ現時点では事務局、この物理的な部分、を先ほどのふるさと企業人プログラムを使ってこの物理的な人員、事務局の人材とかをそろえたりとか、ということをまずある程度しないと、今の職員の分担割合で災害の部分、ちょっと引きずられておりますので、例えば税務課の職員も行ったり、非常に厳しい部分が正直あります。ですので、私としてはこの制度を活用ができる体制づくりが整ったら、しっかりと取り組まさせていただきたいと思うのですが、現時点では執行部の中ではちょっと厳しいなというところの見解を少し出させていただきました。

本当に非常に制度的にはできればこれを民間に、商工会や森林組合や観光協会とかを含めて、いろいろな団体でまたがったような形で、いろいろな事業を振れると、とてもいい制度だと思いますけれども、なかなか取り組む一番最初の段階がちょっと厳しいなと、正直思っているところです。

ありがとうございます。

4番（久野達也君） 今、町長から制度、それから実情も踏まえて御答弁いただきました。やはり、地域産業を考えたときに、一番はやっぱりやる気が起きる。やる気が起きるというのは何かというと、生産者がもうからないとやる気は起きないと思うのですよね。そこらで何が今不足しているのか。不足している部分をどれだけ補えるのか、これが求められてくるのではないかなと思っております。そういった中で、例として3事業を述べさせていただきましたけれども、いろんな制度を見ていって、はっと目を引く部分がこの3事業ですし、小国町にもマッチングしやすいのではないかなと思っております。コロナ禍それから災害復旧ということで、大変な時期ではあります。大変な時期ではあるからこそ、本来、地域振興という部分が決してないがしろにはなりませんけれども、そこが薄れても、それもまたいけないと思います。復旧振興を図りながら両方が進んでいける、そんな小国町であっていただきたいし、そんなかじ取りをぜひ町長にもお願いして、質問を終わります。

議長（松崎俊一君） 予定していました4人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日9日、水曜日は3人。最初に大塚英博議員、次に穴見まち子議員、最後が江藤理一郎議員の一般質問を予定しています。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

(午後 3 時 0 0 分)



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3 番）

署名議員（9 番）

# 第 3 日

# 令和2年第4回小国町議会定例会会議録

( 第 3 日 )

1. 招集年月日 令和2年 12月9日(水)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年 12月9日 午前10時00分

1. 閉 会 令和2年 12月9日 午後 1時35分

## 1. 応招議員

2番 江 藤 理一郎 君	3番 穴 見 まち子 君
4番 久 野 達 也 君	5番 児 玉 智 博 君
6番 大 塚 英 博 君	7番 西 田 直 美 君
8番 松 本 明 雄 君	9番 熊 谷 博 行 君
10番 松 崎 俊 一 君	

## 1. 不応招議員

1番 時 松 昭 弘 君

## 1. 出席議員

2番 江 藤 理一郎 君	3番 穴 見 まち子 君
4番 久 野 達 也 君	5番 児 玉 智 博 君
6番 大 塚 英 博 君	7番 西 田 直 美 君
8番 松 本 明 雄 君	9番 熊 谷 博 行 君
10番 松 崎 俊 一 君	

## 1. 欠席議員

1番 時 松 昭 弘 君

## 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日 さとみ 君

## 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 木 下 勇 児 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 秋 吉 陽 三 君
情 報 課 長 村 上 弘 雄 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 時 松 洋 順 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 慎 治 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (r. 2. 12. 9)

議長（松崎俊一君） 改めまして、おはようございます。

本日は12月定例本議会の3日目でございます。

ただいま出席議員は9人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

日程第1、初めに一般質問となっていますので、直ちに質問に入りたいと思います。なお、本日の一般質問は、登壇順に大塚英博議員、次に穴見まち子議員、そのあとが江藤理一郎議員となっております。

では6番、大塚英博議員、登壇をお願いします。

6番（大塚英博君） おはようございます。

今回も一般質問、3つのテーマについて質問をしてみたいと思います。一つのテーマは杖立温泉の防災対策について、それから2つ目は新型コロナウイルス感染症拡大による影響について、3つ目においては、これからの小国町の財政運営について、この3点について、中でそれぞれにまた質問をしてみたいと思います。

まず、最初の杖立温泉地の防災対策について。ある文面に「両岸は山が切り立ち、落石と土砂崩れ、川は増水、国道は落石と倒木。逃げ道のない孤立の可能性のある観光地」というふうに文面がございました。この中で、安全で安心、ゆっくり滞在できる観光地とするために、杖立温泉の復興に向けての考え方と取組みについて、まず町長にお聞きしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 御答弁させていただきます。

杖立温泉についてということでございます。防災減災対策、しっかりやっていかなければいけないと思いますが、まずは今回7月豪雨で被災されておりました、防災の観点というよりも、今現在復旧作業をみんなで行っているところでございます。当然、ハード・ソフト両方やっていないと復旧復興にはつながっていかないというふうには思いますけれども、もちろん国からの支援、特に河川対策は1級河川になりますので、早速もう国土交通省、それから筑後川のダム統管を含めたところで、しっかりと予算も付けていただきまして、今現在もう河川の掘削を進めているような状況でございます。年度中には杖立温泉の中の河川掘削を終了させていただけるということでございますけれども、それを一旦行くと、まず河川の増水をしたときの水位は下がるであろうというところで、今、お願いをしておりますので、まずは次に雨が降ったときに少ない降雨量で水かさがあまり増水しないようにしっかりとお願いして、今対策を進めさせていただ

いております。

それから、当然ですけれども、今後は県・国いろいろな事業と一緒にさせていただいて、私のほうも町のほうも当然ですけれども、率先させていただいて、復旧・復興事業に取り組んでまいりたいと思っております。

また、防災の観点からいたしましても、先日請願も議会のほうから出されました。杖立の降雨地の災害をできるだけ防ぐように、町としてもすぐに対応はできるだけしたいところでございますけれども、やはり財源が伴っていかないと達成はいたしませんので、しっかり早急にとお約束をしたいところではありますが、できるだけ頑張らせていただきたいというところがございます。

以上でございます。

6番（大塚英博君） 杖立温泉は町にとっても、財政的にも非常に大事な場所でもございますし、そういう中で観光客が安心して来られるような、落石からの安全ですね、それとか観光客が道路周辺をまわったときに、特に対岸においては、まだ舗装されていない凸凹のところもあるかと思えます。こういうものも、早急に対応していただきたいなど。それぞれに、一つひとつするといろんな問題点がございますけれども、それも含めて、もう一回点検とそしてそれに向けての対応というものをさせていただければと考えます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の拡大における影響について。これは多方面で非常に影響を受けております。精神面だけでなく、経済面においても、極端にいえばいろいろな行事というものが中止されたり延期されたり、行動範囲が狭められたり影響を受けています。今回は国が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものが町のほうに流れてきております。国は独自の経済の下支えということで、国民一人当たりに対しては10万円の給付。県もそれに対応していろいろな給付、補助、そういうものを作って、町独自において新型コロナウイルスの感染症対策の経済対策事業というものを掲げております。今回は、前回と同様にいろんな形で流れてきました。その中で、いろんな面でそれが活かされている部分もあるし、またこれからの対策として、どういう面に使っていくということで、そういう面で経済的に非常に潤う部分でございます。その中で一つ質問があるのは、各町村それぞれにおいて、この使い方はまちまちでございます。どこの町がいいというわけではございません。その町独自でやり方が変わっております。

そこでお尋ねですけれども、町としてこの交付金というものは、例えば極端に言うと、何を目的としてどういうふうに使っていったらいいか、そういう思いというものがまず最初にあったかと思えます。そういう面において、例えば「これは絶対必要なんだ」という1本の筋というものの、人のためにこう使うんだという、そういうことも含めて、やはり町独自の方針というものが、まずそのところをお聞かせいただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 先ほど、まずは防災対策についてどこまでお答えすればいいのか、私のほうも少し考えておりましたけれども、総括的なところだけしかお伝えしておりませんので、まず少し具体的な分まで防災対策の部分、今から答弁をさせていただいて、そのあと今言ったコロナウイルスの経済対策として町が打っていく方針等々をお話させていただきたいと思います。不十分で申し訳ありませんでした。

まず、杖立温泉の防災対策等々につきましては、まず現状として宿泊施設18軒のうち17軒が被害を受け、15軒は営業再開を現時点ではしておりますけれども、残る2軒について、1軒は年明けから宿泊業を再開するというところでございます。ただ1軒はまだ未定というところでございます。また日帰り温泉施設に関しましても1軒は9月下旬に再開、1軒はまだいまだに休業中というところでございます。また、共同浴場、被害を受けた2箇所のうち、元湯というところですね、一番最初の部分は脱衣場の施設等々はまだ整備はされておられませんけれども、再開しております。また建物が流出したところは、今後は足湯として活用することを観光協会のほうでは検討中というところでございます。

また、今回被災を受けて復旧関連のハード事業としては、街路灯におきましては流出等々を受けた被害の街路灯は商店街災害復旧等事業を活用して復旧するというところでございますし、残りの部分に関しましては、この前議会でも出ましたとおり、杖立温泉の環境整備補助金、ふるさと寄附金の部分でございまして、活用して照明部分の取り替え等々を実施するというところでございます。

まず、先ほど1点、国の部分で河川掘削についてはお伝えをいたしましたけれども、地元説明会を10月28日に行っております。現在、着工を進めております。できれば年度中には全て終わらせたいというところで進めさせていただいております。

それから、杖立温泉の真ん中のちょうど観光協会がある部分の上の治山工事でございますけれども、この部分では九州電力のほうがりっかりと対応していただいております。もちろん、逐次地元の人たちには説明をしておりますけれども、説明会自体は11月30日に杖立の防災センターで開催をさせていただきまして、来年の7月、梅雨前には完成させたいという方向で話を進めさせております。それから治山工事に関しましては、県営治山事業により、先ほどの九州電力のそれよりもっと上部ですね、山のほう、それからガソリンスタンドの上部、防災センターの上部、杖立川左岸側の山のほう、それから数箇所、かなり治山工事にも入っていただくことに、県のほうにもお願いをしております。道路のほうでは、町道・国道・それから河川を含めて、それぞれの所管で復旧を進めてまいりたいと思っております。

それからソフト事業でございますけれども、誘客対策等では国土交通省の観光庁所管でございますけれども、被災観光地の誘客多角化・収益力向上事業に公募した結果、採択をいただきまして、杖立温泉の災害復旧・復興に向けたeスポーツフェスティバルを行う予定でございます。

これにつきましては、杖立温泉観光協会が申請をされて、採択を受けております。

それから、コロナウイルスによる大きい影響に加えて7月豪雨により被災した地域は産業、そして町そのものが失われかねない危機に直面していることから、被災地向けの定額補助事業として、被災地域産業再興支援事業を県が創設をしていただいております。10月22日交付決定通知によって現在実施中でございますけれども、この中身に関しましては「蒸し場」をテーマとした環境整備、それからイベントを行って他の温泉地と差別化を図ることで、杖立温泉の魅力の向上、それとブランド化を図りたいと考えております。また春の風物詩としても知名度が高うございますけれども、こいのぼり祭りを被災後も確実に実施するため、環境整備を整えてまいりたいと思います。これらの取組みによって、杖立温泉の誘客及び温泉街での周遊を更に促進させたいということでございます。この再興支援事業につきましては、2千400万円ほど交付額の決定をしているところでございます。先ほどの防災対策といたしますか、杖立の復旧復興については、答弁を今でさせていただきます。

また、先ほどの新型コロナの臨時交付金の扱いでございますけれども、議員が御指摘のとおり、町としてはコロナウイルス発生を受け、まず最初の時点では休業の支援給付金、それから家賃支援、事業継続の支援、宿泊施設の支援という支援や給付金、国の事業10万円の給付金が一時期かなり話題になりましたけれども、国・県の支援事業を受けまして、町のほうも第一段階では支援のほうをしっかりとさせていただきました。その次には、学校関係も含めまして子どもたち、それから次世代に向けての支援という形で、一番大きなところは皆さま方の頭にも残っていると思いますけれども、学校側のタブレットが全員に渡っていくというところと、それに関する設備をしっかりと整えていって、来年度以降も対応していくと、コロナウイルスの影響をできるだけ緩和させるためにも、しっかりと取り組んでいきたいというところで考えを述べさせていただきましたし、採決もいただいたところです。現時点では、それに基づいて小国町の観光産業を中心に、もちろんいろんな飲食店等も影響を受けておりますので、当然支援をさせていただきますけれども、町といたしましては今後はしっかりと振興策を整えてまいりたいと思っております。他の皆さまからの御質問にもありましたとおり、私といたしましては一番大事なものは、やっぱりタイミングが非常に大事だと思います。このコロナウイルスの影響下の中ではありますけれども、しっかりと臨時交付金を使わせていただいて、振興策を立てさせていただきます、タイミングをしっかりと見計らいたいと思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） いろんな課においても、幅広くそういうお金というものが行き渡ったという思いがあります。しかし、これから先、コロナ感染症というのが拡大傾向にありながら、経済と両立していかなければいけないというのがこれからだと思うのです。そういう中で、一番大事なものは、心という部分について、やはりその感染に対してどうなのか。それについての気持ちとい



うものも、不安材料の一つだと思うのです。そういう中で、新たにこの臨時交付金というものが、また地方のほうに流れてくるという可能性がないということもないわけですので、新たなお金が来た場合においては、そういうものを含めながら小国町としての独自の発想というか、そういうものも使っていただきたいなという思いがありますので、そのところもくるかどうか分かりませんが、新しい発想として検討してもいいのではないかなと思います。

それでは、最後の今後の町の財政運営について質問に入らせていただきます。コロナの感染が拡大することによって、非常に景気は落ち込んでまいりました。それが町に及ぼす影響というのがどうなのか。例えば税収面においても、例えば地方交付税の面においても、そういうものを含めて。また、災害というものにおいて、復興という中でかなりお金が投入されております。それに対して、町に及ぼす影響、この2つの点について、簡単にいいですけども、お答えを願いたいと思います。

町長（渡邊誠次君） はい、お答えさせていただきます。

昨日、他の議員の方にもお伝えをさせていただきましたけれども、まずは私としては7月豪雨での災害の対応をしっかりと来年度はやらなければならないと思っております。また、先ほどからお話をしておりますコロナ関連の対策事業をしっかりと進めさせていただきたいと思っておりますけれども、これにつきましては財源が県のほうから下りてきますが、その部分に関しましては12月、若しくは1月で必ず申請を終わらないといけませんので、その部分に関しましては、しっかりと皆さま方とお話をこれまでもさせてもらってきましたので、対策を立てさせていただいて、しっかりと災害の対応、それからコロナ関連の対策事業を、まずは二軸を進めていくというところでございます。

それからもう1つ、SDGsにつきましては、小国町、未来都市の選定を受けておりますので進めさせていただきます。しかしながら、国のほうからも県のほうからも、来年度のいろんなお金の下りてき方があると思っておりますけれども、その部分に関しては多分少なくなるであろうという予測もされておりますけれども、小国町といたしましては、もちろんですが当然、今考えている施策がかなりあります。その中で、足りないときには少し見直しをしないといけない部分も出てくる可能性もあります。そこはしっかりと流動的に考えて、その代わり考えないといけないのはその先にある将来、未来を考えていかなければいけないと思います。やはり、大事なところは今年よりも来年、来年よりも再来年とだんだん良くなれるように、しっかりと頑張ってもらいたいと思っております。詳細につきましては、担当課長より答えさせていただきたいと思っておりますけれども、私といたしましては議員がおっしゃるとおり、やはり財源をしっかりと確保していく、その手順をしっかりと踏まえながら次の施策を打たせていただきたいという考えでございます。よろしいでしょうか。

総務課長（小田宣義君） お答えさせていただきます。

財源につきましては、やり方的には今町長が申されたとおりですけれども、先だつての議会で財調への積立をすると、2億円積立しますと。先ほど言いましたコロナ、それと7月の豪雨災害で3億円ぐらい取り崩しを行っております、財政調整基金自体はやはり少しずつ減っております。大体、町の予算というのは年間決まっております、今度議会が終わって、また予算査定に入っていくわけですが、各課のほうには今年に比べてかなり厳しくなりますので、5%ぐらいの減少で予算を立ててくださいということで、指示はしております。具体的な仕事というのは、今からこの議会が終わりまして査定に入りますので、その中でやっていくわけですが、予算的にはかなり厳しい予算編成になると思いますので、その中で何が有効なのかをよく考えながら、今から予算査定を行っていくつもりでございます。

以上です。

6番（大塚英博君） 次に質問をしようということまで答えをいただきました。特に、財政調整基金の保有残高についての見解ということで、今、2億、3億円という金額を立てられて、これはやはり何かのときに資金繰りというものが非常に厳しくなる中で、用立てするという中で非常に大事な部分でありまして、それともう一つのほうは、財政運営という方針、私もこれを聞こうと思ったところなんです。これからの方針というものを。やはり、今までは国が下支えしていたお金によって町が潤っていた。個人においても企業においても、いろんな下支えられて、それで何とか維持ができた。しかし、これもそんなに国はお金があるわけではないし、また町もお金があるわけではないです。これはおのずと、自分で何とかしないといけない。それが来年度から始まるやり方だと思うのです。しかし、コロナ禍という中で、経済活動ももちろん行政というものもしていかなければならない中で、非常に運営的に厳しくなるだろう。そこで、これからの事業の再検討とか、そういうものも凍結まではいかないけれども、もし検討することがあるかどうか、そのところをお答え願いたいと思います。

総務課長（小田宣義君） 事業につきましては、もともとが今財政が厳しいと言っておりますけれども、もうここ10年ぐらい前からずっと無駄をなくす努力はしております。総合計画等の中で、今年から始める事業、来年から始める事業、5年間ぐらいの事業を計画するわけですが、その時に状況によって財政が厳しい場合は、1年先延ばしにするとかというような施策は、もう今までずっととってきております。やはり、今後を考えますと、その計画の中でも本当に必要なことを今から追い求めて、その計画を立てていくのが今から先の仕事だと思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） ありがとうございます。

やはり、少子化と高齢化、社会に向けて進んでいく中で、来年からが本当の力のある町の見せ所ではないかなと私は感じます。ぜひ、少子化対策そして高齢化対策、そして人口減少に歯止めをかけるというものは最優先として財政運営をしていただけたらと思います。

以上、3つの質問を全て終了いたしました。これで、一般質問を終了します。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を10時40分から行います。

（午前10時25分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

議長（松崎俊一君） 続いて3番、穴見まち子議員、登壇をお願いします。

3番（穴見まち子君） 3番、穴見です。よろしくをお願いします。

通告しています1不妊治療の保険適用について、2保育園の申し込み及び7月豪雨に伴う保育園の対応についてというところで、お伺いしたいと思います。

今年の9月から国の総理大臣が新しくなり、安倍晋三大臣から次に菅義偉総理大臣が誕生しました。コロナの中ではありますけれども、総理は2年後の不妊治療の保険適用を掲げています。また、この前、国会議員の坂本先生のお話の中に、坂本先生は一億総活躍担当少子化対策の大臣でもあります。現在の日本の出生は100万人を切って、86万5千人前後を推移しているということでした。その中で、大体1割の方が不妊治療の中から産まれているということをおっしゃっていました。私もその話を聞いて、1割の方が不妊治療で産まれてこられているのだったら、この菅総理大臣の国の少子化対策については、全国民が前向きに向き合って関わってくる悩みを持っておられる方、その第一段階に相談に行こうと思ったときの心構えを持ってこられると思いますけれども、我が小国町でも第一に相談に来ますよね。そのようなときに、どのような対応をされているかなと思っておりませんが、いかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 私ども福祉課のほうで、母子保健業務を所管しております。不妊治療につきましても、福祉課の健康支援係のほうで担当しているところでございます。相談の窓口としては、町の保健師による対応となっております。

不妊治療につきましては、現行の制度で助成制度がございます。そちらのほうをお話をさせていただくと、今議員のほうから2022年度からは保険適用ということでございましたけれども、今は自由診療という形でかなり高額な費用がかかっております。その中で、今の現制度ですが、公的助成制度として、体外受精、顕微授精に要する費用の一部の助成ということになりますけれども、これには要件がございます。夫婦の合計所得が730万円未満の御夫婦、また女性の年齢が43歳未満の方とされています。支給内容については、初回が30万円、2回目以降が15万円、通算で6回を限度という。40歳以上については3回を限度ということになります。

また、参考にですけれども、熊本県内で不妊治療ができる指定医療機関というのは全部で7箇所ほどでございます。そのうち、6箇所が熊本市にあって、1箇所が八代市というところで、小国からすると少し遠いところにあるという感じになっております。

その制度に合わせまして、本町でも平成23年度からこのとり支援事業というところで、支

援給付の事業実施をしております。助成の内容としましては、先ほど申しあげました県事業を利用される方で、自己負担から県の交付金の額を差し引いた額を助成の対象ということにしております。1年度あたり10万円を上限に給付の支給をさせていただいているというところがございます。その給付についてというところでの相談に来られる方がおられます。その実績をというところですけども、個人情報、プライバシー等もございますので、大きいくりで申しあげますけれども、平成23年度の事業開始から今まで、およそ10年間でございます。十数件の申請受付と支給ということになっております。また、その中で数名の方の出生者がいるというところで、回答させていただきたいと思っております。

制度等の周知に関しましては、町のホームページであるとか、広報誌、また県のホームページとのリンク等で対応しているというところがございます。

以上でございます。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

私も不妊治療で産まれた方を何人かは知っていますけれども、相談に来られた方も相談を受けた方もいます。しかしながら、これからはしっかりと少子化対策にもなる事業でもありますし、やはり一人でも産みたいと思われている方、それから一人しか産んでいない方とか、いろんな環境の方がおられますけれども、やはり先ほど課長が言われましたように、なかなか触れてほしくないという面が多くあると思うのですよね。だけど、少子化対策にもつながる、自分でも産まれてから育てる段階でも大変な苦労があるし、不妊治療というものは最初の1段階は一番女性の方が大変だと思うのですよね。病院に通うことから始まり、決意をすることも大変だし、そういうことがあります。

現在、この小国町も子どもを産むときには今まであった阿蘇の温泉病院も産婦人科がなくなりました。コロナの中で里帰り出産とかなくなっているし、全体の少子化もあると聞いております。公立病院で月曜日に温泉病院の荒尾先生が来られます。最初の段階は相談に来られてもいいのではないかと考えております。それから町の保健師。やはり女性ですので、なかなか相談しにくいところは保健師が一番いいのかなとは思っております。子どもを授かって産む十月十日に持っていくまでというのは、人が思っている以上に不妊治療からの出産というのは大変だとは、本当に聞いて分かるのですけれども、それを向かえるだけの周りの環境と、それから働いている職場のサポート、例えばこの役場ですけども、治療に専念するときには最初の段階というのは1カ月なら1カ月間、毎日病院に行ったりとかするわけですね。そのときに、周りの方のサポート、それが一番だし、その人の年齢が先ほど43歳までとは言われましたけれども、その年齢的なタイミング、それから女性の方の心構え、それから挑戦してみようと1回でなく6回までと言われましたので、しっかりと気持ちが女性の方には多分あると思っております。子どもを産むということは、そういうことなんですね。

そこで、町にもお願いなのですが、2年後と言われましたけれども、町のいろんな予算の中で何か女性にお手伝いができることはないかなと思っておりますが、町長はいかがでしょう。

町長（渡邊誠次君） 不妊治療につきましては、議員がおっしゃるとおり、非常にナイーブなところもあると思います。私といたしましては、もちろん穴見議員から御提案いただいたとおり、まずは穴見議員と相談させていただくというところは当然ですけれども、公立病院に関しましては坂本院長もおられますし、南小国の高橋町長もおられますので、しっかりとそこは御相談をさせていただきませし、情報に関しましては坂本特命大臣がおられますので、しっかり私のほうも情報のほうを収集させていただきたいと思っております。

また、制度上の問題につきましては、福祉課は当然ですけれども、各関連機関ともしっかりと相談をさせていただきながら、穴見議員の今御提案されたところについては、しっかりと協議させていただきたいと考えております。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

一番大切なことは、本人ももちろんですけれども、やはり金銭的な余裕のある方はいいのですが、なくてもやはり子どもを産みたいという方はたくさんおられると思います。これから先、子どもが周りにいるということだけでも町の活性化につながるし、やはり皆さんの未来にもつながると思いますので、町としてもしっかりとサポートをお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

次にまいりたいと思っております。保育園の申し込みということで、11月いっぱいに来年度の申し込みだと思っておりますが、先ほどこの出生から保育園に入るまでという段階ですね、少しでも多くの方が保育園を利用して、働きやすい環境というものが必要だと思っておりますが、保育園の申し込みは来年度はどうなっているのでしょうか。

保育園長（河津公子君） はい、答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、11月30日を締め切りといたしまして、令和3年度の入園申し込みが出ております。今現在51名の申込書が出ているのが現実です。それから今月12月と来月1月に出産予定の方も出産して名前が付きましたら、入園申し込みを出させていただきますという連絡が入っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） はい、ありがとうございます。

今年はコロナウイルスの中で、保育園の発表会やお年寄りの行事とかほとんどなくなって、私たちの楽しみがほとんどなくなりました。それは仕方ないかなと思いつながら、保育園に行って孫たちとする行事が私は北里保育園ですけれども、たくさんの行事があります。その中で、楽しみ

にしていたことがなくなったり、保育園の送り迎えぐらいですけれども少しはしています。しかし、子どもたちの明るい笑顔で接してくれるところがあったり、園の先生たちの対応だったり、子どもたちが食べているおやつだったり普通の食事だったり、そういうところを見るのも楽しみにしておりました。

それで、今年は7月の豪雨がありました。2016年の地震を受けて、下城小学校の校長住宅ですか、あそこが対岸の崩落による川の水で、こちらの住宅が崩壊しました。その影響を受けて、その近くに下城保育園はあります。その保育園が私はあとから聞いて申し訳なかったのですが、1カ月間は宮原保育園のほうに先生たちが、登園してくる保育園の子どもたちを連れていったということを知ったのですが、そのときの状況を教えてもらっていいでしょうか。

保育園長（河津公子君） はい、お答えいたします。

7月6日になります。大体、日常的に日頃より雨が降った場合は下城保育園の主任と連携を取りながら、水位について写真を送りあっております。宮原保育園の中におりますと、なかなか「たくさん雨が降っているね」だけの感覚では恐ろしいことがございますので、その辺はきちんとしていたつもりでした。7月6日の雨の降り方は大変恐ろしく、いつもと違うなというのは感じておりました。夕方になりまして、5分10分を争う水位が上がっていくということの連絡が入りましたので、子どもの安全を確保するためということで、すぐに保護者との連絡を取りながらお迎えをお願いしました。その次に翌日、安否確認をいたしまして、このまま職員も恐ろしいですという意見もございましたし、私たちも下城に置いておくのはとても危ないと思っておりましたので、御家族の方と相談をいたしまして、しばらくの間、宮原保育園のほうに登園していただきませんかという御相談をしました。そうしたら、親御さんたちも快く受け入れ了解していただきました。そのスパンのことなのですが、天気が良くなったら下城に帰ろう、雨が降ったら宮原に来ようということでは、子どもたちが日常の生活で安定することができないので、保護者と話してまずは2週間、心配があったらまた延ばそうという話をしながら、最終的に7月いっぱいということで御了解をいただきました。最初はやはり、新しくはないのですけれども、交流はしていたものの、宮原の大勢の中に入ってちょっと不安な子ども、給食がいつもより食べられていないですという担任の話も聞きつつ、2日3日したら、もう仲良くなってきた。そして1週間経ったら「楽しいよ」と親御さんに言ったという話も聞きながら、1カ月間の宮原保育園はとても有効だったなというふうに考えております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） その保護者との協議のときには、私も同席をさせていただきました。それはなぜかという、下城保育園を開けるのか開けないかという判断も大きなところにあったからというのが一つ。それから、1点伝えなかったのは、実は下城保育園の隣の河川、これに土砂がかなり堆積をしているという事実、それからそれだけではなくて、前回では校長住宅のほうは対岸

の土砂の崩落によって、川の水を押し、津波のように校長住宅のほうに波が寄せたというような事実もありますので、可能性としては下城保育園は現時点で子どもたちを通わせること、また先生たちがそちらに行くことも危険ではないかという判断をしっかりと保育園の保護者の方に伝えたかったので、その部分では数度、保育園長と一緒に協議をさせていただきました。多分、データでいわせるとひょっとしたら雨が降ってなくて、1週間も経っているのに、何で下城保育園に通えないんだというところもあったかもしれませんが、可能性としては少量の雨でも崩落する可能性があるとか、例えば地面に水が含まれて含水率の問題だったりとか、当然町としても災害対策本部を11日に立てさせていただいたような経緯もあります。ここは、町長判断というところではありませんけれども、保護者の方たちと私のほうでは、できるだけまずは安全を最優先でというところでお話をさせていただいて、まずは7月いっぱい下城ではなくて、宮原保育園のほうでというお願いをしたところでございます。

以上です。

3番（穴見まち子君） 7月の豪雨はどこの地域の保育園、特に北里保育園も河川敷にありますので、多分夜の時期は地域の方も避難をしたり多くの方がされたと思います。どこの場所がいいとは言わないですけども、やはり宮原保育園も近くに川もあります。町長が言われたように、崩壊を見たらいつ何があるか分からないということは、いつも想定しておかないと、あったときにはやはり皆さんが心配することが多くなるし、保育園と執行部側の対応がとてもよかったのではないかなと思っております。

人数は少ないですけども、その中には先生も3名ほどおられる、子どもたちも確か3名か4名だと思いますけれども、保護者の方が一番心配をするし、それが1カ月間、長いですけども、その中で子どもたちというのは宮原保育園に行くとその中での交流がありますよね。知らない子どもですけども、あとからはお友達になって遊んだりとか、その中もあるしですね、安心して遊べたのではないかなと思っております。

保育園の対応としては、とてもよかったのではないかと思うし、実際、すべきだったとは私も思っております。

今後、今年のような豪雨があったときには、下城保育園はもちろんですけども、ほかの保育園の対応も豪雨が昼とは限らなくても、早朝だったり、保育園の対応があつて保護者とちゃんとした連絡が取れて、対策はされていますけれども、周りの方と地元の方も行く途中の道だったり、もし災害があったときには、どこかで皆さん困りますので、しっかりした対応を町にもお願いしたいと思います。

それから、宮原保育園はコロナ対応で新しく建て増しですか、それが要望して予算は立っておりますけれども、設計の段階にはなっているのでしょうか。お願いします。

保育園長（河津公子君） 担当課として、答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症包括支援事業補助金ということで、宮原保育園に保育室2部屋を増築することを計画しておりまして、年明けに設計図が上がってくるということです。それから段取りをされて、8月に完成予定ということで話は通ってきています。

以上です。

3番（穴見まち子君） なかなか進みそうで進まないの、来年の8月ということですね。多くの方がコロナ対策で先生方も大変苦労していると思いますので、しっかりした建物ができて、子どもたちの遊べる環境というのは必要だと思っております。8月と言いましたけれども、少し前倒しでできるようによろしくお願いいたしますと思いますけれども、町長どうでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 厳しい御意見でございますけれども、もちろん安全が第一でございますので、しっかりと考えさせていただいて、できるだけ早めにとということでございますので、お伝えはしますけれども、予定としては8月ということでございますので、間に合うように何とか多分頑張らなければいけないというふうな段階だと思っておりますので、しっかりと協議はこちらのほうでまずさせていただきたいと思っております。

1点だけ。先ほど、防災の観点から最終的に途中の道とかが危なかったりしたときというものもありますが、まずは災害が起こりそうなきは情報発信を町のほうはしっかり事前にできるだけ早めにさせていただきますけれども、現場の危険度はそこを通られる方、また地元の方が一番御存じでございますので、まずは自分たちで難を逃れるというところをしっかりと心がけていただきたいと、再度お願いでございます。町といたしましては、一番できることは情報発信がまずはできることございまして、その次に対応していただくのはやはり個人、個人の一人ひとりのお力が非常に大きいと思っております。そこが横に手をつないでいただいて、声を掛けていただいて、共助というところにつながっていくと思っておりますので、まずは個々の対応をお願いしながら、町もしっかりとその部分では啓発も情報発信もさせていただきたいと思っております。

保育園に関しましては、できるだけ頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

災害があったり、いろいろなことがあったときには、必ず自助公助で共に助け合って、いろいろなことを乗り越えていく。特にコロナはどこでかかるか分からない。そのときに自分たちは何をするかということを考えて、前向きにやっついていかないと何も進まないと思っております。

これで終わりたいと思っております。ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を11時20分から行います。

（午前11時05分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

議長（松崎俊一君） 続いて2番、江藤理一郎議員、登壇をお願いします。



2番（江藤理一郎君） それでは、令和2年小国町議会議員としての一般質問の最後を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

現在進行中の新型コロナウイルス感染症につきましては、数名の同僚議員からも質問が出ておりましたが、このままワクチン接種がうまくいかず、世界的に静まらない場合は2022年度の第7波まで、今第3波ですけれども、第7波まで続くだろうと推測される見解もありまして、ワクチンができたとしても、まだまだコロナと向き合っていく時代が続きそうです。

さて、近年の地域のお祭りやイベントが減り、地域間のコミュニティがだんだんと薄れていっています。同時に、町民と町役場職員との話し合いや交流の場も少なくなりまして、コロナがこれに拍車をかけ、特に最近では役場と住民との距離が離れていっているように思われます。小国町における福祉の現状におきましても、利用者である住民、そして福祉関係の現場の声が役場に届いていないような点も見受けられたものですから、今回は細かいところですが、誰しもが通る可能性が高い介護を巡る案件につきまして、質問をさせていただきます。

まず、介護サービス及び介護予防サービスを利用するのに必要な要支援者、要介護者の認定の数値状況について、推移も踏まえてお願いいたします。

福祉課長（生田敬二君） 介護認定者の現状ということでございますので、報告をさせていただきますと思います。

昨年度になりますが、令和元年度の介護度別の認定者数をまず申し上げます。要支援のほうが1と2に分かれております。要支援1の方が47人、要支援2の方が66人でございます。要介護の方については、区分が5段階あります。要介護1の方が157人、2の方が107人、3の方が95人、4の方が71人、5の方が47人ということで、要支援の方が113名、要介護の方が477名、合わせて590名ということになります。

要介護の認定率でございます。分母のほうが65歳以上の1号被保険者ということになりますけれども、その要介護認定率は20.4%でございます。この10年間ほどの認定者数を見ますと、平成28年度の632人をピークにして、直近の3年間については微減傾向となっております。認定率自体はほぼ横ばいで推移をしております。ただ、熊本県であるとか国の認定率と比較をすると、本町は高水準の認定率ということになります。現在、第8期の介護保険計画の策定作業中でございます。その中で、今後の10年間ほどの推移ということでございますが、高齢化率は年々上昇してまいります。ただ、人口自体も減少してまいりますので、高齢者数も少しずつは減少していくというふうに見込まれております。要支援、要介護の認定者数については、600人弱を横ばいで推移するという形で、認定率については微増の傾向で推移すると推測をしているところでございます。

以上でございます。

2番（江藤理一郎君） 昨日も国勢調査の結果が出まして、6千700人という人数がお話された

と思いますが、大体10%ぐらいの方が要支援、要介護の認定を受けられているというようなパーセンテージがある程度分かってきたかなと思います。

では、要介護者が要介護認定を受けまして、要介護1に認定されたとき、福祉用具を必要とする場合につきましては、福祉用具貸与の例外給付を認める施策を国は進めているはずではありますが、小国町ではその制度を町民がなかなか使わせてもらえないような現状、自費レンタルの品があれば、そちらを優先して使ってくださいと勧められる事例があるようですが、そちらについてはいかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） まず、現行の制度的なお話をさせていただきたいと思いますが、自立した生活を送るために福祉用具を借りることを目的としてレンタルをするものでございますけれども、貸出利用可能な福祉用具は全部で13品目ございます。介護度に応じて適用基準が定められております。その方の介護度によって利用できる用具が限られているということになります。品種としては、歩行器・車いす・特殊寝台等、13品目と申し上げましたが、例えば車いすについては要介護2以上の方の利用が可能と、保険給付としてはですね、ということで定められております。議員が言われております例外給付等につきましては、この介護度に合致しない軽度者と言っていますが、その基準より軽度の方であっても医師の意見書等に基づいて利用の対象に該当すると判断される場合は、保険者である市町村が「特に必要と認めた場合」ということで、これを例外給付とっております。審査判定の基準というか要件、いろいろ病気の状況などそういったものが3点ほど要件が定められているのですが、例えばその中の一つとしてはがんの末期などの疾病により状態が急速に悪化し、短期間のうちに確実にその福祉用具を必要となることを見込まれる人という形の要件が3つほど定められています。例外給付を利用する場合にはケアマネジャーからの申請ということになりますけれども、ケアマネジャーはその方の心身の状態であるとか生活環境とかに詳しいというか、そのことが分かっての支援をしている方ありますので、その方の申請となることになります。

本町のほうで申請の受付をしまして、審査または判定を行っております。審査表を作成した上で、可なのかあるいは不可なのかという適否を判定することとなります。その中で、町としましてはその方々、いろいろな事情がある方がありますので、審査に当たってはあくまで本人の自立度の確保の向上につながるような支援・給付ということで、いろんなことを勘案して総合的な視点で追って判定をしているということでございますので、その中には認められるものもあれば、認められないものもあるということで、御理解をいただきたいと思っております。

2番（江藤理一郎君） 先の先まで回答をさせていただいたような形でありありがとうございます。

では、実際に福祉用具貸与の例外給付希望者が年にどのくらいあり、どのくらいが認可されているのでしょうか、お願いいたします。

福祉課長（生田敬二君） ここ数年間ほどを見てみました。申請がない年もあります。多い年で3

件ほど、ゼロ件から3件ほどはあっているということになります。繰り返しになりますけれども、その中の審査判定では可としたものも不可としたものもございます。

以上でございます。

2番（江藤理一郎君） 実際に要介護1の方が自費レンタルで車いすや特殊寝台などを借りている実情があるそうです。もちろん、そうですね。またそれでも、ケアマネジャーや家族が介護者の状況を見て、福祉用具の貸与がどうしても必要と希望したときには介護度の区分変更申請をすることを勧めておまして、申請には役場職員も含めて多くの時間と主治医意見書、先ほど課長が言われましたけれども、主治医意見書の発行、それも発行料がかかります。それに伴う再調査などがかかります。それまでに費やした人件費分、そして主治医意見書などの発行費用を考えますと、介護保険料による負担額とさほど変わらないという現状が見えてくるのではないのでしょうか。介護者が希望すれば、福祉用具貸与の例外給付の要件を緩和するような体制づくりを作る必要があるのではないのでしょうか。先ほど人数のほうも、年間で多くて3名とおっしゃられました。3名の人数であれば、例えばそのような緩和策というのを検討していただければいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 先ほど、冒頭に説明させていただきましたように、もともとの利用基準がある中での例外措置ということでございます。厚生労働省が介護保険法の中で示してございませぬ別に省令を定めるのですけれども、指定居宅サービスに係る費用額の算定に関する基準というものをもとにして判定をしているところでございますので、例えば議員が言われるような形で審査基準を緩和というか、緩くするような形での適用を認めていくということについては、現在、町のほう保険者のほうとしては考えてはおりません。判定の適不については慎重に審査をしているところですので、必ずしも申請者本人の意向に沿わない場合も出てこようかと思っています。繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げたような形で、事情は様々ある中であくまで本人の自立につながるような支援をしていきたいというところで、判定をさせていただいているところでございます。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 要介護1の方に関しましては、やはり再申請といえますか、そういった形を取られる方というのはよっぽどの事情があると思いますしケアマネジャー、御家族の方もそれ相応の条件というか、理由があつての再申請というふうに思います。車いすそれから特殊寝台においては、要介護1の方が借りるレンタル品と要介護2以降の方が借りるレンタル品というのは、全然違うそうです。調整具合も違うということで、それであれば要介護2以上の認定で借りられるような福祉用具を少しでも対応できるようにして、利用者の方がそして御家族の方も困らないような対応を検討していただければと思っております。

また、それ以外にもパーキンソン病の方に関しまして、1日で容体が変わることもありますし、

先ほど課長がおっしゃられましたがん患者、特に末期がんの患者の方に関しましては、認知がしっかりしているため要介護1にしかなりにくいのですけれども、変更申請中に急激に容体が悪化することもありまして、微調整の効かないベッドを使わされていることもあります。急激に容体に変化して、でも微調整があるといいなということもよくあるそうです。このような例は被保険者が早期に亡くなるケースが多いため、あまり表には出てきません。パーキンソン病の方も割とそういった事例が多いと思います。介護に当たった家族や本人は、一時の間、大変な思いをしていると考えられます。

そこで、函館市の事例を挙げますが、そもそもこの取り決めにしましては、平成18年度介護報酬改定に伴いまして改正されたもので、介護保険における福祉用具貸与について、要支援1、2若しくは要介護1の軽度者の容体からは、福祉用具の利用が想定しにくい車いすや特殊寝台など、8種目について保険給付の対象とならない仕組みへの改正が行われ、例外的に給付される状態の判断方法として、原則的に要介護認定に関わる基本調査結果を活用することとされております。しかし、基本調査の結果だけでは福祉用具が必要な状態であるにも関わらず、例外給付の対象とならない事例が存在することが判明したために、平成19年4月1日に再度改正が行われております。そこでここに、私持っておりますけれども、函館市の資料のように、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取り扱いにつきまして詳しく定めた基準表があったりしますので、もしまた小国町役場のほうで参考になればと思いますので、このあたりを御参考いただきまして、特に小国町はSDGs未来都市の町でもございます。SDGsの原則のように、誰一人取り残さないという気概で、ぜひ取り組んでいただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

福祉課長（生田敬二君） 議員が言われております、より利用者というか被保険者の方に即した形での支援につなげていきたいと思っております。言われましたように、各保険者による保険者、各市町村による判断ということになりますと、運用の仕方等も異なりますので、そこらあたりで若干の差異も出てくるものとも思っております。言われましたようなところで、他市町村の事例等も参考としながら、また身近な支援者でもございます御家族の方やケアマネジャーともお話を伺いしながら、例外給付についての公正で適正な運営業務に努めていきたいと考えております。

ありがとうございます。

2番（江藤理一郎君） ぜひ、よろしく願いいたします。

次に中学生のスクールバス運行についてです。前回の私からの質問では、中学生のスクールバス通学について、賛成意見の方が多数を占めたという中で、今後、寄宿舎の在り方と運営方法、そして段階的に進めていくという回答をいただきまして、具体的なスケジュール感というものも質問させていただきました。

そこで、今回はまず交付税措置を含めた財政的な部分についてお伺いしたいと思います。まず、寄宿舎の利用者数と運営費、またスクールバスの利用者数と運営費については、今どうなってお

りますでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） ただいまの御質問ですが、運営費等につきましては現在、今年度は執行中ですので、令和元年度の額で報告をさせていただきたいと思います。

まず、寄宿舎のほうですが、利用者につきましては令和元年度が26名、今年度は19名が入寮しております。これ、参考ですが、ここ10年間で一番多い年で32名、少ない年で19名ということで、約30名から20名前後の数で推移をしてきているところです。

あと、形態としましては町の直営で、舎監2名、男子、女子の舎監が1名ずつ。それと朝と夕方の調理として調理員の方を2名、町で雇用しております。なお、舎監につきましては1名は県のほうの県費で賄われております。年額の経費ですが、これは令和元年度で1千366万2千円全ての経費としてかかっております。なお、これに伴う収入の部分としましては、入寮者、利用者の負担金ということで、年額で86万3千円ほど収入があっております。そのほか、国の補助金としましてへき地援助補助金、これが令和元年度は155万円。それから交付税につきましては、こちらの寄宿舎につきましては特別交付金のほうがきておりますけれども、あくまでその措置の基礎数値という形になります。約950万円ほど入ってきていると見込んでおります。一般財源としては、残りということで約175万円ほどという形になっております。

続いて、スクールバスのほうです。スクールバスにつきましては、令和元年度が153人の利用、令和2年度今年度は今現在145名の児童が利用をしております。全児童の55%に当たるという数字になります。これも、10年前と比較しますと、10年前が214名利用していましたので、この10年間で約60名減少をしております。

運行形態といたしましては、運行会社2社にスクールバス8台を運行業務の委託をしております。大型が5台、中型1台、小型が2台という形態になっております。これの経費につきましては、4千533万9千円となっております。こちらについては、利用による負担等は発生しておりません。交付税の措置基礎数値としましては、大型中型については普通交付税のほう措置されておまして、約3千480万円、小型については特別交付金で60万円と見込んでおまして、合計3千540万円、差し引くと一般財源のほう約994万円程度になるかと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） では、一般財源からの持ち出し額ベースになりますと、利用者数は絶対的な数が多いために、スクールバスの方が額としては大きいようではございますけれども、一人当たりの一般財源による負担額を見ますと、寄宿舎の方が平均で年間6万7千円ほど、スクールバスの生徒児童が年間で約6万5千円となりまして大きな差はございませんが、将来的に寄宿舎利用者数のほうが十数名となってくることを計算いたしますと、経費はさほど変わりませぬので、一人当たりの負担額が大きくなることが予想されると思っております。

では、次にスクールバス運行の進捗状況について、伺いたいと思います。現在の進捗状況につ

いてはいかがでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 現在の進捗状況ということですが、私は4月から教育委員会に参りまして、新年度になりましてということで、今の時点で決定した方針という形には、まだなっていないかと思っております。その中で、前回も一般質問で江藤議員のほうからも提案をいただいております。寄宿舎にしてもスクールバスについても、やはりアンケートを前回実施したのが、中学生の保護者を対象に実施しておりますが、今後利用すると見込まれる小学校の保護者にもアンケートを実施したらどうかという御意見もいただいております。それにつきまして、11月に中学8年生から小学1年生の保護者にスクールバス及び寄宿舎の存続等についてのアンケートを実施させていただいております。対象としては、自宅から学校までの距離が2キロ以上の世帯の保護者、132世帯の保護者にアンケートを実施しております。84%に当たる111世帯からの回答がありました。前回のアンケート調査では中学生の保護者を対象ということで、寄宿舎からスクールバスへの運行の移行についての調査という形で、前は実施をしております。そのときの有効回答数の約8割が「スクールバス移行に賛成だ」という形です。無回答等を除いた有効回答としてはですね。

今回の調査では、まずは寄宿舎の存続または廃止、スクールバスの移行についてということで質問をさせていただいております。約4割の家庭が寄宿舎については存続を希望しているという結果となりました。この結果については、教育委員会としても重く受け止めているところです。しかし、一方でスクールバスを利用したいと考えている家庭も約8割、前回と同じ8割に上りました。これは、寄宿舎も残して、なおかつスクールバスも動かして中学生を乗せたほうがいいのではないかという意見も含まれていますので、先ほどの4割と8割との差が出ていると御理解いただければと思います。

そういった中で、多くのスクールバスを利用したいという家庭も多いということもありますので、教育委員会としてもスクールバスへの移行もしっかり考えていかななくてはならないのではないかと考えております。

2番（江藤理一郎君） しっかりアンケートを取って、保護者の意向調査を進めていただき、ありがとうございます。アンケート結果を踏まえますと、8割の方が前回に続いて賛成しておりますが、反対に寄宿舎も残したいという意見が多かったのは、前回のアンケート結果がありましたので、正直意外でした。このあたりの意見も含めまして、数字そして保護者の意見も整ってきております。あとは、政治判断かと思われませんが、町長、今後はどうお考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 中学生のスクールバスに関しては、議員、非常に考えられて御提案いただいておりますし、以前から随分昔からも、たくさんの議員からも「どうにか中学生をスクールバスに」というところでもございました。町といたしましても、私も1年とわずかではありますけれども、北里町政の時代にも私のほうからも少しスクールバスについては、いろいろと話を

北里町長にもしたところですが。今回は、大きなところはこのアンケート調査の中で4割の方が寄宿舎の存続を望んでいるということ。それから、スクールバスというところでは、8割の方が望んでおられるということでございます。また、先ほどの財源ベースのところから考えて、町が負担する一般財源の分、いろいろと考えさせていただきました。

もう一つ、大事なところは、今の運行形態、それから10年前からの利用者数の減少もしているというところも踏まえて、しっかりと考えさせていただきました結果、私としては今回、できるだけ早い段階でスクールバスの運行を考えるということが1点。それと寄宿舎は現在の考えでは残していくという考えが1点。その両方にたどり着いたところでございます。いろいろと、今までもそうでございますが、できる方法をずっと執行部側も考えてこられたと思います。もう財源ベースでもそうです。子どもたちのためにという感覚でもそうですけれども、ずっと考えてきましたけれども、その毎年、毎年、毎年の状況の判断をさせていただいた結果では、今の状況では難しいという判断で今まで推移してきたと思います。

今回は、できれば早い段階で移行していきたいという思いは伝えさせていただきますが、ただ1点、やはりこのコロナウイルスの影響が非常に今回も大きいのしかかっておりますので、このコロナウイルスの影響をしっかりと踏まえさせていただきますして、4月からと言いたいところですが、少し時間はかかると思います。しかしながら、できるだけ早くスクールバスの運行も考えられるように、町としては対応してまいりたいと思います。数字の部分で補足があるのであれば、教育委員会のほうからお伝えしたいと思います。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 今、町長からの話を受けましてですが、現在、令和3年度の見込みですが、中学生でいわゆるスクールバスの対象となる人数、これにつきましては3学年で2キロ以上の場合には82人、対象者となります。4キロ以上については48人。この4キロ以上というのは、あくまで仮定ですが、現実問題として2キロ以上全ては、今の8台の運行では乗せることができないのが今の現状です。やはり、バスをあと何台か増やすとかしないとならば中学生の2キロ以上をカバーすることができないというのが現状です。ただ、そこまでは運行会社との調整もつきませんし、まだ財政との調整もつきませんので、その調整課題が、まだ残っております。

なお、他にも中学生については、帰りの便について、特に部活動もありますので、非常に不規則になるかと思っております。そのあたりの増便も考えられます。先ほどの対象者、中学生は特に対象者を何キロ以上という絞り込みを、今後、教育委員会内部でまず検討した中で、また関係機関と協議していきたいと思っております。特に、中学生については、現在も自転車での通学も可能です。また、体力面等も小学生とはまた違います。遠距離の国の規定も小学生、中学生で違います。アンケート中にも、やはりそういった体力面の心配であったり、自転車通をさせたいというような意見もありましたので、そういう点も考慮した中で実施できる方策の中で検討していきたいというふうに思っております。

2番（江藤理一郎君） 心強い回答をいただきまして、ありがとうございます。中学生のスクールバス化につきましては、2009年に6つの小学校が統合されまして、小学生のスクールバス運行が始まって以来、長年の課題であったと思いますし、寄宿舎におきましては、存続を願う御家庭の意見もくみ取った中での決断であったと思います。

今後、寄宿舎におきましては、利用者が減少していく中で町の負担額が増加の一途をたどるため、どの時点で区切りをつけていくかが課題となりますし、スクールバスにおいては実際に運行していく中で、朝の乗車のスケジュール管理や放課後の小学生との混合乗車、悪天候時における対応など、様々な検討事項が出てくると思います。その都度、修正を繰り返していただきながら、小国の子どもたちが安心して学びの場へ通うことができる環境づくりに、引き続き努めていきたいと思っております。

今年はコロナウイルス、そして豪雨災害と本町にとって大変な1年ではありましたが、来年は明るい話題が飛び交うことを願ひまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） 予定していました3人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

なお、暫時休憩に入りたいと思っております。午後の会議、13時からお願いします。

（午前11時55分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（松崎俊一君） 日程第2、「議案第51号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第51号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「議案第52号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。



討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第52号、小国町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 暫時休憩します。

(午後1時02分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時05分)

議長(松崎俊一君) 日程第4、「議案第53号 小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第53号、小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第5、「議案第54号 小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第54号、小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部

を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第6、「議案第55号 小国町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第55号、小国町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第7、「議案第56号 小国町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は議案第56号、小国町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

本案は2016年12月に成立した部落差別の解消の推進に関する法律を受けたものと説明されております。しかし、この法律には部落差別の定義がなく、何が部落差別に当たるのか。そしてまた、その判断を誰がやり、どうやるのかも不明確なままであります。この間、私は部落差別とは一体どういうものを指すのか執行部に正してまいりました。しかし、執行部の答弁を要すれば、部落地区出身を理由にした差別であるというだけで、具体的な説明は一切なされませんでした。部落差別解消推進法の全会一致で採択された附帯決議は、過去の民間団体のいきすぎた言動等を踏まえ、これに対する対策を講ずることもあわせて、総合的に実施すること。教育及び啓発を実施するに当たっては、新たな差別を生むことがないよう留意、実態に係る調査を実施するに当たって新たな差別を生むことがないよう留意と、慎重な対応を厳しく求めています。これは、この法律により行われる教育啓発や実態調査が新たな差別を生む危険性をはらみ、一部民間団体の行き過ぎた言動を引き起こす危険を認識しているからに他なりません。

部落差別の解消に逆行するとの議論がある中で成立した法律に基づき、条例改正案を提出されたことは、誠に遺憾であります。

しかも、重大なことに、本案第4条第2項でいう実態調査、意識調査では、どのような調査なのかについて、執行部答弁はどういうものか言えないという、極めて不誠実な答えにもなっていないような答弁でした。つまり、何でもありの調査の危険性があり、旧対象地区を掘り起こし、対象住民を洗い出すことになるのではないのでしょうか。当該地区の住民を、同和関係者とそうでない者に区分けする実態調査は、行政の手で住民を差別し、国民の内心を侵害し、国民の間に新たな障壁を作り出す危険があり、調査自体が許し難い人権侵害であります。部落問題についての自由な意見交換を困難にするものであり、逆行は明白であります。

更に本案が危険なのは、法律にもない実態調査、意識調査への行政以外の組織の関与が明記されていることです。本案第4条第2項には「国・県及び各種関係団体と連携を図り」となっていますが、3日の全員協議会答弁で各種関係団体に部落解放同盟小国支部が含まれることを明言されています。また、連携についても、どのような形での連携なのか、一切答弁に応じませんでした。これは、調査で収集された思想信条を含む個人情報、外部に流れる恐れがあるものと危険性を覚えざるを得ません。

国会における参考人質疑では、解放同盟の参考人が「部落差別が存在し、厳しい現実」と述べたのに対し、全国人権連の参考人は「同和事業が集結し14年経過するもとで、同和関係者を特定することも困難となり、部落は過去の歴史的な概念になりつつある」と述べました。自民党の友誼団体である自由同和会推薦の参考人も「日本はうまく差別をなくしてきている。解放同盟の参考人の現状認識は、差別の過大評価だ」と述べています。

社会問題としての部落問題は、基本的に解決しているというのが、現在の到達であり、時として起こる偏見にもとづく言動については、それが社会で受け入れられないという民主主義の力を強めていくことこそ重要であります。そしてそれは、一般対策で行われるべきであるということ指摘いたしまして、討論いたします。

議長（松崎俊一君） はい、反対の討論がございました。

次に、賛成の討論はございませんか。

4番（久野達也君） 私は小国町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

全員協議会の中で担当課長より説明がありましており、このもともとの条例本文がありまして、今回はその中の一部を改正するものでございます。その一部改正というものの内容を見ますと、国の法律、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、それから障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、それから本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律、これらの人権に関する法律の趣旨

を踏まえた上での条例ですので、ある意味、条例の補完、補強の部分も含まれております。

そして、具体的に申し上げますと、人権教育啓発につきましては、これは全てにわたって行われるべきものであって、憲法が保障する基本的人権の享有を国民の中に位置づける最たるものだと思います。

それから障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。これにつきましても、障害が理由で差別を受ける、こんな不当なことがあってはならないと。障がい者差別をなくす。要は社会のバリアフリー化です。これに基づいているいろいろな各施設のバリアフリー化も進んでいくし、やはり啓発活動を通して人権意識の高揚にもつながろうかと思えます。

それから、本邦外出身者に対する不当な差別。いわゆるヘイトスピーチです。これも、世界中で世界人権宣言に基づきますところの、人種差別。出身による差別。これらを排除するために、日本が遅れてきた部分です。ヘイトスピーチをなくそうと。当然のことだと思います。それからあわせて、部落差別の解消の推進に関する法律。これにつきましても推進法の中の目的の中に、

「この法律は現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえる」と。要はインターネット上でいろいろな差別事象が発生しています。時代背景の流れの中で生まれてきた部分もあります。一番の目的であります人権教育及び人権啓発の推進に関する法律。この目的の中に、この法律は人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、定められたものであります。ですから、決して、この法律あるいは条令があるから差別しなさいとは、どこにも出てきておりません。差別をなくそうとする動き。そして、そこに差別を私はしていませんよと、大いに結構です。してない方がいれば。ただ、そこで差別が発生しては、日本社会の秩序あるいは人がやさしく生きていく、そういうことが可能とならない社会になってしまうかと思えます。それぞれが尊重され、人権が確立される。そのような社会を目指す部分ですので、当然、目的の冒頭の中に、この4つの法律が記載されるのは、必然性を要していると解釈いたします。

それから、全員協議会の中で議論となっております条例第4条第2項あるいは第5条中にも、各種団体や関係団体との表記がございます。これにつきましては、町が行う施策の推進のため、必要に応じた実態調査、「必要に応じた」ですね。必要に応じた実態調査、意識調査を行うとき、あるいは啓発活動を行うときには、例えば部落差別の問題であったり、障がい者差別の問題であったり、女性差別の問題であったり、高齢者、老人、外国人問題、最近ではLGBTの問題もあります。そのようなときに、当然、その必要に応じ事前に関係団体、あるいは関係者、差別を受けている方の意見を聞くのは当然だと思います。例えば例で申し上げますと、学校現場でいじめが起きたとき、いじめを受けた子の話を聞かないでいじめ問題が解決できるのかということにも付随してこようかと思えます。そういったような意味合いからも、こういった関係団体を明記する

のは、ある意味、ごくごく自然な流れではないかと私は解釈しております。

それから、この賛成討論を今話している中で、少し個人的な部分も述べさせていただきますけれども、私以前、若いころ友人から語られた部落差別の悩み、そういったものを研究会で報告させていただく機会がありました。友達とは、ずっと話し込みました。詳細は申し上げません。なぜなら、彼にこの場で話す許可を得ていませんので。研究集会のときには、その彼から「このことを報告するから」とお話をさせていただきましたときに、彼はこう言いました。「それは、差別をなくそうとする研究会であり、差別問題に取り組むために、みんなが頑張ろうとする動機付けの中では、大いに私の事例も話していただきたいと。そして、みんなにそのことを伝えてほしい」と、話してくれました。このように、差別など自分自身にとって、きついことあるいは嫌な体験を他人にそんなに話すものではありません。僕だってそうです。自分のきついことを人には話しません。ただ、解決してほしいという願いは誰しもが持っているかと思います。そのときに、部落差別などを聞いたことがないだとか、その人が話さないから部落は聞いたことがないだとか、部落差別はないだとか、そんなことに楽観的につなげてしまうものでは絶対あってはならないと思います。私たち、議会議員としてもそうなのですから、いかにそういった何らかの課題を抱え、その課題を解決しようとか向かっていく方に、どれだけ寄り添えるのか。そして、共にそのことに立ち向かおうとするのか。これが本来の姿ではないかと思います。

今回の条例改正は、もともとあった条例に新たな根拠法を付け加え、そして町行政が施策を執行する上で、住民意見を反映させるための手立てが表記されている部分だと思います。今回の条例改正で、関係法令との整合性を整え実行性を高めるという意味合いからも、私は賛成討論とさせていただきます。

議長（松崎俊一君） ほかに、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第56号、小国町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第57号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第11号）について」を議題といたします。

本案に対しては、5番、児玉智博君から修正の動議が提出されていますので、これを本案と併せて議題といたします。

これより討論に入りますが、討論の順番は初めに原案賛成者。原案賛成というのは、町長から出されました原案のことです。次に、原案及び修正案の反対者。いずれか、またはどちらも反対という方です。次にまた表に帰りまして、原案賛成者。それから最後に修正案。児玉議員が出されました案に賛成の方のような順番にしていきたいと思います。

それでは討論に入ります。

初めに町長から提出されました原案に賛成の方の討論はございませんか。

2番（江藤理一郎君） 私は原案に賛成の立場から討論いたします。

今回の執行部案につきましては、コロナ禍において鍋ヶ滝公園までの送迎バスや受付、公園内において、数千人の入場者がある場合に、密になる可能性が非常に高く、それらを緩和するために入場の事前予約、決済システムを導入しようとするものであり、コロナ禍においてだけでなく、今後の小国町の観光全体においても必要な調査研究であると考えられます。この予約決済システムの導入は、杖立温泉のこいのぼり祭りの渋滞や駐車場問題の緩和、2024年に千円札の肖像画となる北里柴三郎博士の記念館での施設キャパを超えた場合の解消などに通じてくることもあり得ます。そもそも財源につきましても、コロナ対策地方創生臨時交付金を使うことになっており、今回の案も事前に国に対して交付金の実施計画書を提出しております。もし、今回パスをしまうと、計画に沿った形でなければ、再度申請は受け付けられない可能性も十分にあり、その場合は一般財源から捻出しなければいけないことにもなります。

また、日本最高峰の情報が集まる大学を、この鍋ヶ滝の調査研究事業のみで終わらせずに、しっかりとつないでおくことが、小国町に足りないものを補い、将来にわたって大きな財産となる可能性を秘めているということからも、私は賛成討論をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） 次に原案、執行部案ですね、及び修正案、児玉議員の2千万円の減額の案に反対の方の討論はございませんか。若しくは、どちらか反対でも構いません。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは、次にまた表にまいりまして、原案ですね、町長から原案に出された原案に賛成の方の討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 最後になりますが、修正案、児玉議員提出の案に賛成の方の討論はございませんか。

7番（西田直美君） 私は5番議員から出されました修正案に賛成の討論をいたします。

今回の執行部提出の2千万円、鍋ヶ滝の調査研究・実証実験業務の委託料に関しましては、2千万円という大金を使って、すでに観光地化してしまっている所に対しての多額の投資となってまいります。しかも令和3年度に実験をし、稼働させるのは令和4年度になるもので、現在の新

型コロナウイルスの3密対策で早急に対応できるものではありません。

現在、コロナ禍で観光産業は疲弊しております。大きな影響がある中で、あえて観光推進の事業を実行するのであれば、新しい観光資源の発掘や低迷している既存の観光施設の改修に使われるべきであります。

よって、私は修正動議のほうに賛成の討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第57号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第11号）の修正案に賛成の討論をいたします。

これは、鍋ヶ滝公園の予約システム構築のための調査費2千万円を減額する修正であります。まず、この2千万円を修正すべき第一の賛成の点は、そもそも調査費用として2千万円という高額過ぎる予算が執行されるからであります。そして、その2千万円、コロナ対策というのであれば、他にもまだまだ使うべきものがあります。観光客に来ていただくことは、町経済にとっても大変大事なことであります。しかし、同時に今このコロナ禍という現状にあり、しかも今第3波が日々続いております。昨日は熊本県でも新たに27人の感染者が出たということでもあります。全国では2千人を超す新規感染者が毎日出ている状況であります。そういう中、町の商工業、観光を支援するというのであれば、私はこの2千万円の使い方として、今困っている飲食業や宿泊業といったそういう観光業者を直接支援する予算として、今使うべきだと思います。それが、速攻性のあるお金の使い方ではないでしょうか。

また、執行部は鍋ヶ滝公園に来場する観光客による渋滞緩和といたします。確かに、予約である程度訪れる観光客を時間帯でコントロールできたのであれば、それは確かに一定の減少効果があるとは思いますが、しかし、それは抜本的解決とはなりません。なぜなら、鍋ヶ滝公園に行くまでの町道の未改良区間がたくさん残されているからです。特に、バイパスが整備されるのは早くも5年後ということでもあります。それまでに、たった一つのルートで公園に行く客、公園から帰る客を流さなければなりません。未改良区間、銚納宮から坂本善三美術館の前を通る町道は、とても普通車がすんなり離合できる場所ではありません。どちらかが広い場所で道を譲らなければなりません。そして、真光寺を過ぎた天神橋、あそこは私もよく通りますが、原動機付自転車、50ccの原付で通りましても、車が来れば道を譲るか、あるいは道を譲ってもらわなければ通れないような状況です。そういう道路改良あるいは新設工事を先送りしている限りは、渋滞解消というのは到底できない話であります。

以上のことから、私は減額する修正案に賛成ということを表明いたしまして、討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第11号）について、採決に入ります。

まず、本件に対する5番、児玉智博君から提出された修正案について、挙手によって採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（松崎俊一君） 挙手少数でございます。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について挙手によって採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第57号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第9、「議案第58号 令和2年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第58号、令和2年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第10、「議案第59号 令和2年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。



これより採決に入ります。

議案第59号、令和2年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第11、「議案第60号 令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第60号、令和2年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第12、「議案第61号 令和2年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第61号、令和2年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第13、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに議会活性化特別委員長並びに人権啓発・男女共同参画特別委員長並びに災害対策特別委員長並びに広報特別委員長か

ら会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会活性化に係る検討について」及び「人権啓発・男女共同参画に係る検討について」及び「災害に関する諸問題の調査及び対策樹立について」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和2年第4回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後1時35分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（9番）

## 会 議 の 顛 末

### 1. 会議録署名議員の指名

3番 穴見 まち子 君  
9番 熊谷 博 行 君

### 1. 会期の決定

今期定例会の会期を 12月7日から12月10日までの4日間とする。

1.	議案第 51 号	小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 12 月 9 日 原案可決
1.	議案第 52 号	小国町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 12 月 9 日 原案可決
1.	議案第 53 号	小国町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 12 月 9 日 原案可決
1.	議案第 54 号	小国町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 12 月 9 日 原案可決
1.	議案第 55 号	小国町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 12 月 9 日 原案可決
1.	議案第 56 号	小国町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 12 月 9 日 原案可決
1.	議案第 57 号	令和 2 年度小国町一般会計補正予算（第 11 号）について 令和 2 年 12 月 9 日 原案可決
1.	議案第 58 号	令和 2 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について 令和 2 年 12 月 9 日 原案可決
1.	議案第 59 号	令和 2 年度小国町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について 令和 2 年 12 月 9 日 原案可決
1.	議案第 60 号	令和 2 年度小国町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について 令和 2 年 12 月 9 日 原案可決
1.	議案第 61 号	令和 2 年度小国町水道事業会計補正予算（第 1 号）について 令和 2 年 12 月 9 日 原案可決
1.	同意第 10 号	小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について 令和 2 年 12 月 7 日 同 意
1.	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 令和 2 年 12 月 7 日 適 任
1.	請願第 2 号	杖立温泉地域における排水路の整備及び避難道確保に関する請願書について 令和 2 年 12 月 7 日 採 択

《議案外》

令和2年12月7日

1. 議員派遣の件について

令和2年12月9日

1. 閉会中の継続審査の件

議会運営委員会  
総務文教福祉常任委員会  
産業常任委員会  
広報特別委員会  
議会活性化特別委員会  
人権啓発・男女共同参画特別委員会  
災害対策特別委員会

に付託

《行政報告》

令和2年12月7日

1. 職員採用試験について
1. 令和3年1月3日成人式
1. 令和3年1月5日出初式
1. 令和3年1月29日SDGs連携フォーラム
1. 令和3年2月6日熊日主催eスポーツ大会

《一般質問》

1.	コロナウイルス対策事業について	P1～P3
1.	ライトアップ事業について	P3～P5
1.	大観峰トンネルについて	P5～P7
1.	7月豪雨の災害対策本部について	P7～P11
1.	災害復旧工事について	P11～P21
1.	地域未来塾について	P22～P28
1.	中学校の外国人講師について	P28～P29
1.	教育委員の役割について	P29～P33
1.	地域振興と過疎対策	P33～P40
1.	杖立温泉街の復興と杖立川沿線の防災対策について	P1～P2
1.	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響について	P2～P5
1.	今後の小国町の財政運営について	P5～P7
1.	不妊治療の保険適用について	P7～P9
1.	保育園の申し込み及び7月豪雨に伴う保育園の対応について	P9～P12
1.	福祉用具貸与の例外給付について	P13～P16
1.	中学生のスクールバス運行について	P16～P20

小国町議会会議録  
令和2年第4回定例会

令和2年12月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一  
編集人 小国町議会議務局長 藤木 一也  
作成 株式会社アクセス  
電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119